

338.73  
C54  
⑦



0029116-000


338.73-C54ウ


朝鮮金融組合聯合会十年史

朝鮮金融組合聯合会

昭和19

ADI





27010

㊦

338.73  
C54

# 朝鮮金融組合聯合會十年史 目次

發行所寄贈本

## 緒言

### 第一章

#### 朝鮮金融組合制度の變遷

##### 第一節

##### 金融組合制度の沿革と組合令の改正

地方金融組合制度の創設—金融組合令の公布—第一次組合令改正—第二次組合令改正—第三次組合令改正—第四次組合令改正—第五次組合令改正—殖産契令の公布

##### 第二節

##### 中央機關の沿革と發展

初期に於ける組合聯絡機關—朝鮮金融組合協會—各道金融組合聯合會

### 第二章

#### 朝鮮金融組合聯合會の成立

##### 第一節

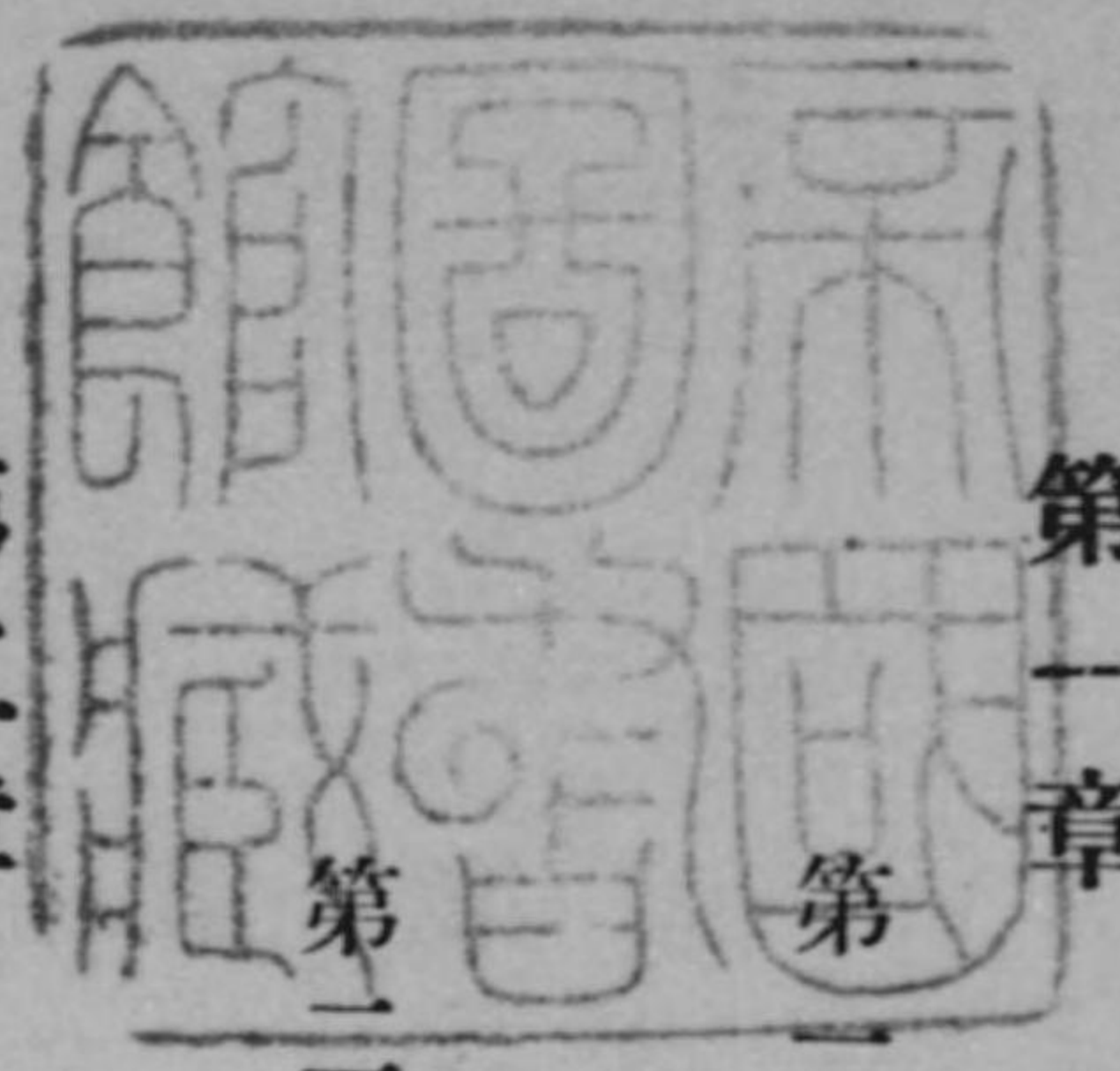
##### 聯合會成立の經過

聯合會設立の緣由—聯合會設立大綱成る—聯合會令の公布と聯合會の成立

##### 第二節

##### 聯合會の組織並に機能

聯合會の組織並に機能



### 第三章 聯合會事業の進展

第三節 政府の保護及監督……………四六

會員及業務目的—資金の構成—機關及事務分掌  
特典—監督

第一節 概況……………四九

第二節 指導事業……………五一

一、金融組合の指導  
組合趣旨の普及—組合員の増容—組合員及其の家族の指導訓練—殖産契の擴充強  
化—經營の合理化—内外の統制連絡

二、産業法人の指導

三、會員業務の統制及監査

第三節 金融事業……………八五

概況—金利—貸付—預り金—借入金—朝鮮金融債券—有價證券—爲替—其他

第四節 購買販賣事業……………一〇七

一、概況

第五節 教育事業……………一一五

一、金融組合職員教育

概況—教育方針—諸設備—教育叢書の刊行  
二、普及事業  
刊行物—巡迴映寫—畫劇

第六節 共濟事業……………一三六

一、火災共濟事業

二、朝鮮金融組合職員共濟會

第七節 諸會合……………一四二

一、第一回全鮮金融組合理事協議會  
二、第二回全鮮金融組合理事協議會  
三、第二回東亞協同組合聯絡協議會

第四章 聯合會の現勢……………一五六

第一節 組織……………一五八

一、會員

二、事務分掌機構

三、役員

第二節 金融事業……………一七〇

一、貸出

特別貸付金

都市組合基金—無利子資金—農事改良資金—特殊産業資金—産業法人低利資金—  
負債整理資金—水害復舊資金—特殊低利資金—朝鮮中小商工業資金

普通貸付金

二、預り金

三、債券發行

四、爲替

第三節 購販事業……………一八四

一、販賣事業

事業要綱—實績—殖産契の活動狀況—系統倉庫の擴充—立替拂

二、購買事業

事業方針—購買斡旋品の種目—購買品斡旋の概況

第四節 教育事業……………二〇八

一、金融組合職員教育

教育方針

講習課目—寮生活—練成教典—名稱變更

教育の種類

甲種講習會—乙種講習會—丙種講習會—婦人講習會—其の他

二、普及事業

出版—映畫—畫劇

第五節 共濟事業……………二一七

一、火災共濟事業

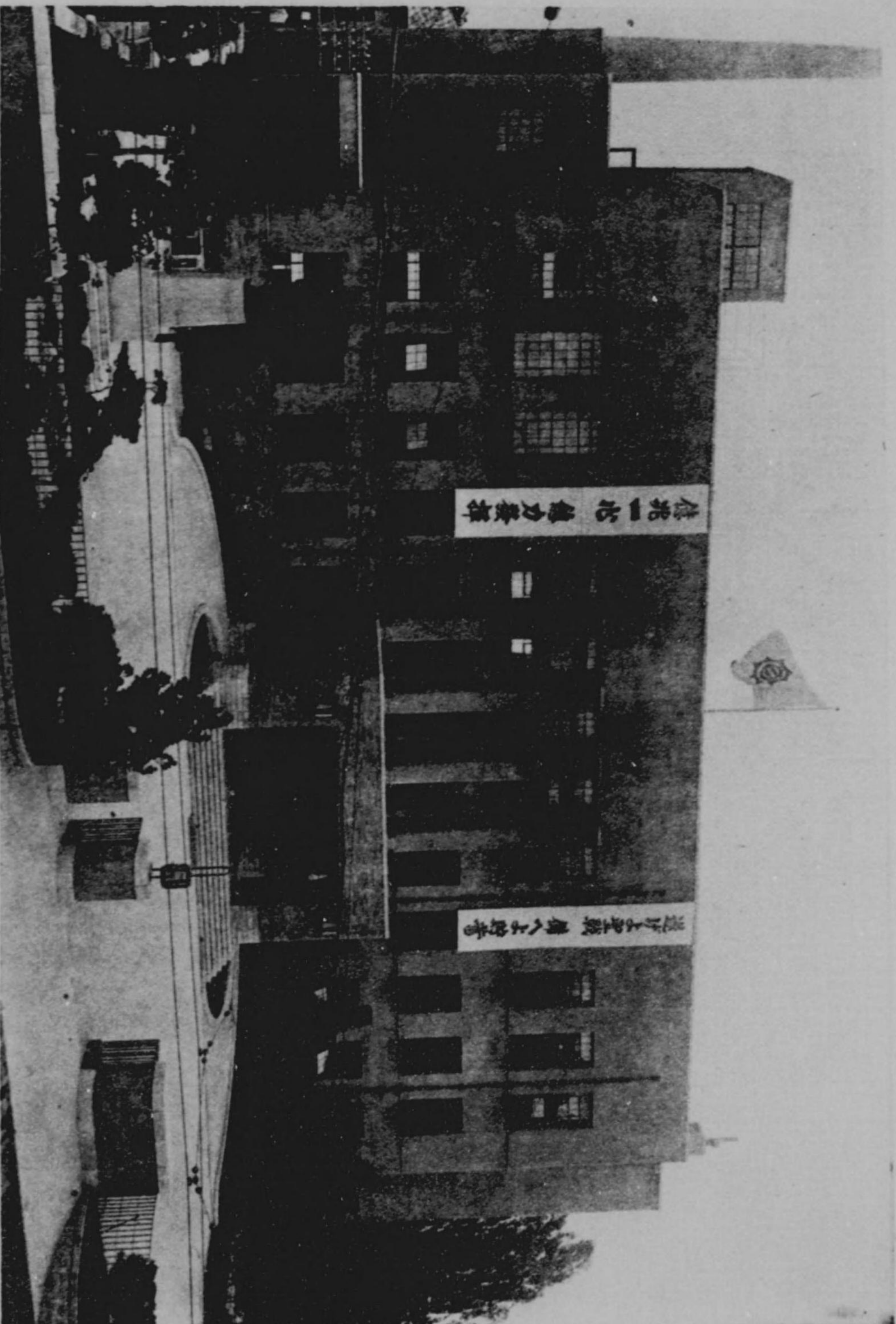
二、朝鮮金融組合職員共濟會

第六節 調査事業……………二二三

第五章 結言

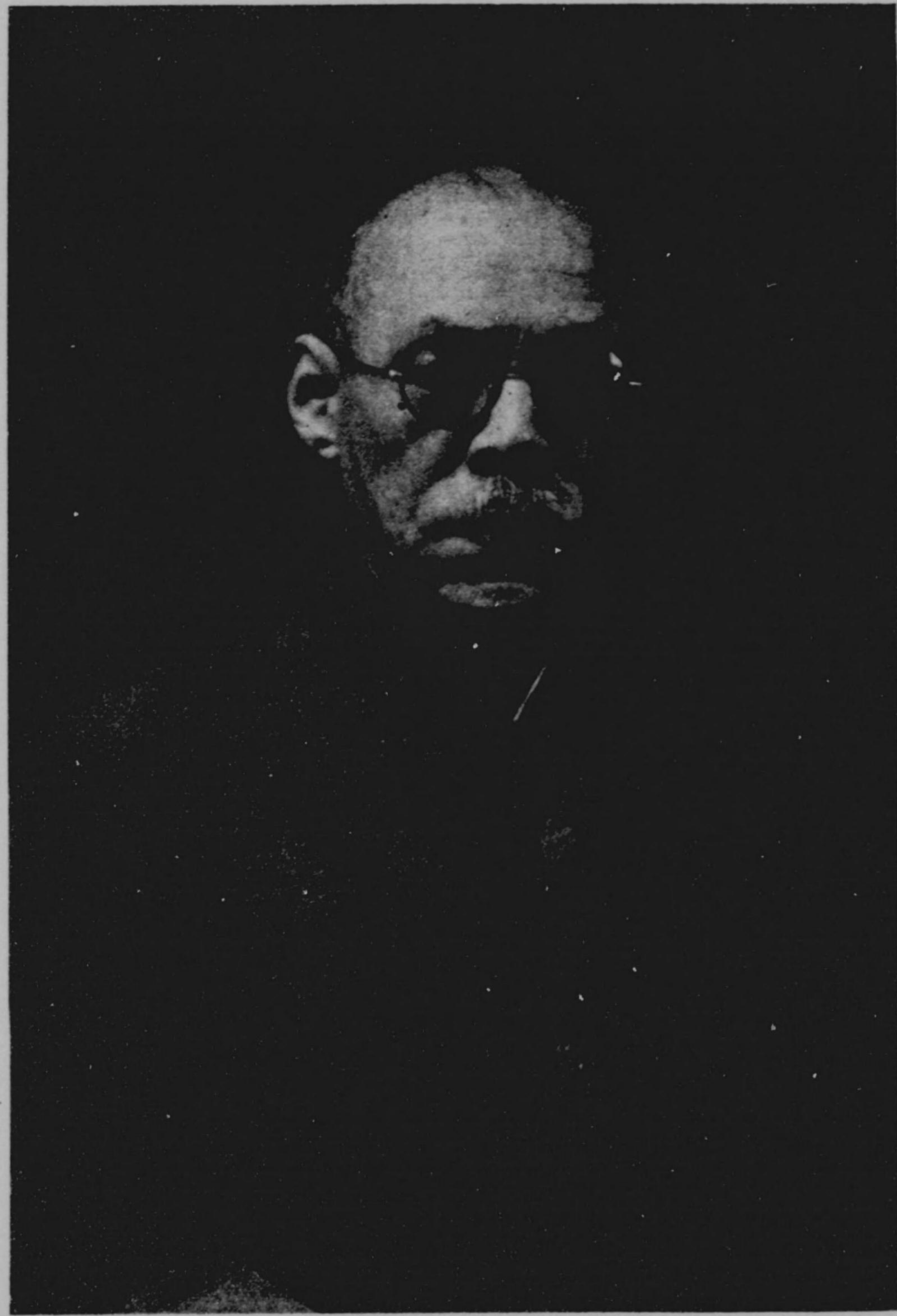
附 錄

一、朝鮮金融組合聯合會令	一
二、朝鮮金融組合聯合會定款	九
三、朝鮮金融組合同年表	二〇
四、朝鮮金融組合聯合會役職員名錄	四一
五、金融組合及同聯合會累年業務統計表	五二
結言	二二六



朝鮮金融組合聯合會本部





現 會 長  
富 永 文 一



前 會 長  
顧 問 松 本 誠



元會長  
顧問 矢鍋永三郎



長部融金 田 豐 次 郎



長部務庶 伊 木 鈴 勢 治



長部育教 松 重 巖 修



長部支道北尚慶  
作 耕 村 松 事理



長部支道南羅全  
喜 晴 泰 事理



長部支道北清忠  
郎 大 芳 山 福 事理



長部支道畿京  
郎 一 利 田 池 事理



長部支道海黄  
吉 定 野 河 事理



長部支道南尚慶  
郎 大 國 野 河 事理



長部支道北羅全  
二 末 本 岸 事理



長部支道南清忠  
郎 二 甚 川 古 事理



一 齋 藤 伊 事監



長部支道北鏡成  
憲 眞 淵 岩 事理



長部支道北安平  
八 與 田 大 事理



長部支道南安平  
而 正 磨 須 事理



義 行 部 藤 二 事監



善 競 吳 事監



長部支道南鏡成  
弌 米 重 松 事理



長部支道原江  
齊 下 木 事理



治清齋故事理元



夫節野河故事理元



彦利口田牟故事理元



作治井吉事監



郎節木松事理元



作要谷金事理元



讓根山事理元



夫秀田本事理元



元理事 初谷秀雄



元理事 松下角治



元理事 故松川一三



元理事 土屋傳作



元理事 貞廣敬介



元理事 奥田勇



元理事 小林省三



元理事 牧田清吉





一 虎 田 岸 事理元



茂 辰 口 江 事理元



郎 五 場 馬 事理元



次 建 山 岩 事理元



郎 治 今 岡 故 事理元



介 半 藤 山 事理元



三 周 本 藤 事理元



郎 太 源 田 關 事理元



魁 木々佐 事監元



肇 村 元 事監元



雄 朝 關 事理元



得 能 濱 長 事理元



三 一 川 小 事監元



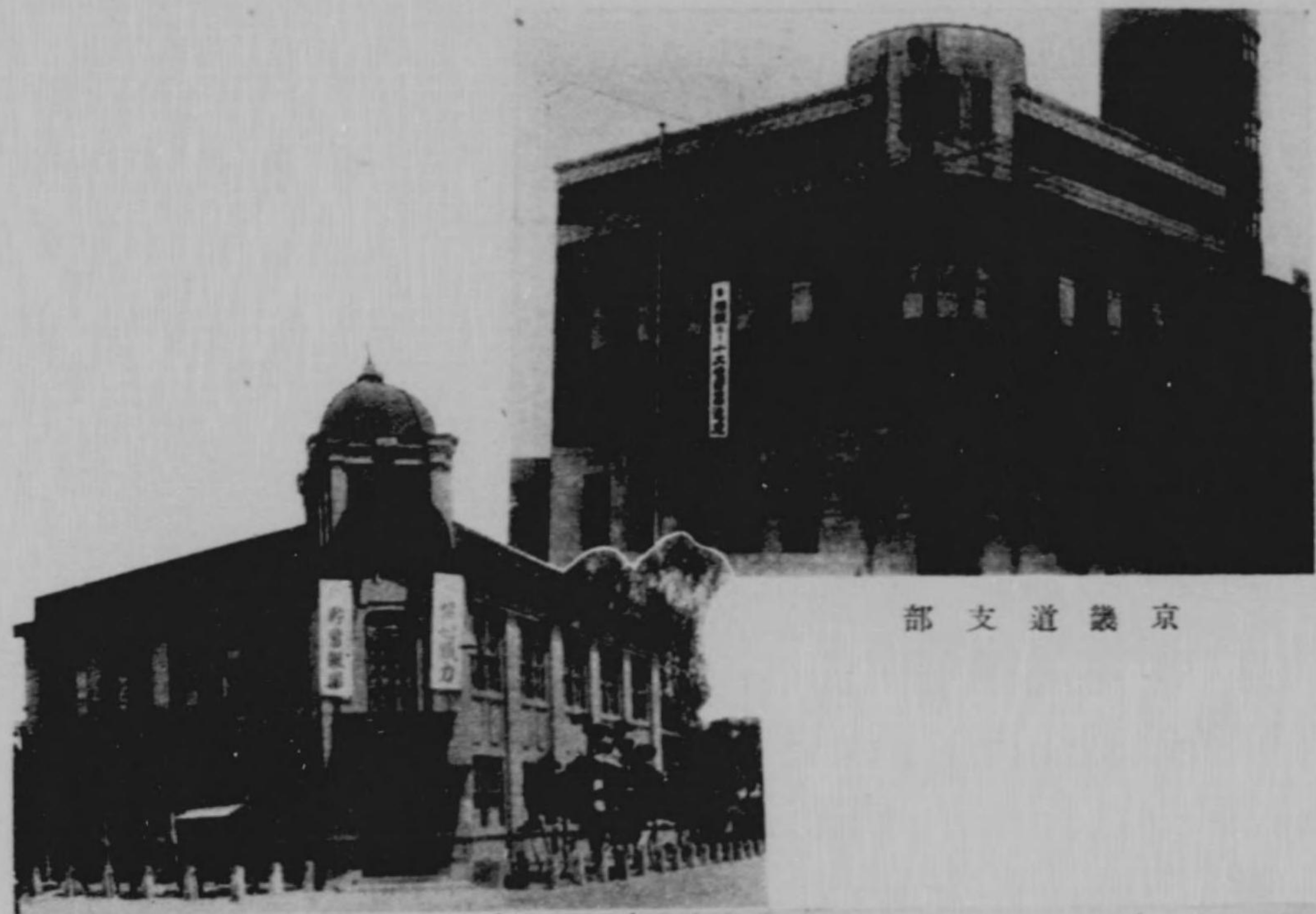
衛 眞 橋 高 事監元



太 正 塚 肥 事監元

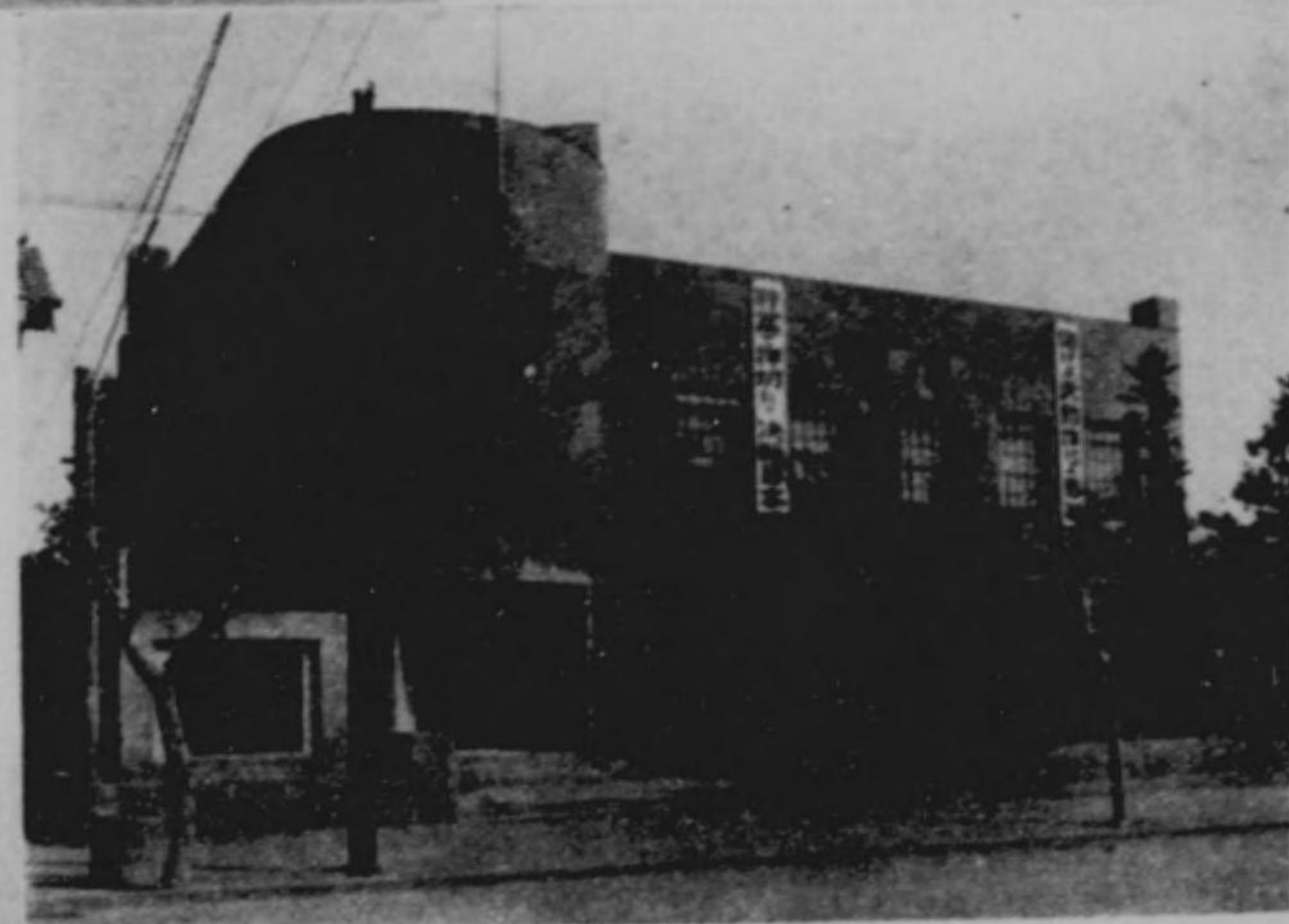


一 與 井 藤 故 事理元

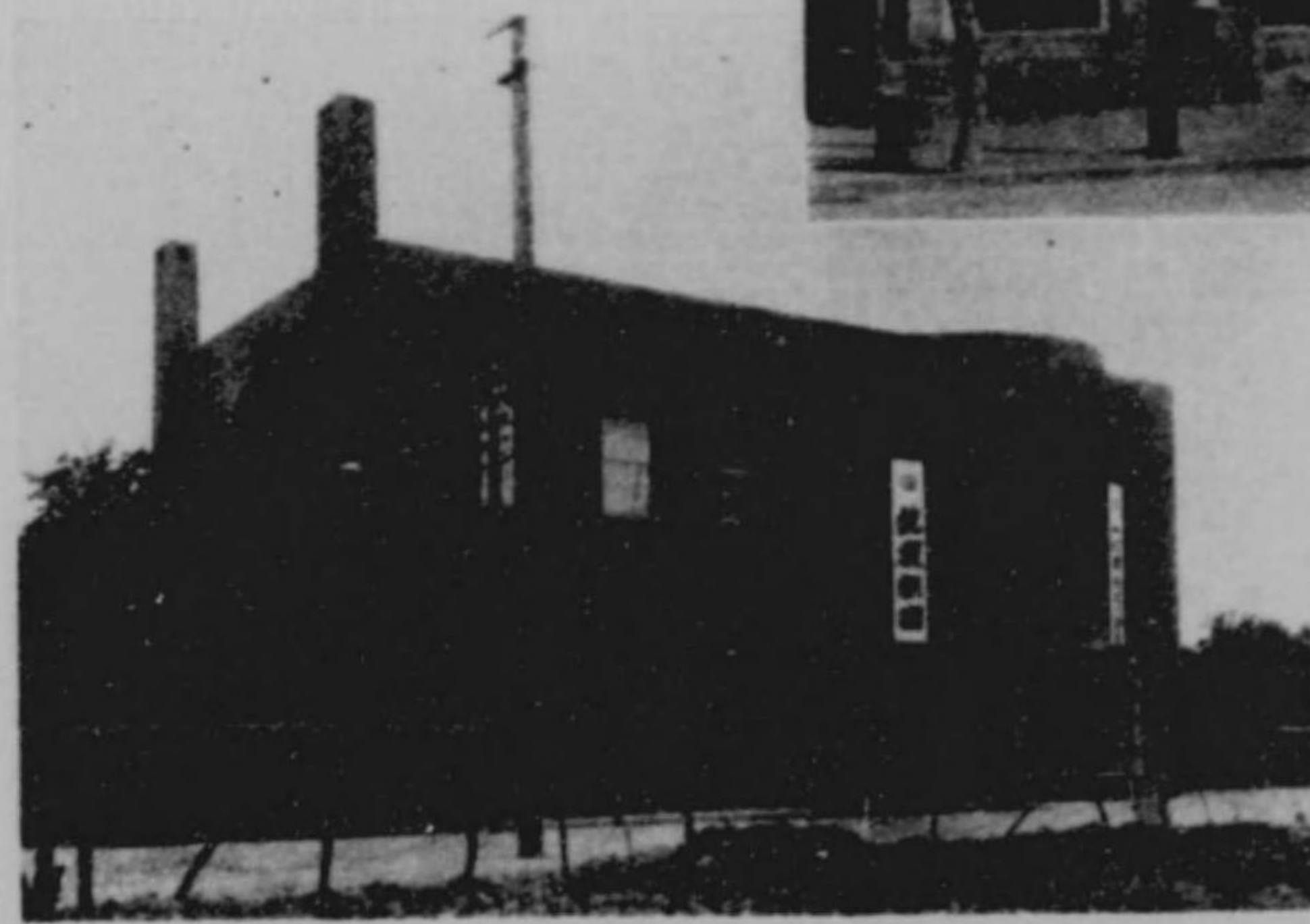


部支道畿京

部支道北清忠



部支道南清忠



部支道北羅全



介貞木青 事監元



三準幡白 事監元



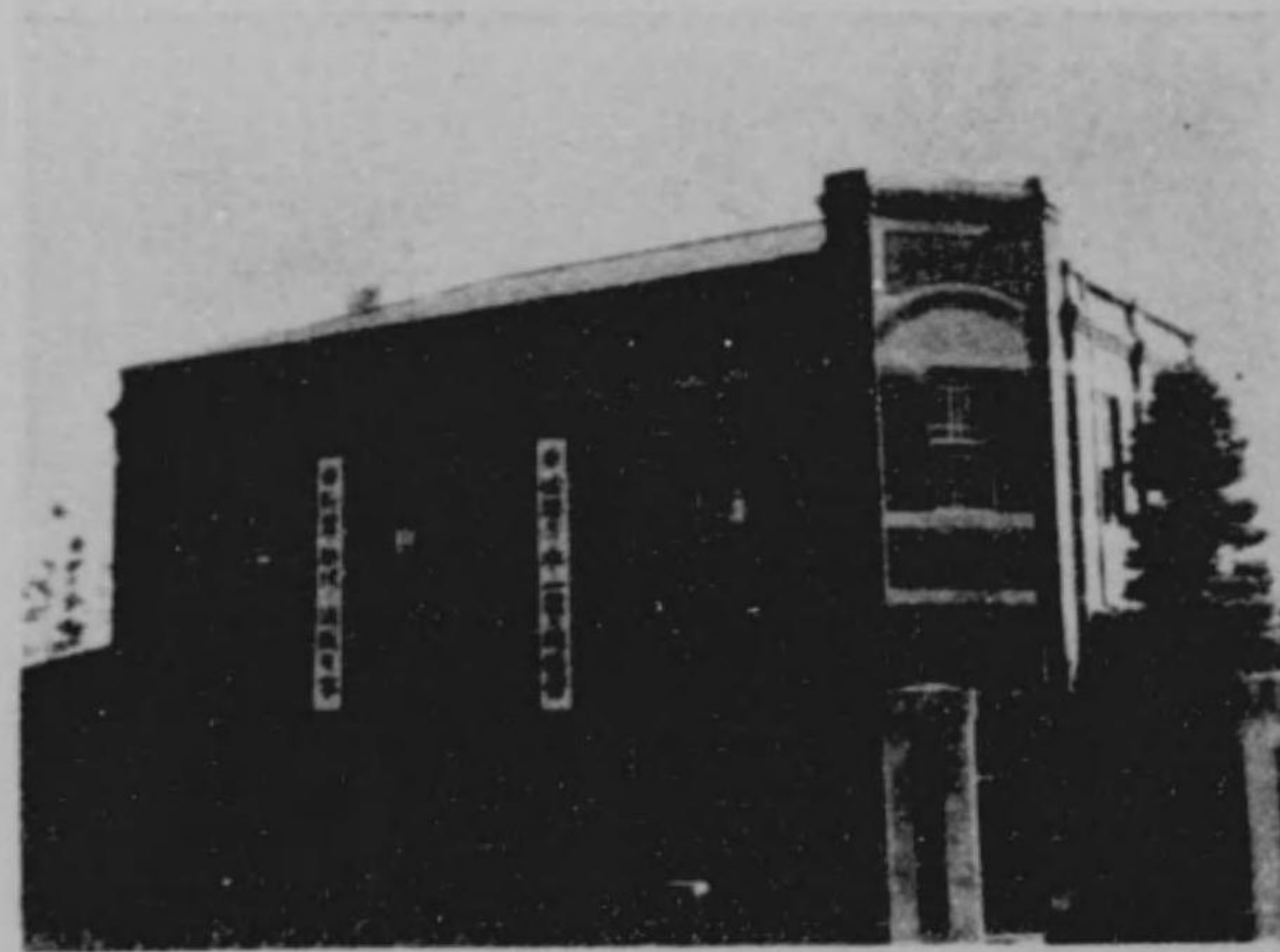
一英中田 事監元



部支道南安平



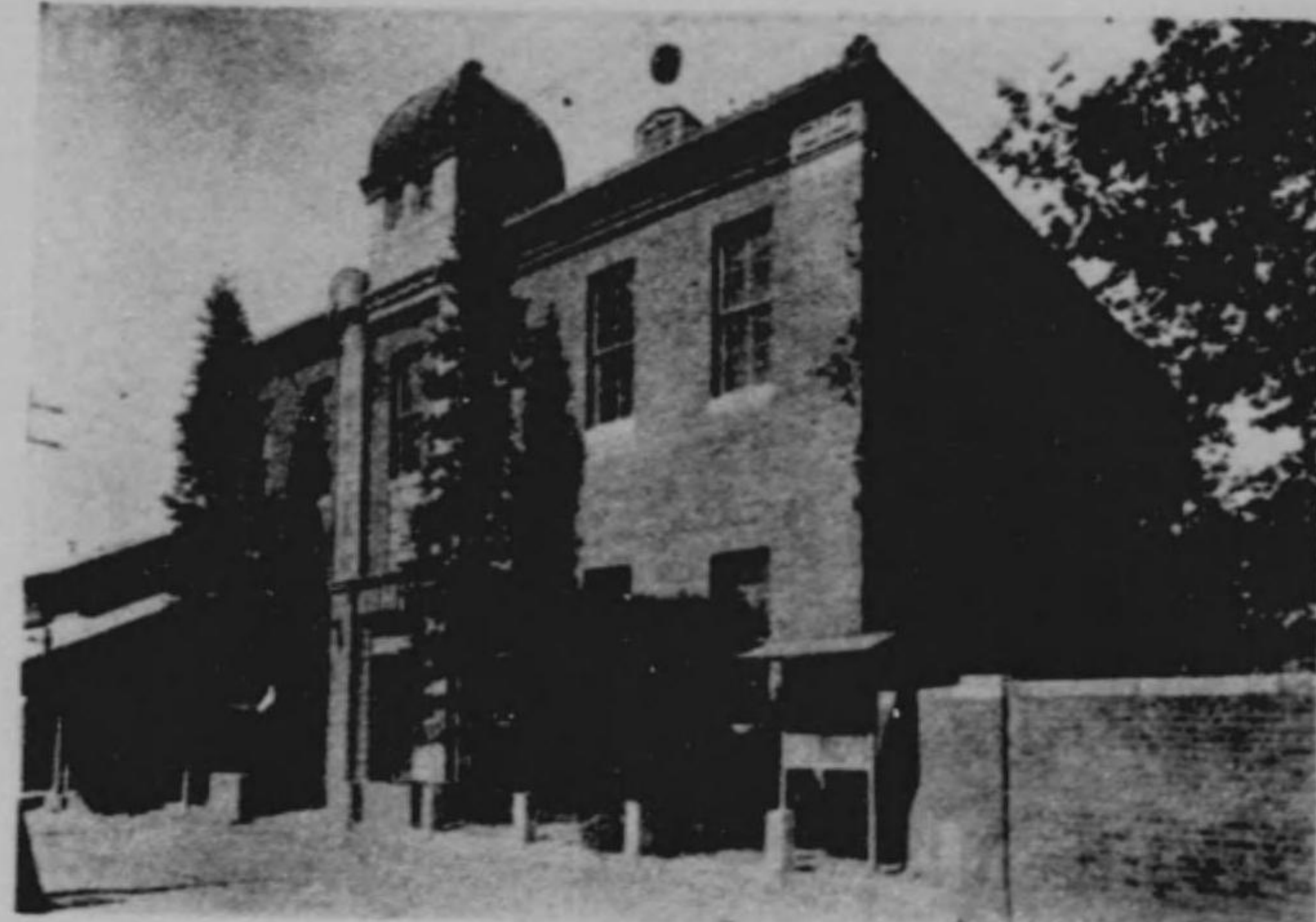
部支道北安平



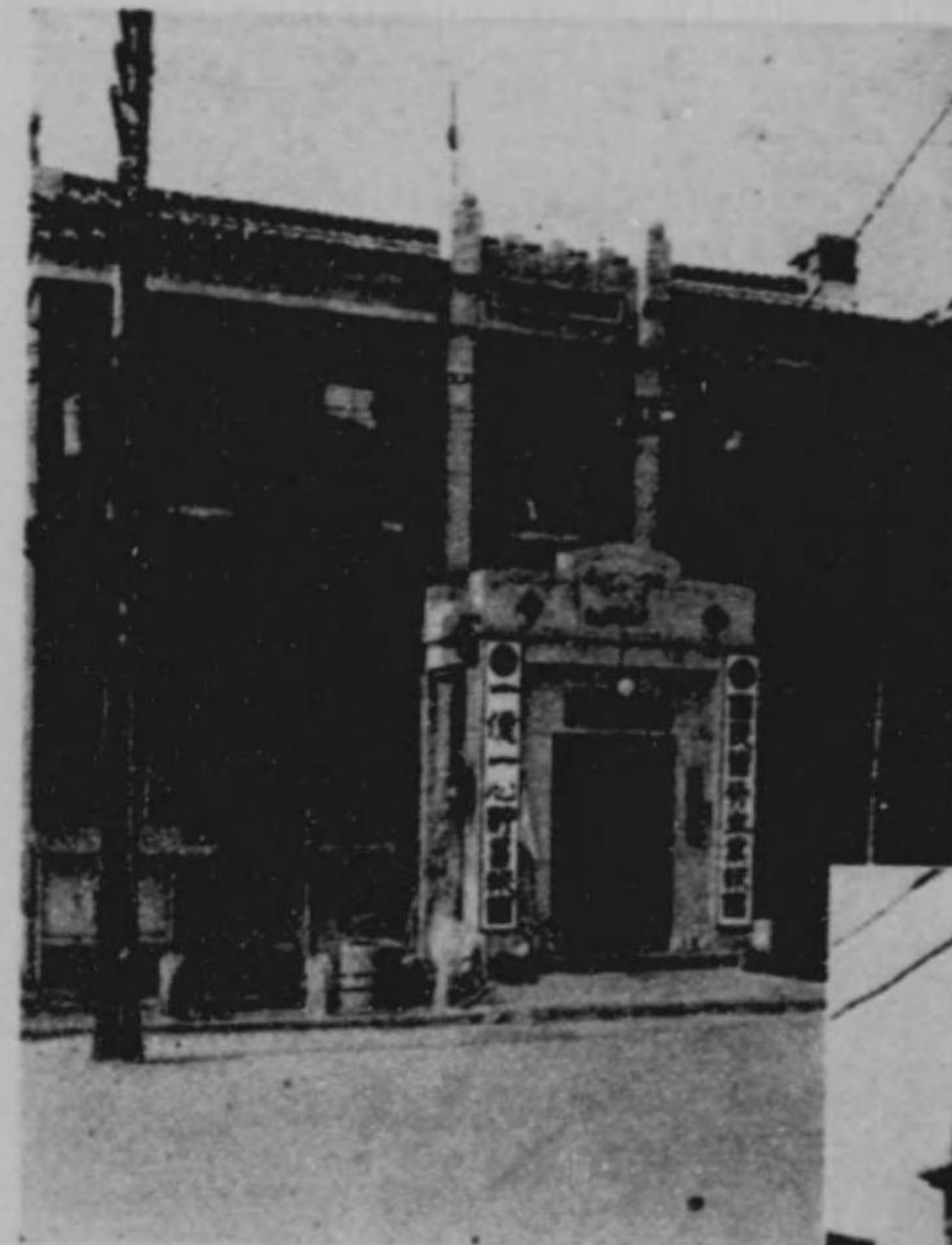
部支道原江



部支道南鏡成



部支道南羅全



部支道海黃



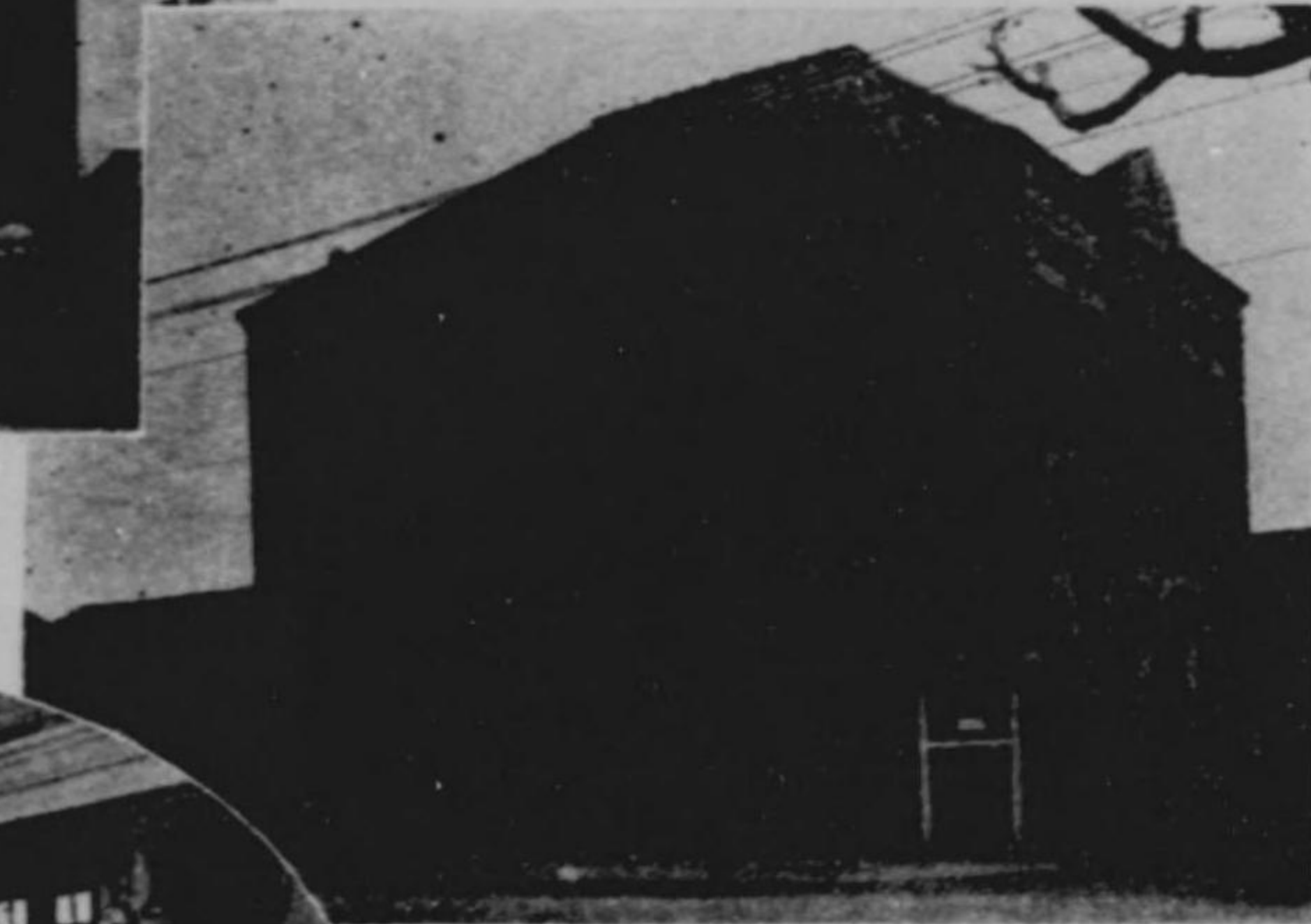
部支道北尙慶



部支道南尙慶



部支道北鏡成



所務事合組融金市都  
(合組融金南壤平道南安平)



況狀務執合組融金市都  
(合組融金川仁道議京)



所務事合組融金落村  
(合組融金永進道南尚慶)



況狀務執合組融金落村  
(合組融金陵江道原江)

## 緒言

朝鮮金融組合聯合會は昭和十八年八月三十一日を以てその創立十周年を迎へるに至つた。顧みれば聯合會の創立當時は外にありては滿洲國建設の翌年にあたり接壤の地として鮮滿一如の關聯を生ぜんとし、内にありては農村振興運動正に軌道に乗らんとするの情勢にあるあり、しかも我國經濟機構は滔々として準戰時經濟體制に移行せんとするの段階に處せんとしてゐたものである。この時にあたり金融組合制度自體としては昭和四年の第三次組合令の改正を經過し、一方にありては指導聯絡機關たる財團法人朝鮮金融組合協會は活潑なる活動をなし、他方にありては各道聯合會の資金情勢は極めて圓滑に進み強靱なる組合資金の蓄積力を示し正に中央地方を通じて組合事業は隆々たる發展の一途を進みつつあつたものである。斯かる時期に當り組合人多年の翹望たりし中央聯合會の組織が朝鮮金融組合協會、各道金融組合聯合

會の發展的統合によつて朝鮮殖産銀行の中央金庫業務を接收して實現するに至れるは素より政府當局の明斷によるものとは言へ時代は既に斯かる組織の出現を必要とするに至つたことを物語るものであり、半島金融機構整備への一つの先驅をなしたものと稱し得らるるものである。當時聯合會の結成に當りては資金的充足力の點に於て最も慎重を期せられたものであり、また組合制度全般の中央金庫的機能に加ふるに業務の指導監査事業がこの單一聯合會の下に集中され、更にまた聯絡、宣傳、教育の各事業の包攝されたることはこの新設聯合會をして綜合的機能を有する單一中央機關として組合制度發展史上内外にその類例稀なるものとして迎へしめたのである。

斯かる緣由を持ち茲に成立せる聯合會が爾來正に十年、半島經濟の推進のために尠なからざる役割を演じ來りしこと亦故なしとしない。回顧すれば昭和八年八月聯合會が成立せる當時にありては會員數金融組合六百七十四組合、産業法人五十四組合を數へ、資金部面にありて

は拂込濟出資金四十四萬圓、諸積立金二百六十一萬圓、貸出金六千二百萬圓、預り金五千百萬圓、預ヶ金一千六百萬圓を算せしものが、昭和十八年三月末に於ては會員數金融組合六百二十六組合、産業組合二十三組合を算し、資金關係については拂込濟出資金五百五十萬圓、積立金二百八十萬圓、貸出金一億九百萬圓、預り金三億九千七百萬圓、預ヶ金八千九百萬圓、有價證券保有高二億七千八百萬圓の巨大なる計數を示すに至つてゐる。勿論この十ヶ年の歲月は必ずしも永しとはしない。しかもその間に於ける資金の構成は如上の驚くべき増大變化を示してゐるが、之素より半島經濟の實相を反映せると共に組合制度自體の變遷に應じてその機構に於て將亦事業に於て尠なからざる變化を経て來たが故である。即ち、之が推移を尋ねんか、先づ金融部面にありては聯合會は從來地方的に極めて不整不統一の情態にありし金利の平準化をはかると共に國策に従つてその低下を期したのである。更に預金部資金の直接取入れの實をあげると共に金融債券の發行をなして

内地金融市場との聯絡を實現し得たものであるが、時局の要請する農業特別資金の融通については聯合會は自己資金の配合をもなし以て目的達成に資する處があつたのである。更に今次戦争勃發するや其後幾何もなくして結成を見たる朝鮮金融團の一員として鮮内資金の蓄積及び之が運用について各種金融機關と同業連帶の精神に立ちてよく國策の嚮ふ處に協力し來つたものである。

次に聯合會の遂行せる他の部門即ち購販事業部門にありても亦顯著なる業績を擧げるに至つてゐる。即ち、昭和十年八月殖産契令の公布さるるあり、所屬會員たる金融組合の購販事業部に積極的に進出をなすに至り聯合會も亦その指導的地位より新たに事業部門の機構を強化する處あり、更にまた支那事變以來糧穀配給機構の漸次整備さるるに伴ひ聯合會は會員を指導してその供出荷受に或は代金支拂に當たらしめ、加ふるに本事業に必要な資金は聯合會の餘裕金をして運用せしめる建前となしたものである。聯合會は組合趣旨の普及、組合員並

に職員教育錬成、實際の各事業についても比年進展の一路を辿りつつあるものである。

以上の如き聯合會各般の機能の發展擴充は、また、實に金融組合事業全般の發展の契機たり、且成果たりしものであるが、特に支那事變より進んで大東亞戦争の勃發となるに及んで全鮮金融組合は全力を傾けて或は國民貯蓄造成運動に或は農業増産運動に挺身しつつあるものにして斯かる重點的機能完遂に順應せしめむるがため内にありては組合の整理統合をなし以て鞏固なる組合事業推進の基盤を構築する處あり、今や聯合會の機能はこの組合事業の中樞機關としてかかる國家的使命遂行の重責に任じつつあるものである。

今日朝鮮金融組合聯合會が創立十週年の記念すべき年を迎へ、時局下國家的使命の完遂のために躍進以て事業の擴充をなさんとするの機を得たことは多年總督府當局の厚き庇護と周到なる監督に俟つ處大なりと共に直接間接組合事業推進のために盡力後援を與へられたる人士



諸賢並に第一線に在つてよく努力奮闘を續けられたる組合人各位の賜として洵に感謝にたへない處である。惟ふに時局は益々重要性を加へつつあり、兵站基地半島の人的物的諸力の國家興隆に寄與すべき處益々多からむとする時にあたり、恰も創立十周年を迎へたる聯合會はその既往の業績を記述し以て先人諸士の功業を表記し併せて世恩の深きに感謝すると共に所屬會員と一體不離の關係に於て國家緊急の要務に向つて益々協心戮力以て本會の使命達成を期せんとするものである。

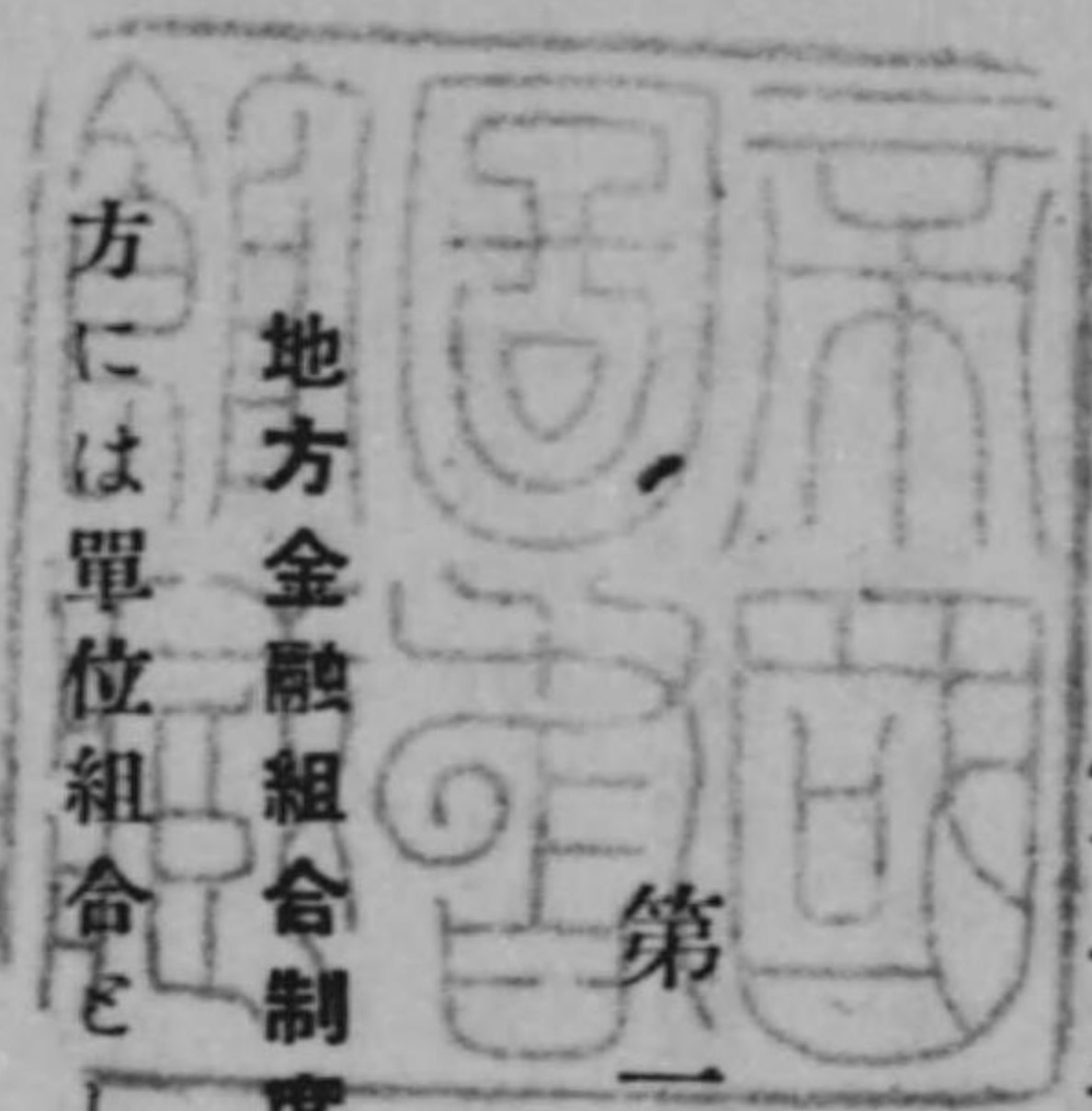
昭和十八年八月三十日

## 朝鮮金融組合聯合會

# 朝鮮金融組合聯合會十年史

## 第一章 朝鮮金融組合制度の變遷

### 第一節 金融組合制度の沿革と組合令の改正



地方金融組合制度の創設 朝鮮に於ける金融組合制度は今日中央に朝鮮金融組合聯合會を、地方には單位組合として村落金融組合と都市金融組合を全鮮のあらゆる地域に敷き、更にその下部組織として殖産契を各部落に全面的に配置し以つて中央より末端部迄整然たる統制の下に活動する有機的な構造を持つに至つてゐる。然し乍ら今日に於ける大規模なる機構も勿論三十有六年の歴史的發展の所産たるものである。即ち、明治末期の濫觴時代より、大正の基礎的強化の時代、更に昭和に入つて發展興隆と集中化の時代を経て今日に至つてゐるものである。今、この金融組合發展の歴史を回顧する時、朝鮮に於ける産業經濟の發達に相呼應したる事實、否、この半島經

濟興隆のための一つの擔ひ手として活動し來りたる金融組合の生長につき幾多の段階を経て來て  
る事實を知るものである。今より之を觀れば金融組合制度は實に内鮮一體化のための經濟的準  
備のために設立されたものと稱してよい。その法的基礎は明治四十年五月三十日勅令第三十三號  
を以つて公布された地方金融組合規則に基くものであるが、かゝる組合制度を設置せしめるに至  
つた動機は實に當時の舊韓國政府財政顧問目賀田種太郎男爵の高邁なる着眼によるものである。  
當時、即ち、明治三十年代の舊韓國時代は既に經濟的にも政治的にも日本との一體的關係の必然  
的過程をたどりつゝあつたものであつたが、特に明治三十七年日韓條約の成立の結果財政顧問府  
が設置されるに及んで、當時やうやく永い鎖國的經濟より脱却して諸外國との經濟交渉が生じつ  
つあり、新經濟體制への胎動期にあつた半島經濟は急速に封建的經濟より新經濟への編成變へを  
なすに至つたものである。當時に於ける朝鮮經濟は錯雜紛亂を極めた財政を中核とした農本的な  
封建經濟の様相を呈してゐて、その貨幣經濟の部面も紊亂言語に絶せる税制と私鑄横行し何等の  
統一を持たざる幣制とに禍されて健全なる發展を見ることは出来なかつたのである。併し乍ら、  
日本内地との經濟交渉の濃化は自然近代的金融機關の設置をもたらししたのである。即ち、釜山、  
仁川、元山等開港地を初め、京城には第一銀行其他の内地各銀行の支店の設立を見たのであるが、  
其れは勿論内鮮交易のための導管をなしたるに止まり、深く奥地に於ては貨幣經濟は未だ浸透の

度合淺く素朴幼稚なる市場經濟が支配してゐたのである。また、朝鮮側の銀行としても大韓天一、  
漢城銀行等の設立を見たが之等の金融機關の活動も一部都市を中心とした商取引及交易關係に止  
まり、その活動範圍が限定されて居たのであつて、地方に於ける流通經濟は未だ物々交換的な自  
給經濟に立ち、一方舊來の地方税制と關聯ある「外割」制度並に一種の手形に類する「於音」の  
制度も部分的には民間の需要を充したとは云へ寧ろ弊害甚しく、前述せる中央地方の綱紀の弛緩  
と共に財政紊亂の禍根をなす情態にあつた。斯くてこの停滯せる半島經濟を開發せしめるには一  
に以て強力なる日本の政治力に俟たざるを得ない實情にあつたし、財政顧問府の設置はこゝに重  
大なる意義をもつたのである。目賀田顧問はその在任三ヶ年に於て財政整理と金融制度の確立の  
ために非凡の手腕を振はれ産業開發のための基礎工作を完成されたのであるが、この半島金融機  
構の基礎工事の完成は實に日本「圓」に聯結せる幣制の整理確立と近代的金融機關の整備にあつ  
たのである。即ち新通貨の制定と第一銀行支店による國庫事務並に中央發券事務の擔當、更に其  
後に於ける韓國銀行（後の朝鮮銀行）の設立、手形組合の設置、農工銀行の設立、地方金融組合  
の創設等々がこの金融部面に於ける男爵の創意工夫された一聯の革新工作であつたのである。即  
ち、朝鮮の金融組合制度は全く政府の國策擔當機關として創始せられたものであることを知るも  
のである。けだし明治三十九年全鮮十一ヶ所に設置された農工銀行は地方産業開發を目的として

創設されたものではあつたが、その便益を享くるものは富農巨商の一部に限られその資金的勢力は未だ廣く民間に浸潤せず、地方に於ける農業金融については民度に適應せる簡便なる機關の設置を必要とすることが瞭かとなつたからである。當時地方に於ては、「契」組織に基く原始素朴なる金融慣行の存続するものがあつたが、しかも一般的には高利金融の跋扈甚だしく中下層農民は貨幣經濟への轉換に直面しつつも適正なる金融の便益を受くるに途はなかつたのである。

斯くて茲に創案されたる金融組合制度は内地及び各國の小農金融制度を研究し、當時の半島農民の實情に適合せる特殊の組合組織として考案されたものである。即ち、當時目賀田財政顧問が包懷されてゐた金融組合設立に關する趣旨は(一)地方農民の金融を疏通し其の經濟狀態を改善すること、(二)農事改良に裨益すること、(三)納税の便宜、貨幣の整理に助力することがその骨子となつてゐたものである。其後男爵はこの組合組織に關し伊藤統監に對し意見書を呈出し公の全幅の賛同を得て後に更に慎重を期せられ各農工銀行支配人に對し照會報告を徴せらるる等を経て終に原案の完成を見、政府に諮りその結果明治四十年五月三十日勅令第三十三號を以て地方金融組合規則の公布を見るに至つたのである。

この原始金融組合は出資制度を有せず小額の組合費を徴するに止まり、當時基本金として各組合に交付された一萬圓の政府資金を運轉資金として業務を開始したもので一組合員に對する資金

の貸付は五十圓を限度としてなされた全く政策的の貸付機關たるものであつた。しかのみならず當時の組合は未だ勸業施設の見るべきものなき時に當り農業の改善發達のための指導獎勵をなし、或は貨幣の整理への協力を擔當せるものであつたが、組合理事者は當時警備交通の機關備らざるのみならず業務區域數ヶ郡に跨がる地域に於てよく一身上の安危を考慮する處なく全く開拓者としての活動を續け組合事業の基礎を築き上げたものである。

**金融組合令の公布** 明治四十三年八月日韓併合の偉業成り總督政治布かるるに及んで行政機構其他各般の施設は一新するを見た。而して組合の準據法たる地方金融組合規則も一部法規の改廢を経たが、創設後既に七ヶ年の組合經營の實情に鑑みその根本的の改正の要が認められ、つひに大正三年五月二十二日制令第二二號を以つて現在施行せらるる金融組合令の公布を見るに至つた。本法の制定により金融組合はその素朴的なる貸付組合たる性格を改め農村組合組織として本來の機構を具備するに至つた。即ち、主なる改正點は (一)組合費の徵集に代るに有限責任の出資制度を認めたること、(二)貸付限度を五十圓より百圓に擴張すること、(三)預り金業務の取扱をなすに至りたること、(四)倉庫保管の寄託物に對し倉荷證券の發行の便を開きたること、(五)農工銀行媒介貸付業務の外代理業務を認めたること等である。

この組合令の制定により金融組合は新時代に即應すべき機構を具備するに至つたが、其の間政

府の指導獎勵と組合理事者の努力により組合趣旨も漸次地方に普及し、組合の増設と加入者の増大に伴ひ事業も比年進展したが、歐洲第一次大戦の勃發は半島經濟界に殷盛を加へその影響はまた地方にも及び組合自體もこの新情勢に應ずべき機構の強化をなすべきことが要求され、ここに早くも組合令改正の機運が醸成されることとなつた。

**第一次組合令改正** 組合令制定以來僅かに四年にして組合史の一期を劃すべき大改正を見るに至つた。即ち、大正七年十月一日組合令の改正を見ると同時に業務監督規程も之に基いて重要な改正を見たのである。この第二次改正令の骨子をなしたものは各道を區域とする聯合會制度が創設されたことと市街地を區域とする都市金融組合制度が設置されることとなつた事實である。即ち、改正令の主要點は(一)從來地方金融組合と稱せし名稱を單に金融組合とせしこと、(二)都市組合制度を設置し、その理事者は官選とせず總會に於て組合員中より互選せしめることとせること、(三)組合員加入資格を區域内のあらゆる獨立生計者に解放せしこと、(四)貸付金の使途につき從來の農業資金一途の制限を緩和しあらゆる生産資金に途を開きたること、(五)委託販賣・共同購入事業については消極的方針をとり都市組合に於ては原則として之を認めざりしこと等である。而して業務上特記すべき改正は一方に於て貸付限度の擴張をなすと共に非組合員預金の制限を緩和し以つて組合經營上活動の餘地を擴大し時代の進運に即應せしめるに至つたことにあり、就中新設の

都市組合に於ては手形割引、當座貸越の貸付方法が認められた。其の後都市村落を通じて組合業務の進展見るべきものがあつたが財界の殷賑、物價・勞銀の躍進的騰貴にともなひその貸付限度の狭少に過ぐる事が認められ、早くも翌八年都市、村落組合とも貸出限度の擴張がなされ都市組合一千圓、村落組合五百圓と定められる處があつた。

**第二次組合令改正** 大正七年組合令の改正以來、各道を區域とする聯合會組織の成立せることは一面に於て單位組合間の資金の授受調節を利便ならしめると共に指導監督機構も漸次整備されるあり業務は躍進の一途を辿つた。而して大正十五年一月朝鮮産業組合令の公布ありて其の前後を通じて金融組合との事業上の競合が懸念される處があつたが、本令に於ては信用事業を排除し、その業務分野を専ら購買、販賣、利用事業に限定せることによつて既存の村落金融組合との信用事業上の調節が企圖されるころがあつた。この第一次組合令改正以來十年間は順調なる組合業務の擴充時代であつたが、大正十一年九月、同十年八月及十五年七月の三回に亘つて業務監督規程の改正のことあり、前者によつて非組合員預金の受入限度の擴張がなされ、後者によりて村落組合に於ける農業資金の受入限度の擴張がなされたのである。而して昭和時代に入りその劈頭に於ける金融恐慌は半島金融界に對しても亦その影響の埒外にあるを許さなかつたが、幸ひにも金融組合にありてはその影響を受くること皆無で寧ろその信用を増大するに至つた。而して當時こ

の金融恐慌を契機として半島全金融機構の整備を目的として金融制度調査委員会が總督府主宰の下に組織され半島金融界に關する各般の研究調査がなされることとなつたが、その結果として先づ朝鮮貯蓄銀行令の公布となり、茲に新らしき貯蓄機關の發生となつた。而して貯蓄銀行令の公布にともなひ金融組合令の一部改正がなされ各道聯合會は從來の金融組合のみならず貯蓄銀行よりの預り金の受入れをもなし得ることとなつたが、これは聯合會をして地方金融の調節をなさしめんとする意圖によつたものである。

**第三次組合令改正** 大正七年の第一次組合令の改正は金融組合史上重要な一期を劃したものであるが、更にその後十年昭和四年四月に行はれた第三次組合令改正は第一次改正の如く機構の根本に觸れる處は少なかつたけれども業務上の方向を轉換せしめたる點に於て之また劃期的なる意義を持つものである。即ち金融組合問題は前記せる如く昭和二年以來總督府内に設けられた金融制度調査準備委員會に於ても研究さるる處があつたが、越えて昭和四年一月召集された朝鮮金融制度調査會の審議を経て更に慎重研究さるる處ありその成案を得て茲に改正令の公布を見たものである。而してこの第三次組合令改正の要點をあげれば、(一)多年村落組合に於て營み來つた兼營業務、即ち共同購入及び共同販賣の斡旋事業を廢止せること、(二)非組合員預金の種類を制限し主として貯蓄銀行の取扱ふ預金の範圍に限定せること、(三)預金の拂戻準備金を増大せること、(四)

組合員の所有し得べき出資口數に制限を加へたこと、(五)持分の拂戻に關して從來の拂込濟出資額以外に更に特別積立金に對する持分を認めたること、(六)從來民選であつた都市組合の理事を村落組合同様官選とせること、(七)副理事を設け先づ従たる事務所に配置し漸次本所にも之を置くこととせること、(八)從來の組合員總會に代ふる總代會制を設けたること等である。而してこの組合令の改正と關聯して業務監督規程も改正さるる處があつたが、これは第一次改正以來半島經濟の進運に伴ふべき業務の擴大轉換が要求せらるるに至つたが故であり、就中貸付限度が村落組合に於て一千圓に擴大せられたことはすでに都市組合が大正十年八月その限度を三千圓となせしに追隨せるものと謂ふべく、一方預金業務に於て普通銀行の業務との競合を避くるがため非組合員預金の中當座預金の取引を専ら公共團體、産業組合に限定せることは組合預金を原則的に前記の貯蓄銀行令に基く預金に限定せることと共にその性格を明かにせるものである。

**第四次組合令改正** 半島金融機構は昭和三年の朝鮮金融制度調査會の設定以來總督府によつて着々その整備への立法手段が講ぜられて來たが、貯蓄銀行令の公布後無盡業並に信託業に關する統制整備の方法の考究が進められ、つひにそれは昭和六年六月の朝鮮無盡業令の改正並に朝鮮信託業令の公布となつて實施さるるを見た。而して之等の新金融機關の制定乃至業務の統制と關聯して既存の金融機關に對する法的措置も當然茲に研究され、金融組合令の改正を見るに至つたの

である。勿論之は如上金融機關との關聯に於て採られた措置であり、金融組合業務自體について大なる影響を及ぼせるものではない。即ち、その改正令によつて金融組合にありては非組合員預金として従來のもの外に更に無盡會社又は無盡管理會社より預り金をなすこととなり、一方聯合會は所屬組合又は貯蓄銀行の他に更に信託會社よりも預り金を受け得るに至つたものである。

**第五次組合令改正** 金融組合令の公布以來法制上劃期的の改正と見なさるべきものは大正七年の第一次組合令の改正と昭和四年の第三次組合令の改正であるが、其の後四年、昭和八年八月の第五次組合令の改正は組合機構の發展を一應完成の域に達せしめたる點に於て前二者の改正令に比肩し得べきものである。けだしこの第五次組合令の改正によりて各道聯合會は發展的統合をなし、更に次節に於て述ぶるべき朝鮮金融組合協會並に朝鮮殖産銀行の中央金庫業務を包含して名實共に具はりたる中央聯合機關たる現在の朝鮮金融組合聯合會が茲に成立するに至つたのである。この聯合會結成は大正七年の各道聯合會の成立の方向を更に中央機關として組合制度の最後の段階を成就せしめたる處に意義を有するものである。しかも之が内地に於ける組合制度の中央機關と異なる點は、金融部門並に購販事業部門の他に指導監査並に聯絡教育の各般の事業をもあはせ行ふところの綜合的機能を有せしめたること、構造的に見て内地の如く地方聯合會を認めたる三段階制をとらず中央機關は單一となし單に内部的に本支部關係を設けたるに止まり、單位組合

この直接的關係に於て二段制を採用せる處に特色を有するものである。然もこの聯合會の結成によりて業務はこの統制ある中央機關の指導と統制によりて飛躍的進展を示すに至りたるは別記の如くであるが、一面昭和初期の農業恐慌の影響を受けて農村振興運動の開始は組合業務の流通部面への進出を必至ならしめ、組合指導方針たる農家經濟更生を樞軸として必然的に部落的指導の分野まで新たに進出せしめるに至つたのである。

**殖産契令の公布** 前述せる如く組合經營方針が農村振興運動と關聯して個々の農家より部落指導に重點を置くに及んで、茲に必然的にその指導の濃密化を圖るがための部落組織化の問題が提起さるるに至つた。金融組合が流通部門に深く進出するがためにはこの部落組織を單に任意的團體たるに止まらしめること無く、之を法人として鞏固なる地位をもたせ、以て經濟行爲の主體たらしめる必要が感ぜられたのであつて、斯くて昭和十年八月制令を以つて殖産契令の公布を見たものである。この殖産契は部落又は之に準ずる地區内に居住する者を以つて組織され、契員の隣保共助の精神に基いて契員の經濟の發達を企圖するため共同事業を營むものであるが、その事業は生産物の共同販賣、農業用品並に農家經濟用品の共同購入、共同施設、産業の指導、共濟事業等々の諸活動をなすことを目的とするものである。斯くてこの殖産契は全鮮的に主要部落に設置さるるを見るに至つたが、特に支那事變以降に於ては組合中央機關たる聯合會は政府の部落的生

産擴充計畫に參劃する他農産物の供出に對して積極的に協力をなし、或は畜牛の飼育、共同耕作、其他共同利用事業等に對してその機能を發揮せしめるために殖産契に對し指導を加へつつあり、特に戰時統制經濟に即應するがために全部落設置を目標としてすみ昭和十八年三月末に於ては早くも四萬六千契を算するに至つてゐる。

上述の如く金融組合制度は舊韓國末期に於ける當時の農業金融の改善と地方農業開拓の助成機關として日本政府の推薦せる財政顧問府の發案指導の下に創設されたものであり、その發生の當初より國家的機能を擔當せしめられたものである。爾來この組合制度は政府の適切なる監督指導と擔當組合人の努力健闘とにより比年發達し、以つて半島産業の開發、地方金融の疏通、其他國策に貢獻せる處大なるものがあるが、その段階を回顧するとき茲に發展の過程に相當の推移を認め得らるるものである。之等の段階は勿論組合令の改廢によつて跡付けられるものであるが、創設より大正七年の第一次組合令改正時までを第一期として單位組合の擴充時代と稱し得べく、次に大正七年の第一次組合令改正より昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會成立迄の時期を第二期として地方聯合會時代として金融部門整備の時期と見なすことを得るし、更に現在の朝金聯の成立以來今日に至るまでの時期を第三期と稱し得らるであらう。この第三期こそは一方に於て農村振興運動の展開と關聯して金融組合は從來の金融單營より出發して更に購販流通部に積極的に進

出するに至つたことがその最も著しい組合事業の轉換として特徴付けられてゐるものである。其後支那事變の勃發及びその大東亞戰爭への擴大は戰時統制經濟の強化となり、必然的にまた組合事業全般に影響を及ぼすに至つたものである。寧ろこの最近數ヶ年に於ては組合事業はこの國家的要請の前に國家機關化するに至つたと稱してよいものである。併し乍らかかる戰時下に於ける組合及び組合事業の形態變化があるとしても組合が三十有六年の長きに亘つて培つて來た特殊の業務方式と機構はあくまで組合制度の特質としてその長所を發揮し以つてこの國策協力に向つて活動邁進しつゝあるものである。

## 第二節 中央機關の沿革と發展

初期に於ける組合聯絡機關 地方金融組合の成立は上述の如く地方經濟の發達と地方農民の經濟更生を圖らんとする政府の企圖を契機とするものであるが、その當初より全鮮の行政地域を區劃として組織されたものである。即ち、當初は數ヶ郡に亘りたる大なる業務區域を擁してゐたものであるが、漸次組合が増設されるに伴ひ組合區域の狭少化が具現されて來たものである。而してこの組合の増設は全く政府監督當局の意圖によつて進められて來たものであるが、斯の如く漸次組合數の増加を見るに至つて組合相互間の聯絡を圖るべきことが組合人の間に要求されること

となり、早くも明治四十二年には當時の組合理事者を會員として相互の親睦と知識の交換を圖ることを目的とする「金融組合理事俱樂部」なる機關が出来た。併しこれは單なる友誼的な組合に過ぎなかつたが、其の後更に大正三年九月の地方金融組合令の公布を機として(一)雜誌及び圖書の刊行、(二)火災共濟事業、(三)共同印刷、(四)理事宿泊所の設備等をなすことを目的として「地方金融組合會」が設立されることとなつた。尤もこの組合會と雖も單なる聯絡と多少の便宜を興ふることを目的としたもので、指導機關としての性格は有しなかつたものであり、事實、會員には獨り組合理事者のみでなく組合監督の衝にある中央地方廳の官吏、其他農工銀行、東洋拓殖會社等の金融機關の支配人も會員として加入せしめて居たものである。

而して當時に於ては金融組合はその金融部面については必要な資金は専ら農工銀行より融通を仰ぐ建前にあり、未だその全面的聯合組織の必要は痛感されてゐなかつたものである。然るに其後第一次組合令の改正があり初めて各道聯合會の組織の成立を見るに至つたが、その翌年大正八年五月には從來の地方金融組合會の組織を改め鮮内の各銀行金融機關を網羅せる聯合機關として「朝鮮經濟協會」なる名稱の下に再出發をなすことになつた。各道聯合會の成立と時を同ふして農工銀行の合併による朝鮮殖産銀行の成立するあり、しかも組合會が事務所をこの殖産銀行内に有した等の關係より組合對殖産銀行は密接なる資金的關係に入つたがこの「朝鮮經濟協會」の

成立は各種金融機關の聯絡を當時の總督府財務局管下に行ふことを便利となしたがためと思はるるものである。斯くて總督府及び各道の財務官吏、殖産銀行支配人、聯合會理事長等を役員とするこの新協會は、その目的事業を概ね組合會に準じたものであるが、更に半島金融經濟の調査研究と云ふことがその目的の一として取りあげられ、一方機關誌は「地方金融組合」を改題して「金融と經濟」となし、その立場を明かにしたのである。その會則によれば經濟協會の事業目的は(一)金融及財政に關する事項を調査研究すること、(二)毎月雜誌を發行し會員に頒つこと、(三)金融及財政に關する研究會又は講演會を開催すること、(四)其他會員の知識交換に必要な事項を施設することと規定されてゐる。而してこの「經濟協會」は以上の如く組合事業自體の中央聯絡機關としての色彩は前者の「組合會」に對比していささか退歩せる感をいだかしめる處があつたが、しかも官廳、各種金融機關と聯合會乃至組合との聯絡協調を深めたる功は没すべからざるものがあつた。

しかも尙存立の後期に入つては組合を除く各種金融機關乃至官廳方面にありては夫々自らの立場に立つ聯絡を企圖する組織の成立する等ありて、漸次脱會するもの多く名稱は「經濟協會」とあるもその實質に於ては寧ろ組合聯絡機關たるの觀を呈するに至つたものである。特に組合が業務運行上必要とする帳簿用紙類、其他金庫、自轉車、肥料等の什器備品に至るまで本會の共同調



辨事業として營みしのみで無く、金融組合の建物損害の共済事業をも營むに至つたのであり、一方また組合趣旨の普及事業についてもその機關誌を通して活動するあり、特にこの末期に於て總督府採用の金融組合理事見習のために短期講習會を開催せることも組合教育事業の濫觴として特記すべきものである。斯くてこの經濟協會の性格が漸次組合の聯絡機關としての色彩を濃化するに伴ひ、金融組合のため独自の聯絡指導機關の設置の要望が次第に加はるに至つた。特に大正末期より昭和初頭にかけてのかかる運動は金融事業をも併せたる組合事業の中央機關の設置運動として現はれるに至つたが、當時の諸種の事情よりして時期尙早なりとされ、一方に於てこの經濟協會の改組に基く「朝鮮金融組合協會」(昭和三年九月)の成立として現はれ、又その中央金庫に就ては、各道聯合會と朝鮮殖産銀行との資金關聯を更に強化することを意圖して同行内に「金融組合中央金庫課」(昭和四年十月)が設置さるるを見たのである。

朝鮮金融組合協會「朝鮮經濟協會」より「朝鮮金融組合協會」への發展は上述せる如く組合事業自體の膨張發展が何等かの形に於て強力なる中央機關の結成を要求してやまなかつたその必然的結果と見らるるものである。大正後半期及び昭和初頭にありては後記するが如く各道聯合會の資金調節並に會員の業務指導の機能は軌道に乗つて發達し洵に見るべきものがあつたが、かくて勢ひ聯合會の聯合會として中央會乃至中央金庫の要望が組合人の間に澎湃として生ずるに至つた

ものである。併し乍ら總督府當局としては昭和劈頭の金融パニツクの經驗等に徴して他の金融機關の整備を一層痛感せらるる處があり、かかる情勢の下に於ては既に順調なる發展をしてゐる組合金融の機構整備の問題は早急の必要を認められなかつたものの如くである。かくしてその金融部門に於ては朝鮮殖産銀行の中央金庫課設置によつて一應の解決を見たのであるが、一方中央聯絡機關の強化は之よりさき經濟協會の改組による組合協會の成立を以つて一段落を告げたのである。兎も角この新組合協會の成立は初期の地方金融組合會の規模を更に擴大して組合事業本來の使命に邁進するの機構が整へられたるものとして特に歴史的意義を有するものである。協會の目的事業はその寄附行爲に規定さるる如く(一)會報其他の圖書の發行、(二)金融組合の趣旨の宣傳、(三)金融組合事業に關する調査研究、(四)金融組合事業に關する講習講演會の開催、(五)金融組合事業に關する功勞者の表彰、(六)金融組合、金融組合聯合會及協會の職員に對する退職慰勞金、弔慰金等の支給、(七)金融組合聯合會の建物の損害補填、(八)金融組合聯合會の爲の所要物品の共同調辨、(九)其他本會の目的を達成するための事項である。以上の如く新協會はたとへ金融事業部門には關聯なしとするも所謂組合中央會としてのあらゆる機能を遂行し得る機構を有するに至つたものであり、且つまた、役員其他人的機構に於て總督府監督官廳と不離一體の關係に立ちしため業務の進行は極めて圓滑に進みその存立の五ヶ年を通じて組合事業推進のためになした貢献はけだし甚

大なるものがある。就中組合趣旨の普及、組合教育事業の發展は見るべきものがあり、一方職員  
の退職給與金支給制度の如き福利施設は火災保險事業と共に組合共済制度上の一期を劃したもの  
として注意せられるものがある。とも角新協會にありては如上の役員機構と共に會員が各道聯合  
會及び單位組合となつてゐる關係上、指導聯絡事務は極めて圓滑にすすみ、組合運動推進のため  
の指導的役割を果したものである。例へば全鮮金融組合大會制度創始の如きは組合人の全鮮的意  
思を結集せしめしのみならず社會に對する組合事業の認識を深からしめ當局に對する第一線組合  
事業擔當者の意見申達の役割をはたし或は組合人の士氣を鼓舞するため多大の効果を收めたので  
ある。この様にして「協會」を媒體として地方と中央と將又第一線組合界と監督官廳との聯絡、相互  
協調の實は大いに進められたが、この間組合事業は比年擴大強化の一途を辿ると共に、殖産銀行  
中央金庫課の業務の成績より見て各道聯合會の資金的集結力が如何に力強く、また、中央的操作  
の運用が効果的たるかの事實が立證されるに及んで、屢次大會の希望的決議に基く中央聯合組織  
の結成問題は協會存立の後半期にあつては既に時日の問題となつたのである。かくして昭和八年  
八月の制令に基く聯合會令の公布により、茲に各道聯合會が發展的統合をなすに至つて「組合協  
會」はその中核體として新聯合會の内に包攝せらるるに至つたのである。

各道金融組合聯合會 大正七年六月の第一次金融組合令改正に伴ひ同年十一月各道一齊に設立

さるるを見た各道聯合會は金融組合事業の聯合組織の第一段階として組合史上特筆さるべきもの  
である。即ち、この地方聯合組織は明治四十年五月組合制度創始以來十一ヶ年にして結成された  
ものであり、この道聯合會成立後十五年にして現在の朝鮮金融組合聯合會の成立せるを思ふとき  
その發展の道程はほゞ中間に位することとなり、この時日的經過の動きは今日より見て興味ある  
ものがある。聯合會は當該道内の金融組合並に朝鮮總督の指定せる産業に關する法人を會員とす  
るもので、その主要業務は(一)會員に必要な資金を貸付くこと、(二)會員より預り金を爲すこと、  
(三)會員に對して業務上の指導監督を爲すこと、(四)會員相互の聯絡を圖ることとされて居り、一方  
管理機關としては理事長一名、理事一名以上、監事二名以上を置き理事長、理事は朝鮮總督之を  
任免する建前とされた。

この聯合會の成立によつて從來個々單位組合の資金運用が全く孤立的であつたのが、道を區域  
として相互に資金の有無相通がなされることとなり、資金運用上飛躍的進歩をなすに至つたもの  
である。即ち、從來個々分立せる組合機構の場合にあつては資金の調節は僅かにその地方の農工  
銀行と取引をなすに止まり、一の資金の過剰する組合が他の資金の不足する組合に對して融通を  
なすことは全く不可能事に屬した。然るに今や地方聯合組織の成立を見て道内の組合金融の運用  
は著しくその伸縮性を加へたものである。而して聯合會成立の効果は單に之に止まらず、その業

務指導及び監査事業に於ても亦大なる効果をもたらしたのである。即ち、從來個々の組合の監督に並に業務指導は専ら官廳の一事務課に於て行はれてゐたものである。しかるに組合数の増加するに伴ひ周到なる業務の指導乃至は會計検査事業は益々その實施の困難を加へるに至つたのである。が、今や新設聯合會に於ては有能なる監査事務擔任役職員によつて官廳の監督の下に實情に即應せる機能を果し得るに至つたものである。斯くしてこの各道聯合會の成立によつて組合業務は一段と整備されると共に資金的には朝鮮殖産銀行を中央金庫となして全鮮的な調節融通も亦可能となるに至つたものである。各道聯合會存立の十五年間は實にこの意味よりして今日の組合運動隆昌の根帯を培ふたものとして組合史上重要な時代を劃するものであり、特にその後期に至つては聯絡機關として朝鮮金融組合協會の成立を見るあり、また、資金的には殖産銀行中央金庫課に於て一體的の運用が行はれることありて、組合業務は經濟界の變動あるにかかはらず進展一路を進んで來たのである。この業務の進展情況を數字を以つて之を示めせば聯合會制度創設年度の大正八年度に於て所屬會員數三百九十三組合、拂込濟出資金六萬圓、借入金一千四十二萬圓、預り金八十九萬圓、貸出金一千二百七十九萬圓、預け金八萬圓を算してゐたものが現在の朝金聯へ統合せられたる昭和八年八月末現在に於ては會員數六百七十四組合(内産業法人五四)、拂込濟出資金四十四萬圓、諸積立金二百五十一萬圓、借入金二千二百三十萬圓、預り金五千二百二十七萬圓、

貸出金六千二百五十九萬圓、預け金一千六百四十五萬圓の龐大なる計數を示すに至つたのである。即ち、聯合會創設當初と朝金聯への統合直前の業務對比に於て、貸出金は約五倍に増大し、預り金は約六十倍と云ふ躍進的增加を示して居るのであつて、勿論この間に於ける半島經濟の開發また見るべきものありと雖も組合の増設に伴ふ組合業務の進展は既に昔日の比を見ざることを知るものである。斯くして中央聯合機關の結成への機運はすでにこの龐大なる業務の實績を通して充分に熟したりと稱すべく總督府當局又之を認めて愈々その設立につき研究準備する處あり、つひに昭和八年八月この組合人多年の要望は達成され茲に各道聯合會は前述せる「組合協會」と共に統合せらるると共に、更に殖産銀行中央金庫課の事務を包攝して茲に朝鮮金融組合聯合會の成立を見るに至つたのである。

## 第二章 朝鮮金融組合聯合會の成立

### 第一節 聯合會成立の經過

聯合會設立の緣由 朝鮮金融組合制度創始以來の業務の發展と機構の變遷については既に前述した如くであつて、金融組合の發展史上重要な一期を劃したものは地方聯合組織たる各道聯合會の成立であるが、それは如何に組合制度がかゝる聯合組織の結成によつて大なる發展をなすかを如實に示したものである。この中央聯合會結成への志向につき組合人の間に於て初めて論ぜられたのは既に大正の末期以來のことである。前章に於てのべた如く各道聯合會の成立と從來金融組合の親銀行として機能して來た各農工銀行の合併による朝鮮殖産銀行の成立とはこの兩者の資金取引を非常に圓滑ならしめたのであり、組合事業もこの朝鮮殖産銀行の資金的援助によるどころ又大なるものがあつたのである。併し乍らこの各道聯合會は勿論結成と同時に直ちに著しき發達を示したもので無く、資金の蓄積につきても將又資金の分散につきても各地方經濟事情によつて道により非常なる逕庭の生じたることまた必然であつた。しかもこの道聯合會間の資金操作に

付てはたとへ殖産銀行との聯絡があつたとは云へ當時にあつては同行支店との取引關係であつたため之を擔當すべき特別の機關とはなく、従つて資金運用上の弱點も當然其處に見出される處となつたのである。たまたま内地にありては大正十二年産業組合中央金庫の設置さるるあり、その他の組合聯合會組織も相次で組織され、組合事業集中化傾向の顯著なる情勢に際會してゐたのであつて、かかる内地の情勢が當時の指導的組合人の間に重要な影響をなしたること又疑無きところである。斯くして當時の聯絡機關たりし「朝鮮經濟協會」の機關誌上に於ても之等の諸問題が旺んに論ぜられる處あり、又京城府都市金融組合理事有志の要望となりて現はれる等、この中央金庫乃至中央會設置論は當時組合問題の中心課題たる觀を呈してゐたのである。たまたま昭和劈頭財界を襲つた金融恐慌を機會として金融制度調査會の結成さるるあり、その準備委員會に於ても組合人の代表も參加してをり、當然この中央聯合會問題の提起さるることが豫想されてゐたのであるが、結局時期尙早の意見に支配されて表面的に本問題が調査會に於ては上程されずに終つたのである。之については政府當局に於て慎重考慮される處あり、終に從來組合の聯絡機關として活動して來たものの未だ充分なる機能を果し得なかつた「朝鮮經濟協會」を改組し、之を純然たる組合聯絡機關たらしめ所謂組合中央會としての機能を賦與せしめるに至つたものであり、この點については既に敘述せる如くである。而してこの組合協會は勿論文字通り組合及道聯合會を會員

とする相互の聯絡協調機關たるに止まりしもので、組合人の要望せる金融部門に於ける統合の實は未だ之を期待し得ざるものであつた。併し乍ら組合協會の成立翌年十月朝鮮殖産銀行内に新に金融組合中央金庫課が設置せられ各道聯合會の資金の授受調節をこの課によつて擔當せしめることとなつたのである。勿論この中央金庫課の設置の緣由としては同年四月の第三次金融組合令改正の結果貸出限度の擴張、貸出方法の制限緩和により指導金融の徹底を圖ることとなり、一方組合員の増容運動、即ち、所謂降下運動は當時の組合事業の主導的な合言葉となるに至つた實情にあり、組合事業は大なる進展の軌道に乗らんとしつあるを以て、この際殖産銀行の金融組合に對する中央金庫的機能を強化し以つて資金の低利獲得と圓滿な授受調節を企圖せんとするにあつたのである。而してこの中央金庫課の設置が以上の如く組合金融の資金運用上並に資金獲得上の効率を發揮せんがためにある以上、組合界の意向も亦相當取り入れて運用の萬全を期する必要あり、諮問機關として金融組合中央金庫委員會を殖産銀行に設置することとなつたのである。而してこの委員會の委員の内には特に金融組合協會常務理事、京城道聯合會理事長、京城府内金融組合長及同理事の内數名を囑託することとし、以つて聯合會に對する業務指導方針に關する事項、聯合會に對する預金及貸出利率に關する事項、其他重要な事項の決定について本委員會に諮問し審議の上實施する建前となしたのである。かくしてこの中央金庫課の設置により從來資金的に

は各道聯合會を單位として當該地元支店との單一取引なりしものが中央金庫課に集中化され、預金、貸出等につき全鮮的に運用されるに至りしのみでなく、金利の引下が實現され更に預金見合貸付、有價證券の買入又は賣却の斡旋並保護預のなされることとなりこの金融部門に於ける圓滑なる調整は洵に見るべきものがあつたのである。即ち當時の各道聯合會對中央金庫課の資金狀況を示せば次の如くである。即ち、昭和四年度に於ては聯合會の借入金一千七百八十萬圓、預ケ金八百七十萬圓に達せしものが、昭和六年度にありては借入金二千四百八十萬圓内特別借入金一千五百五十萬圓、預ケ金一千八十萬圓となり、更に昭和七年度にありては借入金二千八十萬圓内特別借入金一千六百四十萬圓、預ケ金一千九百六十萬圓を算する情態となり、預金部より借入るる特別借入金を除けば普通借入金は漸減の傾向にあり、既に充分なる自給力ある事實を示してゐたのである。かくて中央金庫課の業務は組合事業の集中化が如何に効果的なる業績を發揮するかを如實に表示するものであるが、當然ここにこの中央金庫課の業務を組合運動の中央機關設置によりて更に強力に發展せしめんとする意向が益々組合人の間に横溢するに至つた。即ち、昭和五年釜山に於て開催された第一回金融組合地方大會に於ては金融組合中央機關設置に關する件として協議問題として提出されたが、その理由として金融組合發達の現狀に鑑み有力なる指導機關を要求するのみならず一層低安なる資金の取入れを必要とし進んで人物教養等積極的方針を取るを緊

要と認むるに因る旨が述べられたのであつたが、全員一致によつて可決さるる處となつたのである。更に昭和七年京城に於て朝鮮金融組合協會主催の下に開催された第二回金融組合中央大會に於ても亦金融組合中央會の設置其の他大會に於て可決せられたる事項の實行方促進の件として提案され中央機關の設置其の他の急を要する事項にして尙實現に到らざるもの多數あるを以て尙一層の配慮を要望すと云ふ理由のもとに中央機關の急速實施を求むるところがあつた。

この様に昭和四年の組合令の改正の前後に於て一方に於て組合協會の成立を見、他方に於て殖産銀行に中央金庫課の設置を見るに至つて、大正末期より組合中央機關設置の要求は一應形を變へて解決されたるが如くにして、しかも組合運動内部に於ける鬱然たる中央機關設置の要望は遂に之を抑止し得ざる勢を持つに至り、再三組合大會に於て表面的な要望として現はるに至つたものである。かかる要望が組合協會の主催し且つまた總督府財務當局自體の後援にもとづく組合大會の協議問題として上程さるるに至つた事實が既に内外とも中央聯合會結成の氣運を益々濃化せしめつつあつたことを裏書するものである。事實組合協會成立によつて組合及各道聯合會の聯絡協調は實に急速度を以つて實現され、組合運動の一致團結の氣運はまことに刮目すべき進展を劃せるのみでなく、一方殖産銀行中央金庫課の事業は極めて順調に進み、各道聯合會の業務情態また健實一路を邁進し、既に中央機關結成の實現は時日の問題たるに至つたのである。

聯合會設立大綱成る 而して總督府當局にありては組合協會成立後幾何もなくして財務局長草間秀雄氏辭任され、林繁藏氏その後を襲ひ爾後五ヶ年間に亘り組合事業の進展につきつぶさに研究調査をすすめらるるあり、つひに昭和八年初に至り多年金融組合關係者の翹望し來りたる金融組合中央機關設置に關する具體案の成熟を見、かくして直ちに法制的措置につき着手さるるに至つたのである。昭和八年七月公表された金融組合の統制機關設立に就てこの財務局長談はこの間の事情を明かにせるものであるから左にその全部を掲げることとする。

「金融組合中央機關を設置すべしとの意見は多年金融組合關係者の翹望し來つた處であるが、其の眼目とする處は組合の統制ある活動と共に施設の徹底的改善を圖ると共に組合餘裕金の圓滑周到なる運用と資金の低利融通を行ひ以て組合共同の利益を増進せんとするにあつた。曩に本府に於ては關係者の要望に鑑み昭和三年金融組合及聯合會相互の提携聯絡、組合趣旨の普及、組合運動に關する各種の調査研究並に職員の教養事務を處理統合せしめるため朝鮮金融組合協會を創設すると共に資金關係に就ては各般の事情を考慮して昭和四年朝鮮殖産銀行内に金融組合中央金庫課を設置せしめて全鮮金融組合の爲に中央金庫事務を鞅掌せしめ、以て金融組合の統制ある發展を期することとしたが、組合關係者は更に金庫事務の統合をも熱望してやまない狀況であつた。即ち、昭和七年度末に於ける金融組合の現況は組合員數八十三萬人、貸付金一

億三千萬圓、預り金一億圓の巨額に達し之を昭和三年朝鮮金融組合協會設置の際に比較すれば何れも約五割の激増にして金融組合及同聯合會の事業分量は著しく増大せるのみならず、各道金融組合聯合會の朝鮮殖産銀行に對する預け金は最近約千四百萬圓に達し、普通借入金七百七十萬圓で約六百三十萬圓の預け金超過を示せる情況で、此の機會に金融組合自體の獨立せる中央金融機關を創設して各道聯合會の資金の有無を相互融通せしむることとすれば全體として一層利益に均霑し得るは勿論、強力にして徹底せる指導と援助とを爲し得て金融組合をして庶民金融機關としての機能を一層有効適切に發揮せしむることともなるべきを思ひ、金融界の狀況並に組合關係者多年の熱烈なる要望等にも鑑み關係方面と熟議の結果此の際金融組合の統制的中央機關を設置することに決定した次第でありまして、朝鮮金融組合令の制度を始め、朝鮮殖産銀行令、貯蓄銀行令、朝鮮信託業令及關係諸法令改正の審議を己に終了しましたので近く發布の上一日も速かに之が實現を期することに努力する積りであります。

以上の如き趣旨によりて總督府當局は萬端の立案審議をすすめたのであるがこの聯合會設立に關する要綱は次の如きものであつた。

- 一、名稱は朝鮮金融組合聯合會とすること
- 二、各道金融組合聯合會を合併する形式によること

- 三、設立委員を任命して設立に必要な諸般の準備をなかしむること
- 四、朝鮮金融組合聯合會は法人とし會員の資金の調整業務の指導其他共同の利益の増進を圖るを目的とすること
- 五、主たる事務所を京城府に、支部を各道廳所在地に置くこと
- 六、金融組合及朝鮮總督の指定したる産業に關する法人を會員とすること
- 七、會員は出資一口以上を有し出資一口の金額は之を五百圓とすること
- 八、役員としては會長、理事、監事及相談役若干名を置くこと
- 九、會員中より選出したる議員を以つて通常總會を組織せしむること
- 十、拂込出資金額の十五倍を限り債券を發行せしむること
- 十一、資金の調達運用に付ては朝鮮殖産銀行に密接なる連絡を保持せしむること
- 十二、朝鮮金融組合聯合會に監理官を置き業務を監視せしめ時宜により各道支部にも監理官を置くこと

聯合會令の公布と聯合會の成立 而して右の如き大綱に基き總督府に於ては着々準備をすすめて遂に七月上旬に至り一切の立案審議を了し法制局其他内地關係との接衝も順調に進んだのであるが、愈々その通過が確實となり八月上旬財務局長より各道知事宛に朝鮮金融組合聯合會令が近

く實施の見込につき同令施行の日より聯合會成立の日迄(一)新に會員を加入せしめざることを、(二)會員の持分の譲渡を承諾せしめざることを、(三)會員より出資口數の増加を爲さしめざることを、(四)新に出資拂込を受入れざることを、(五)道聯合會の法定準備金及特別積立金の増減を行はざることをの電報通牒を發し、事務整理の慎重を期したのであつた。而して案は豫定の如く八月十三日閣議に於て可決され、茲に朝鮮金融組合聯合會令は朝鮮總督宇垣一成氏により昭和八年八月十七日制令第六號を以つて公布さるるに至つたのである。

斯くして總督府にありては直ちに聯合會の設立準備に着手さるところとなつたが、八月十八日府令第七十八號を以つて聯合會令が施行さるることとなり同日附を以て左の通り設立委員會委員長及委員が任命された。

朝鮮金融組合聯合會設立委員長

今井田清徳

朝鮮金融組合聯合會設立委員

同 林 繁 藏  
 同 穂 積 眞 六 郎  
 同 笠 井 健 太 郎  
 同 渡 邊 忍  
 同 松 本 誠

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

西 崎 鶴 司  
 矢 鍋 永 三 郎  
 有 賀 光 豊  
 植 野 勳  
 伊 森 明 治  
 林 茂 樹  
 水 間 美 繼  
 加 藤 敬 三 郎  
 松 原 純 一  
 色 部 貢  
 田 淵 勳  
 韓 相 龍  
 朴 榮 詰  
 山 根 諷  
 貞 廣 敬 介





- 七、 出資口數ノ割當ヲ終リタルトキハ其ノ結果ヲ届出ヅベシ
- 八、 監事ヲ選任スベシ
- 九、 朝鮮金融組合聯合會設立ニ付許可ヲ申請スベシ
- 十、 朝鮮金融組合聯合會會長ニ事務引繼ヲ爲シタルトキハ一月以内ニ設立ニ關スル顛末ヲ届出ヅベシ

斯くして右命令に基き朝鮮金融組合聯合會設立事務所を京城府竹添町一丁目七十五番地朝鮮金融組合協會内に設置すると共に設立事務を開始し、左の如き委員會事務規程を制定し朝鮮總督に届出でる處があつた。

委員會事務規程

- 第一條 委員會ノ議長ハ委員長之ニ當リ委員長事故アルトキハ委員長ノ指命シタル委員ヲ以テ之ニ充ツ
- 第二條 議事ハ出席セル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第三條 委員長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ議案ヲ配布シ書面ヲ以テ委員ノ意見ヲ徵シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アリタルトキハ之ヲ以テ決議ニ代フルコトヲ得

第四條 議事及配布ノ議案ハ總テ秘密トス

第五條 委員長ハ幹事ヲ囑託スルコトヲ得

第六條 本規定ニ明文ナキ事項ハ委員長ノ定ムル所ニ依ル

而して八月二十日各道聯合會理事長の參集を求め新聯合會に關する協議を爲すと共に各道聯合會の法定準備金二百八十八萬七千九百餘圓に對して其の會員の有する持分と従前の出資額とを併せ拂込出資額となすことに定め以つて會員に對する出資口數の割當をなしたのである。次で翌八月二十一日朝鮮金融組合聯合會設立委員會は朝鮮金融組合聯合會設立事務所に開催され、今井田委員長を初め委員三十四名中二十九名出席し定款作成及その認可申請並に出資口數割當、監事の選任、設立許可申請に關する議案に付順次協議を進め原案通り可決し、監事として左記の諸氏が選任された。

- |            |         |
|------------|---------|
| 京城南大門金融組合長 | 肥 塚 正 太 |
| 京城鐘路金融組合長  | 元 惠 常   |
| 光山金融組合理事   | 佐 々 木 魁 |
| 鳳山金融組合理事   | 高 橋 直 衛 |

而してこの設立委員會に於てなされた今井田委員長の挨拶は聯合會成立に關する經緯を表明さ

れたるものなるを以つて茲に掲記することとする。

「抑々金融組合の中央機關を設立すべしとの意見は多年組合關係者の翹望し來つた處であります  
が、其の眼目と致しまする處は組合運動の統制化と組合資金の圓滑有利なる運用を圖らんとす  
るに在つたのであります。本府に於ては關係者の要望に鑑み昭和三年金融組合及同聯合會相互  
の聯絡提携及職員の教養事務等に付統合處理せしむるため朝鮮金融組合協會を創設すると共に、  
資金關係については各般の事情を考慮して昭和四年殖産銀行内に金融組合中央金庫課を設置せ  
しめて、全鮮金融組合のために中央金庫事務を執掌せしめ以つて金融組合の統制ある發展を期  
すること致しましたが、組合關係者は更に進んで金庫業務の統合をも熱望して已まぬ狀況で  
ありました。

而して最近に於ける金融組合の現況は組合員數八十四萬人、貸付金一億三千萬圓、預金一億六  
百萬圓の巨額に達し之を昭和三年朝鮮金融組合協會設置の際に比較すれば、何れも約五割の激  
増でありまして金融組合及同聯合會の事業分量は著しく増大せるのみならず、各道金融組合聯  
合會の自己資金は非常に豊富となりましたので、本府に於ては組合の現情に鑑み此の機會に金  
融組合自體の獨立せる中央金融機關を創設して資金運用上にも徹底せる指導を行はしめ以つて  
金融組合をして庶民金融機關としての機能を一層有効適切に發揮せしむるを適當と思料し、去

る十七日附を以つて朝鮮金融組合聯合會令を公布すること相成つた次第であります。組合關  
係者多年の要望が茲に其の實現の緒に就きましたことは重々御同慶と存する處でありまして、  
金融組合の將來に於ける活躍を朝鮮農村の爲衷心より期待する次第であります。」  
ついで右設立委員會の決議に基き朝鮮金融組合聯合會の設立認可申請及同定款認可申請をなした  
るに對し八月三十一日附を以つて許可及認可の指令あり、同時に左記の通り會長以下理事の任命  
ありて茲に朝鮮金融組合聯合會は名實共に成立し、設立委員會委員長は一切の事務を會長矢鍋永  
三郎氏に引繼がれたのである。

會 長	矢 鍋 永 三 郎
本部庶務部長	理 事 牟 田 口 利 彦
同 金融部長	理 事 本 田 秀 夫
同 教育部長	理 事 山 根 聰
京畿道支部長	理 事 貞 廣 敬 介
忠清北道支部長	理 事 松 川 一 三
忠清南道支部長	理 事 崧 山 建 次
全羅北道支部長	理 事 馬 場 五 郎

全羅南道支部長	理事	關田源太郎
慶尙北道支部長	理事	牧田清吉
慶尙南道支部長	理事	小林省三
黃海道支部長	理事	松下角治
平安南道支部長	理事	齋藤清治
平安北道支部長	理事	松木節郎
江原道支部長	理事	藤本周三
咸鏡南道支部長	理事	奧田勇
咸鏡北道支部長	理事	初谷秀雄

ついでまた同日、府令第八十三號を以つて朝鮮金融組合聯合會令施行規則、及府令第八十四號を以つて朝鮮金融債券規則が夫々公布せられたのである。

顧みるに朝鮮金融組合制度の發展は對外的には半島經濟の躍進の跡に吻合するものであるが内部的にはその聯合組織の發展段階に順應してゐるものである。既に述べたるが如く大正七年の各道聯合會制度の創設とその後の業績とはすでに組合事業の集中過程が如何に事業自體の進展に寄與するかを如實に示せるものであるが、更に昭和三年の朝鮮金融組合協會並に昭和四年の殖銀中

央金庫課の設置とは其の後に於ける各般の組合事業の飛躍的進展に伴ひ愈々中央聯合會の結成を必要ならしめるに至つたものであり、この實情についてはさきに述べたるが如くである。しかるに今やこの組合人多年の翹望は達成されたるものにして全鮮組合人が歡呼して之を迎へたるまた宜なる哉と稱すべきである。惟ふに新聯合會の成立は實に金融組合制度の一體的關係を強化具現するに至つたものであり、思へば組合制度創立以來正に二十六年、各道聯合會制度創設以來十五年にしてこの輝しき中央的聯合機關結成の實を見たものである。而してこの聯合會結成によつて組合事業は社會的にも經濟的にも更に一段と躍進の態勢をこのへるに至つたものであり、近年に於ける組合運動各分野の發展は正にこの時期を起點として出發してゐるものである。

## 第二節 聯合會の組織並に機能

**會員及業務目的** 朝鮮金融組合聯合會は昭和八年八月三十一日上述の如く聯合會令並に同施行規則に基き設立された特殊法人であるが、その目的とする處は所屬會員に對し資金を供給し、業務上の指導を爲し其他共同の利益の増進をはかるにあり、その業務區域を朝鮮一圓としてゐるものである。而して事務所は本部を京城府に支部を各道廳所在地に置くものであるが、會員たるものは都市及村落金融組合を基幹とし更に朝鮮總督の指定したる産業に關する法人は朝鮮總督の

認可を経て之を會員となし得るものである。即ち、聯合會の會員には金融組合の如く設立の許可を受けたるとき自動的に會員となるべき所謂強制加入會員と、其他の産業法人の如き任意加入會員とを以つて構成されるものである。會員は出資一口以上を有することを要するものであり、その責任は出資額を限度となすものである。次に聯合會は設立當時に於て會員數七百二十八組合を算したがその内金融組合は六百七十四組合を算し其他の産業法人は五十四組合を算した。この産業法人には朝鮮産業組合令に基いて設立されたる産業組合並に朝鮮漁業組合令に基いて設立されたる漁業組合があるが、之等の産業法人に對しても聯合會はその加入を認め一種の中央金庫としての機能を果すと共に必要なる業務上の指導監査を遂行するものである。

以上の如く聯合會は單位組合對中央聯合會の二段階制とせられたのみでなくその機能としては金融指導共済宣傳教育等が綜合的に單一機關に集中されてゐる。この點は内地の産業組合制度が三段階制を採り尙且中央機關が部門別に分化せるに對して著しく特殊性を持つものである。しかも聯合會對會員の關係が一糸みだれざる統制下に置かれたるのみならず專屬取引の實行さるることは之を内外に見るも類例なきものであり、正に金融組合制度の有する組織上の特徴と云はなければならぬ。而して聯合會はその目的達成の爲め次の如き事業を營むものであり、その事業年度は毎年四月一日より始まり翌年三月三十一日に終るものとされた。

- 一、會員に必要な資金の貸付をなすこと
  - 二、會員に對し手形の割引をなすこと
  - 三、會員の爲に爲替業務を營むこと
  - 四、會員より預り金を爲すこと
  - 五、會員に對し業務上の指導をなすこと
  - 六、會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること
  - 七、會員の職員を教養すること
  - 八、前各號の外會員の共同の利益を増進する爲必要な業務を爲すこと
  - 九、貯蓄銀行信託會社又は公共團體其他營利を目的とせざる法人より預り金を爲すこと
- 資金の構成** 聯合會の資金は會員の出資金、法定準備金及特別積立金、政府貸下金、借入金、預り金の外朝鮮金融債券の發行額を以つて構成されてゐる。出資金は一口五百圓とされ會員は出資一口以上を保有なすのみでなく更にその増口をなすことを自由とされ、又出資の拂込も一時拂のみならず分割拂込の方法が認められてゐる。

次に聯合會の法定準備金に關しては毎事業年度の出資總額及預金總額の合計額に達する迄剰餘金の四分の一以上を之に繰入るることを要し、又特別積立金は右の法定準備金繰入額を差引た

る残高の剰餘金中より積立つるものである。借入金は從來の關係よりして朝鮮殖産銀行より普通資金として必要ある場合之をなすものとされて居り、又特別借入金としては政府預金部資金より直接借入るるものである。次に金融債券は拂込出資金額の十五倍を限り發行し得るものであるが、但し此の總額は貸付金現在高及び割引手形現在高の合計額を超過することは得ないとされて居る。

**機關及事務分掌** 聯合會には代表及執行機關として會長一人、理事十三人以上が置かれ事務監査機關として監事、意思機關として總會がある。會長は聯合會を代表しその事務を總理し總會の議長たるものであるが、朝鮮總督之を任命し任期は五年とされてゐる。理事は會長を補佐し會長の命を承け業務を分掌するものであるが、任期三年を以つて朝鮮總督之を任命するものである。次に監事は任期二年とし總會に於て會員の代表者中より之を選任するものである。聯合會の意思決定機關たる總會は定款の定むる所により會員の代表者中より選出したる議員を以つて組織するものであり、議員の任期は二年とされてゐるのである。而して定時總會は毎年五月に開かれるが、必要あれば臨時總會が招集されることもあり、何れの場合も會長之を招集し且議長となるものである。

聯合會の目的事業は上述せる如くであるが更にその事業分野より見る場合設立當初にありては第一金融に關するもの、第二共同調辨其他會員の共同施設に關するもの、第三職員及組合員に

對する教育に關するものの三部門に之を分ち得られるものであつた。尤も第二の共同調辨及會員の共同施設の他に會員たる組合が組合員の爲めに爲す必需品の共同購買、生産物の共同販賣に關し積極的な斡旋事業を營むに至り、更に殖産契令が公布されかかる事業が部落的にも組織的に推進せしめられるに至つて、聯合會も之に照應する購買販賣事業部門を強化するに至つたが、聯合會創立當初にありては未だこの部門については如上の範圍を出でなかつたものである。

而して聯合會の創設當初の事務分掌も概ねその事業に基いて構成されたものであるが、聯合會本部は舊朝鮮金融組合協會の事務所を繼承して之に置き、更に従たる事務所として從來の各道聯合會を其の儘各道支部として配置することとした。之等の本支所事務所に於ける事務は素より會長の總理する所であるが、その事務分掌は本部に於ては部課に分ち支部に於ては各係が置かれたのである。即ち本部にありては庶務部金融部教育部の三部が置かれ各部長並に各道支部長は理事を以つて充てられたのである。また本部の下には課が配置され庶務部には總務課、調査課及事業課、金融部には資金課及指導課、而して教育部には教務課が夫々置かれ課には課長たる參事が置かれたのである。支部に於ける分掌も概ね本部に準じて各係が置かれ、その主任には參事を以つて充てられたのである。聯合會創設當時の本部各課の事務分掌を示せば次の如くである。

庶務部 總務課

- 一、職員の任免異動賞罰其他人事に關する事項
- 二、金融組合及金融組合功勞者の表彰に關する事項
- 三、會議に關する事項
- 四、會印、會長印其他重要物品の保管に關する事項
- 五、會計に關する事項
- 六、業務用土地、建物及什器の購入管理若は處分並に備品消耗品の出納保管に關する事項

同

調査課

- 一、諸統計表の調製に關する事項
- 二、業務上の參考となるべき諸調査に關する事項
- 三、圖書冊子及會報に關する事項
- 四、宣傳に關する事項

同

事業課

- 一、金融組合關係職員の退職慰勞金に關する事項
- 二、建物火災損害補填に關する事項
- 三、用紙、帳簿、什器、備品其他用品の共同調辨に關する事項

金融部 資金課

- 一、資金の調達及運用に關する事項
- 二、債券發行に關する事項
- 三、計算及決算に關する事項
- 四、事業計畫及業務報告書の調製に關する事項
- 五、爲替業務其他金融部他課の所管に屬せざる事項

同 指導課

- 一、會員の業務調査及指導に關する事項
- 二、會員の業務狀況報告書の審査に關する事項
- 三、支部の業務検査に關する事項
- 四、産業法人の加入審査に關する事項

教育部 教務課

- 一、講習會に關する事項
- 二、圖書室に關する事項
- 三、講演講話會に關する事項

- 四、講堂及教室の使用に關する事項
- 五、寄宿舎の取締に關する事項
- 六、實習場の管理に關する事項
- 七、其の他會員職員の教養に關する事項

### 第三節 政府の保護及監督

本會は會員に對し資金を供給し、業務上の指導を爲し其の他會員共同の利益の増進を圖るを目的とするものであることは前述の通りである。而して本會の會員たる金融組合及産業組合は組合員經濟の發達を促し、惹いては半島産業の開發を圖り國家の伸展に寄與せんことを期してゐるものであり、従つてその中央機關たる本會の使命は又甚だ重要である。政府は斯かる重要な使命を有する本會事業の助長發達を圖るために本會に對し種々の特典保護を與へると共に周密なる監督を加へてゐるのであつて、本會の今日あるはかかる政府の助長に因る處少くない。政府の本會に對する保護及監督の主要なるものを擧ぐるに次の如くである。

特典 本會は次の如き特典を附與せられてゐる。

(イ) 税法上の特典 本會は所謂非課税團體であり、所得税、資本利子税、臨時利得税、法人資本税、

及營業税を課せられない。聯合會令に基く登記又無税である。

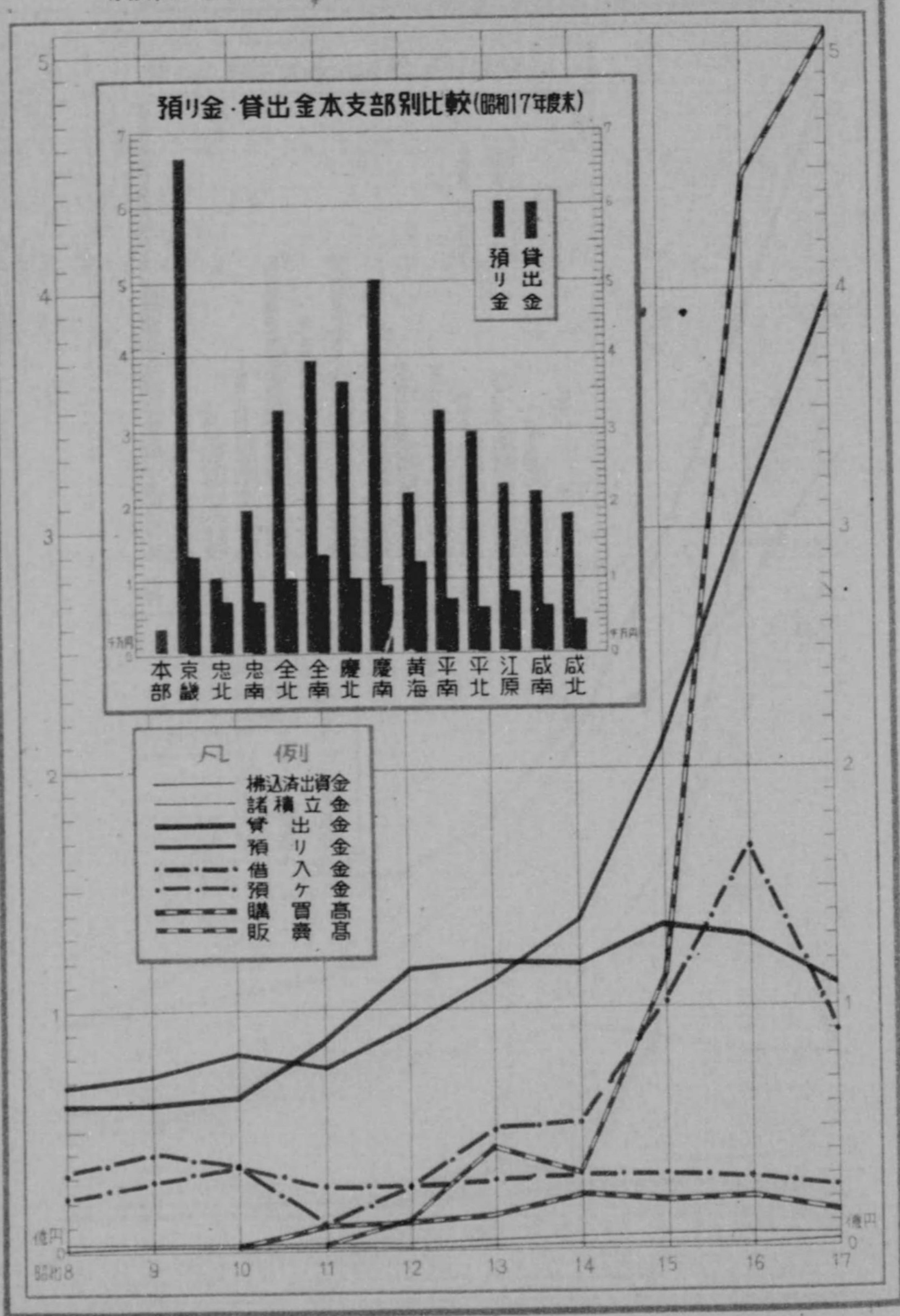
(ロ) 金融上の特典 本會の金融は主として村落金融組合に對するものであり、従つて長期低利なることを必要とする關係上後述の如く債券の發行を認められてゐるのみならず、その發行方法に就ても種々の特典が認められてゐるのである。又會員に對する特別資金の貸出資源として大藏省預金部資金の低利融通を受けてゐる。

(ハ) 其の他の特典 本會は後述の通り政府より無利子貸下金を受けてゐる外、金融組合理事が應召して參事となりたる者の給與及理事見習に對する給與に就いて政府の經費補助を受けてゐる。

監督 本會は朝鮮總督の監督を受け、總督は本會に對して監督上必要な命令を發することを得るのであり、又必要と認むるときは本會の業務をも制限し得ることとなつてゐる。總督は本會が聯合會令、聯合會令に基き發せられる命令、聯合會令に基いて爲される處分若は定款に違反したる場合、又は公益を害する處あるときには總會の決議を取消し、會長若は理事を解任し、又は監事の改選を命ずることを得るのみならず、聯合會の解散をも命じ得るのである。本會は又朝鮮總督の任命に係る監理官の監視を受けることとなつてゐるが監理官は検査權、報告徵收權、意見陳述權を賦與せられてゐる。右の外本會は各種の受認可、受承認、屈出、報告、事項を定められてゐる。



朝鮮金融組合聯合會業務累年進展狀況 (既十箇年 各年度末)

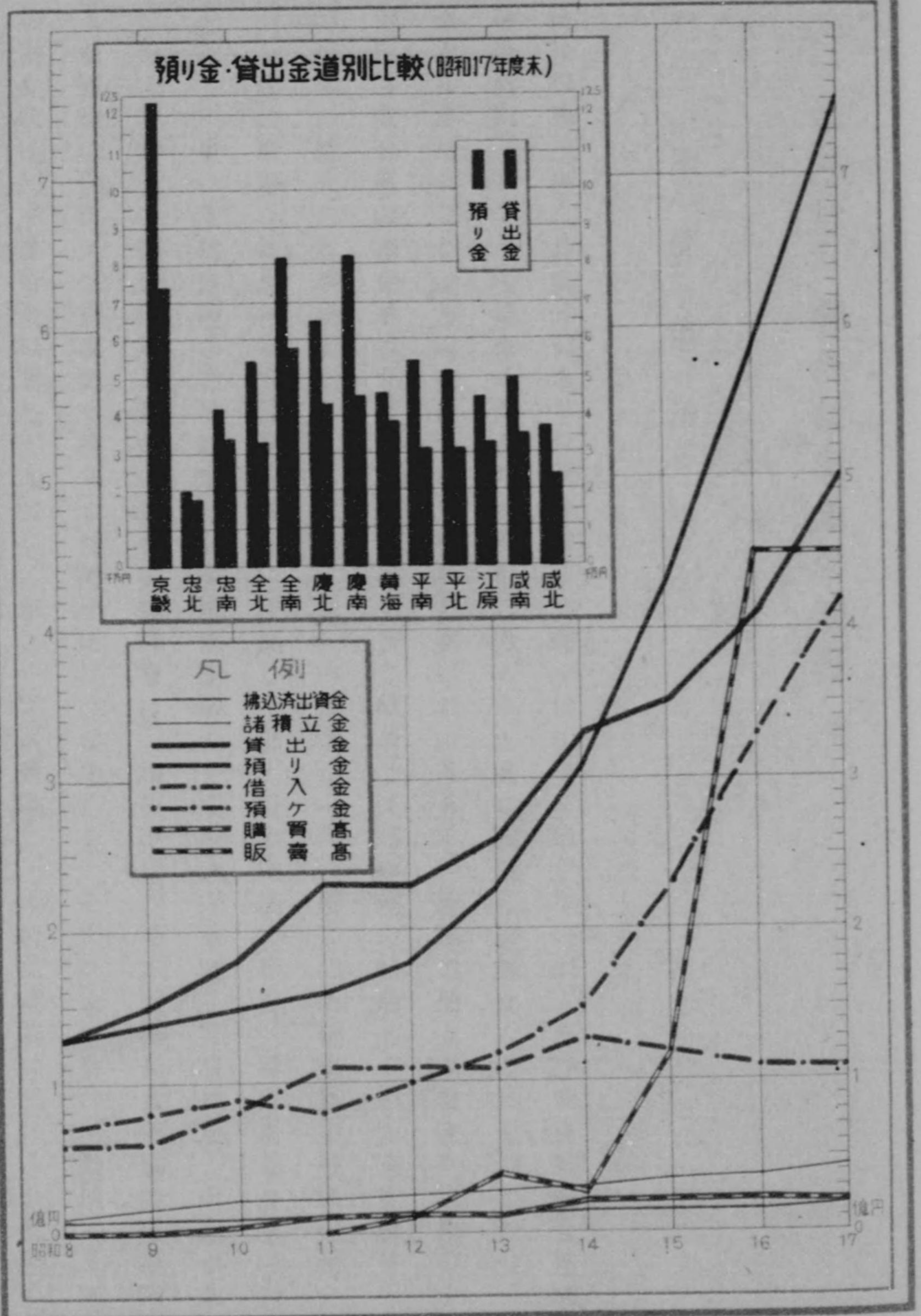


本會創立以來の監理官は左の如くである。

至	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至	自
昭和十七年五月二十二日	昭和十七年五月二十二日	昭和十六年五月三十一日	昭和十六年五月三十一日	昭和十六年五月三十一日	昭和十六年五月三十一日	昭和十六年六月十四日	昭和十六年六月十四日	昭和十六年六月十四日	昭和十六年六月十四日	昭和十六年六月十四日	昭和十六年六月十四日	昭和十六年六月十四日	昭和十六年六月十四日
在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在
朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長	朝鮮總督府書記官農政課長
上野武雄氏	山本義一郎氏	岸勇一氏	辻桂五氏	山地靖之氏	西山鶴司氏	岸勇一氏	辻桂五氏	山地靖之氏	西山鶴司氏	西山鶴司氏	西山鶴司氏	西山鶴司氏	西山鶴司氏

備考官職名は最終のものを掲ぐ

# 金融組合業務累年進展状況 (既往十箇年各年度末)



### 第三章 聯合會事業の進展

#### 第一節 概況

本會は昭和八年八月成立以來年を閲すること僅かに十年に過ぎないが、その間金融組合系統組織の聯合機關としてその使命の充全なる發揮に力めると共に國策に寄與せんことを期しつつ、基礎の確立に成功したるは勿論刮目すべき進展を遂げたのである。前述の通り本會成立以來の十年間は昭和農業恐慌の後を承けて更に稀有の旱水害の續發、支那事變の勃發とその大東亞戰爭への進展等幾多の重大なる事象繼起したのであるが、本會はこの間に處して系統組織の整備強化を期しつつ、或は澎湃たる農村振興運動の展開に呼應して之が協力推進に努め、或は農業災害の對策復舊を圖り、更に支那事變の勃發以來は國策擔當機關としての色彩を著しく濃化し、金融事業に於ては借入機關より國民貯蓄蓄積並に資金供給機關に、購販事業に於ては組合員利益擁護機關より生産増強並に供出・配給團體へ性格の轉換を遂げたのである。その一面本會は計數的にも偉大なる發展を遂げ、本會資金は著しく充實し、購販事業又躍進し、本會は朝鮮に於ける金融界のみ

ならず、廣く經濟界に於て其の地位著しく向上したるは勿論、國民指導組織としても重要な役割を演ずるに至つたのである。斯かる聯合會事業の飛躍的發展に伴ひ聯合會自體の機構について推移變遷を見て來てゐる。即ち、聯合會創立當時にありては前章に於て述べた如く庶務・金融・教育の三部編成となつてゐたものであるが、其後前述の如く殖産契制度の創始に伴ひ會員並に聯合會共に購販事業に積極的に進出するに至り、斯くして聯合會本部もこの部面に對する機構の強化をなすべきことに迫られたのである。斯くて昭和十一年四月に至り事業課を擴大して事業部を新設し、其の下に購買販賣の二課を置いたのであるが、其後更に時局の變轉に即應すべき機構を整備するため昭和十三年六月庶務部總務課の一部を分離して經理課を新設し、更に調査課をその當時の實質に基き普及課と改稱して庶務部に屬せしめ、事業部に事業係を、又教育部に本來の機能を果すべき調査課を夫々新設して極度に膨脹した本會事務處理の圓滑化を圖つたのである。その後は大なる變化なく昭和十七年十二月調査課を庶務部に、普及課を教育部に各轉屬せしめ、且つ教務課を錬成課と改稱して現在に至つてゐる。以上の如き業務上にも、機構編成上にも變遷を閲みし來つた聯合會の各事業部門の發展は如何なる推移を來たしたであらうか、以下節を分つて詳述することとする。

## 第二節 指導事業

### 一、金融組合の指導

金融組合の指導は金融組合指導方針に基いて行はれてゐるものであるが、この指導方針は本會の設立直後、昭和八年十二月制定せられたものである。即ち左の通りである。

#### 金融組合指導方針制定に就て

金融組合創設以來各方面よりの指導は周到を極め克く今日の業績を示すに至りたるは洵に欣幸とするところなるも、今や全鮮金融組合を統轄する當會の設立成り其の使命の重大なるに鑑み茲に指導の根本目標を新に明確にするの要あるを惟ひ、左記指導方針を制定したるものなるが主として既往に於ける各種の指導型態を要約することに努め之に依て以て金融組合の傳統的特質を基調とする發展を企圖せんとするものにして、將來當會は金融組合に對して概ね本方針を骨子として各種の指導を加ふる意圖なるが、之が成果は一に金融組合當務者の理解協力並關係方面の支持援助に俟たざるべからず。而して時恰も農村振興運動は全鮮的に強調せられ金融組合の責務亦著しく加重せるの秋本方針の制定が該方面に對しても相當寄與すべきを信じて疑は

ざる所也。

#### 金融組合指導方針

- 一 金融組合趣旨の普及に努むること
- 金融組合の社會的存在の重要性に鑑み不斷に有效適切と認むる方策を講じ以て積極的に組合趣旨の普及を圖らんとす。
- 一 組合員の増容に努むること
- 組合機能の擴充は必然的に組合員の増加に俟たざるべからず依て之が増容施設に萬全を期し可及的速に總世帯數の八割包容の實現を圖らんとす。
- 一 組合員の訓練に努むること
- 組合は組合員の經濟の發達を目的とする團體なるが故に常に組合員に對し協同精神の作興、貯蓄思想の涵養、勤勞主義の鼓吹等に努め他面指導金融の徹底に盡し資金利用の適正を圖らしめ以て其の生業の助長と生活の充實とを圖らんとす。
- 一 經營の合理化に努むること
- 組合員各自の經濟を發達せしむると共に一面團體としての基礎を鞏固にし其の活動を強化する爲資金の集積及運用に付ては常に細心の注意を拂ひ不斷の研究に努め特に金利の適實及收支の

權衡を旨とし以て業務の堅實なる發展を圖らんとす。

- 一 業務の圓滿なる發展に努むること
- 統制と協調とは業務經營の要諦なれば組合業務の活動は一切系統機關の統制下に於て之を爲すと共に相互の協調を密にし併せて關係方面と聯絡を保ち以て其の圓滿なる發展を圖らんとす。
- 本會は其の後は右指導方針を基調とし其の時々的情勢に即應した方策を講じて來たのであるが、聖戰勃發以來は金融組合の凡ゆる業務を通じ總力を擧げて一層國家目的に副はしめんことを期し、以て金融組合の負荷せる使命の達成に努めしめたのである。かくして昭和十八年一月金融組合指導方針を左の如く敷衍すると共に金融組合員の誓を制定して金融組合理想及金融組合員の嚮ふべきところを瞭かにしたのである。

#### 金融組合指導方針の策定竝に組合員の誓制定に就て

朝鮮金融組合制度はその初め政府の地方經濟開發の爲に創始されたるものなるがその民度に合致し地方民衆の翹望に適合せるのみならず、政府の適切なる監督助長と組合人の拮据經營倦む所無き努力とにより比年長足の進歩を遂げ、儼乎として半島治政に峭立し朝鮮經濟開發の爲に至大の貢獻をなし來れり。

惟ふに金融組合制度はその設立の緣由に於ても瞭かなる如く、その協同組合としての組織も舊

來の慣行習俗を尊重し以て朝鮮の民度に適應せる特殊の機構を有せしめたるものにして、それは平等自由の民主思想に倚るものにあらず、又階層的對立思想を探るものにあらず、實に政府が地方經濟開發と衆庶の生活安定を圖るの機關として撫育發展せしめたるものにして、その精神たる隣保共助の道義に立脚せるものなり。而して金融組合制度の樞要なる所以は國民各層をその傘下に包容し、物心兩面の指導機構を具備する處にあり、資本の組織たるよりも人の組織たる點に幾多の意義を有するが爲なりとす。

抑々上下相睦み隣保共助し私に背きて公に向ふは皇國傳統の美俗、肇國悠遠の國體に因由するものにして、之を移して組合連帶の觀念に具現せるもの之即ち吾人の組合精神となす所以にして組合の運營や常に國策に格遵するところ又實に茲にあり。此を以て金融組合はこの道義精神を組合事業に擴充し、理事者を中心として組合員各々その處を得て偕和協力し經濟更生の實を擧ぐると共に、常に國礎の悠久國恩の尊きを憶ひ常住坐臥苟も報恩感謝の念を忘失せず克く國策の趨ふ所に遵ひ以て臣道實踐、皇運翼贊の大使命を達成せざる可からず。

乃ち茲に本會は以上の精神に基き曩に定めたる金融組合指導方針の敷衍擴充をなし以て時局に即應せる方針を確立すると共に併せて金融組合員の誓を制定し組合員の嚮ふ處を瞭かにせんとするものなり。

#### 金融組合指導方針

一、組合趣旨の普及に努むること

組合使命の重要性に鑑み常に組合精神の把握に努むると共に不斷に有效適切なる方策を講じ以て積極的に組合趣旨の普及を圖らんとす

一、組合員の増容に努むること

組合の機能擴充の爲その組織網の完璧を期する要あるを以て可及的速に組合員全戸包容の達成を圖らんとす

一、組合員の訓練に努むること

組合員に對し常に偕和協同、勤儉殖産の道を奨むると共に一層職域奉公の精神作興を圖らんとす

一、殖産契の擴充強化に努むること

生産、配給及供出の計畫遂行を期する爲には殖産契の活動に俟つところ多きを以て之が積極的擴充強化を圖らんとす

一、經營の合理化に努むること

組合の基礎を鞏固にし其の活動を強化する爲常に業務の工夫改善と職員の鍊成に努め以て經營

の合理化を圖らんとす

一、内外の統制連絡に努むること

組合の活動は一切系統機關の統制と相互協調の下に之を爲すと共に關係方面との連絡を密にし以て其の圓滿なる發展を圖らんとす

組合員の誓

- 一、勤儉貯蓄以て産を治めん
- 一、隣保共勵以て郷土を興さん
- 一、至誠奉公以て皇恩に報ぜん

本會に於ける金融組合指導状況を細説するに次の如くである。

(1) 組合趣旨の普及

組合記念日總代會、其の他適當なる機會を利用して各種の印刷物等を配付する外講演會懇談會座談會巡回映寫會紙芝居實演會の開催及組合員加入式の必行を促し、又機關誌の推擴を圖る等極力趣旨の普及強化に努めしめたのであるが、後記するが如き大多數の組合員を包容し得たことは組合趣旨が充分に理解された事を裏書きするものである。

(2) 組合員の増容

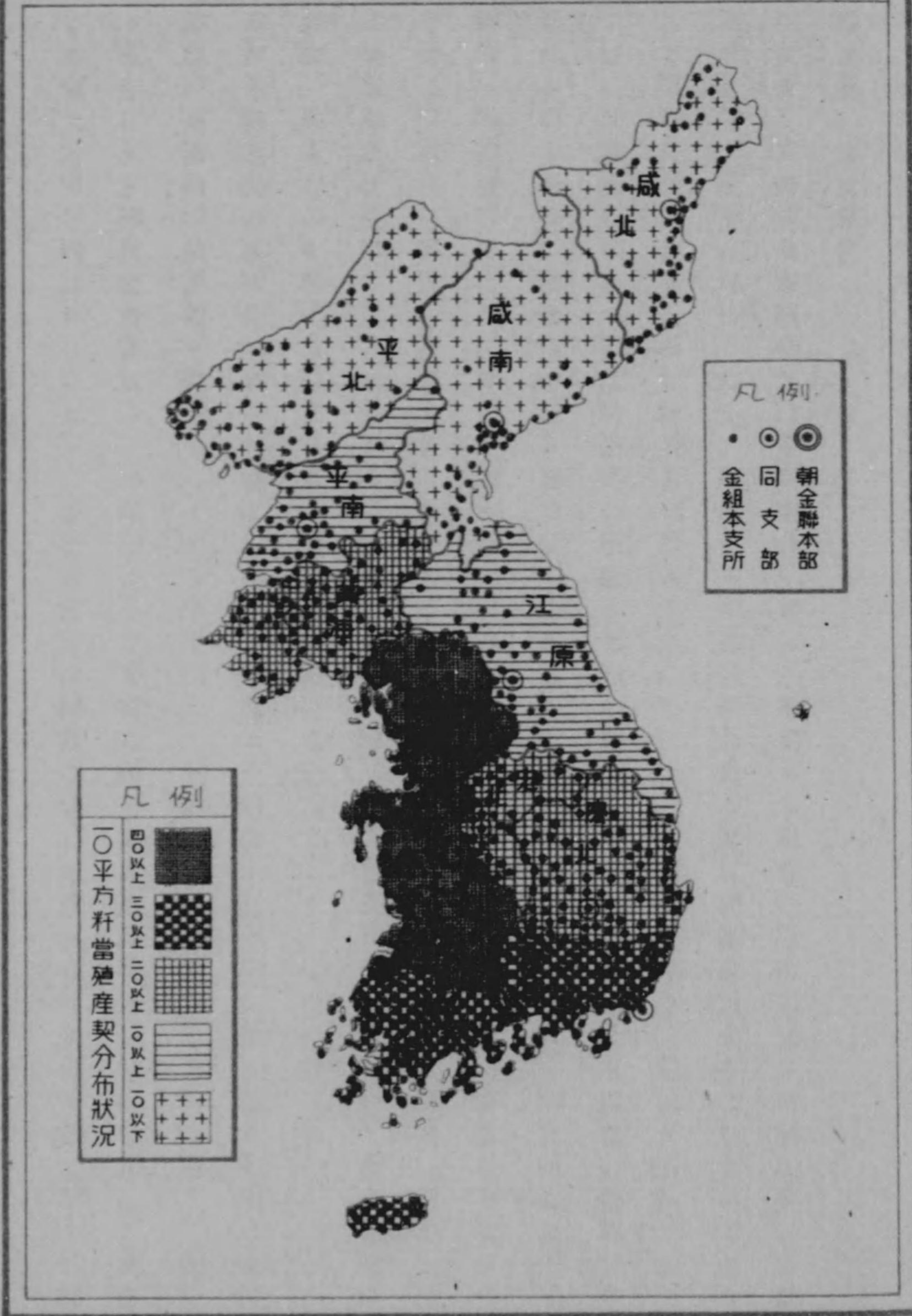
金融組合の機能の發揮は一に構成組合員の増容によるので聯合會は設立と同時に昭和八年度を初年度とし昭和十二年度迄に總世帯數の五割包容を目標とする第一次組合員増容計畫を樹立したのであるが、その終了年度に於て村落組合にありては世帯數の五割五分、都市組合にありては二割四分の包容率に達し目標を突破するの好成績を挙げ得たのである。更に昭和十三年度よりは向ふ五ヶ年間に農家世帯數の八割包容を達成せんとする第二次組合員増容計畫を樹立し、實績舉揚に努めしめたのであるが、時局は金融組合組織の急速なる整備を要請するに至り、昭和十五年度更にこの計畫に改訂を加へ計畫對象を定着性あるもの等に限定すると共に組合未加入者たる殖産契員をも算入することとしたのである。この新計畫は殖産契の増設と相俟ち極めて良好なる成績を挙げ得たのであつて、昭和十八年度に入るや組合員増容の最後の段階たる全戸包容全家指導の實現に向つて邁進することゝなつたのである。本會成立後に於ける組合員増容状況を表示すれば左の如くである。

組合員増容状況

村落組合	昭和八年三月末	昭和十三年三月末	昭和十八年三月末	農家總世帯數 二、八九四、三四一	世帯數	世帯數に對する組合員の割合
	組合員數	組合員數				
	七九二、五三九	一、五五六、〇四九	二、八六〇、二三六			

# 金融組合並同所屬殖産契分布状況

(昭和十八年三月末現在)



計	都市組合	八三〇、四四九	三七、九一〇	一、六三三、六八二	七七、六三三	七〇%
					(組合未加入殖産契員 五三三、三〇九を含む)	区域内總世帯數 四、〇七五、二二三
					(組合未加入殖産契員 四、四一八を含む)	区域内總世帯數 六八〇、四六九
					(組合未加入殖産契員 三、〇〇七、八六五 五三七、七二七を含む)	区域内加入對象世帯數 三六四一、〇八五
						八二%

尙、法人組合員たる殖産契の増設に就ては後述の通りである。

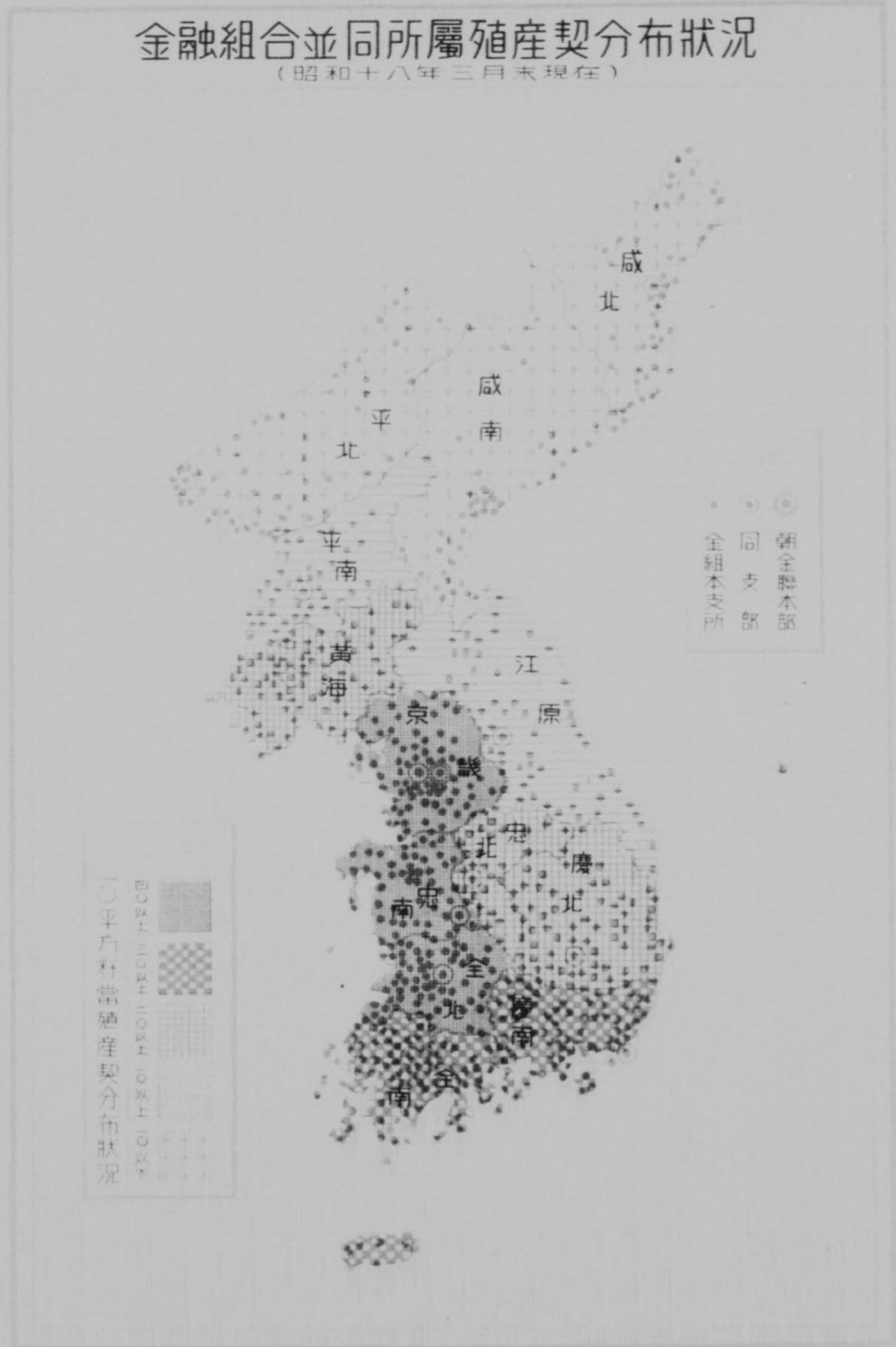
(3) 組合員及其の家族の指導訓練

金融組合の指導は「全家指導」を標榜するものであり、従つて其の対象は組合員のみならず其の家族にも及ぶものである。而して組合員及其の家族の指導訓練は其の性質上組合趣旨の普及と併せ行はれるものであり、其の方法としては總代會、役員會等を開催し其の教養訓練を通して、或は直接に部落懇談會の開催により、組合員及其の家族に對し常に時局の認識、道義精神の昂揚、貯蓄思想の涵養、生産増殖の實現等皇國臣民としての鍊成に遺憾なきを期せしめたのである。組合員の訓練のためには右の外金融組合をして常時取引毎に指導を行はしめたが、更に組合員増容運動の展開以來急激に増加する組合員の指導に遺憾なきを期する爲相互連帶保證組の結成を慫慂し、又組合員家族の指導のためには部落指導を擴充せしめ、婦人會の組織を強化せしめたのである。而して組合員の嚮ふべき道として組合員の誓を制定したことは前述の如くであるが、これは又自



# 金融組合並同所屬殖産契分布状況

(昭和十八年三月末現在)



尙、法人組合員たる殖産契の増設に就ては後述の通りである。

(3) 組合員及其の家族の指導訓練

金融組合の指導は全家指導を標榜するものであり、従つて其の対象は組合員のみならず其の家族にも及ぶものである。而して組合員及其の家族の指導訓練は其の性質上組合趣旨の普及と併せ行はれるものであり、其の方法としては總代會、役員會等を開催し其の教養訓練を通して、或は直接に部落懇談會の開催により、組合員及其の家族に對し常に時局の認識、道義精神の昂揚、貯蓄思想の涵養、生産増殖の實現等皇國臣民としての錬成に遺憾なきを期せしめたのである。組合員の訓練のためには右の外金融組合をして常時取引毎に指導を行はしめたが、更に組合員増容運動の展開以來急激に増加する組合員の指導に遺憾なきを期する爲相互連帯保證組の結成を慫慂し、又組合員家族の指導のためには部落指導を擴充せしめ、婦人會の組織を強化せしめたのである。而して組合員の奮ふべき道として組合員の誓を制定したことは前述の如くであるが、これは又自

都市組合	三七、九一〇	七七、六三三	(組合未加入殖産契員) 五三三、三〇九を含む	区域内總世帯數	四、〇七五、二二三	七〇%
計	八三〇、四四九	一、六三三、六八二	(組合未加入殖産契員) 三、〇〇七、八六五を含む	区域内總世帯數	六八〇、四六九	二二%
			(組合未加入殖産契員) 三、七七一を含む	区域内加入対象世帯數	三、六四一、〇八五	八二%

ら組合員家族の進むべき道にも通すること言ふ迄もない。

#### (4) 殖産契の擴充強化

殖産契は設立と同時に金融組合又は産業組合に加入し所屬する組合の指導を受け所屬組合との間に専屬取引を爲す建前となつてゐる。殖産契の契員は組合員と共に非組合員をも含むものであり、個人として組合に加入せざる者も殖産契に加入することによつて組合の傘下に包攝せられるのであつて、特に金融組合にあつては殖産契の増設と契員の増加に依り全戸加入全家指導の體制が整備し得られるのである。殖産契の行ふ事業は(1)生産品の販賣、(2)必需品の購買、(3)共同施設、(4)産業の指導、(5)共済等であり、従つて殖産契の指導に當る金融組合は從來の信用事業のみならず殖産契を通じて實際に購買、販賣事業を經營することとなつたのである。かゝる情勢に應ずるため本會は事業部を新設し、その統制下に購販事業の全鮮的な伸展を圖るに至つたが、爾來金融組合は聯合會、殖産契の中間にあつて農家經濟の全面的指導を爲すこととなつたのである。

斯くの如き殖産契の重要性に鑑み本會は昭和十三年度より昭和十七年度に至る五ヶ年間に全鮮の主要部落に全面的に殖産契を設置せんとする殖産契五ヶ年設置計畫を樹立したのである。次いで昭和十五年に至り國民總力聯盟の下部組織として全鮮に國民總力部落聯盟が結成せられ、部落單位の生産擴充計畫が樹立せられるや、總督府當局は部落聯盟と殖産契とは表裏一體となつて部

落共同事業の完遂の爲協力すべきことを示したのみならず、この部落生産擴充計畫に織込まれた主要食糧の増産に密接なる關係を有する部落共同施設に對し助成金を交附する場合には殖産契の設置部落に對しては殖産契に之を交附することとしたのである。こゝに於て本會は當局の意圖を體して更に急速に全部落に殖産契を設立する方針を採り昭和十七年度末に於ては殆どその實現を見るに至つたのである。尙、最近に於ける殖産契及其の事業の内容は左の如くである。

所屬殖産契に包容せる町洞里部落聯盟數調 (昭和十八年六月末現在)

一、金融組合

道別	區域内於ける殖産契數	前記契に包容せる町洞里部落聯盟數		契未設置部落聯盟數	備考
		町洞里聯盟	部落聯盟		
京畿	五、四三八	(三七)	(五、三七)	三九	三一是八月迄設置完了見込 二七八は當分設置見込なし
忠北	二、〇九一	(四)	(二、七四)	九	九は七月十九日設置済なり 一〇は當分設置見込なし
忠南	四、四二四	(一七)	(四、六〇)	八	一七は當分設置見込なし 一は九月末設置完了見込
全北	四、二二六	(三三)	(四、二三)	四	一七は目下申請中 二八は設置見込なし
全南	五、四二三	(五七)	(六、九七)	三	八月末迄に全部設置完了すべく努力中
慶北	五、三七五	(五四)	(五、五九)	五	本年度中設置完了の豫定

道別	區域内於ける殖産契數	前記契に包容せる町洞里部落聯盟數		契未設置部落聯盟數	備考
		町洞里聯盟	部落聯盟		
慶南	四、七六六	(七)	(四、九五)	五	本年度完了見込 七四八は設置見込なし
黄海	三、九六三	(一五)	(四、五五)	三	一四七は年度完了見込 二一八は目下申請中、五九は設置見込なし
平南	二、四三三	(八)	(五、一八)	九	二九一は産組の區域なり、殘二〇〇は一〇月末完了見込
平北	二、二七七	(五)	(二、六七)	三	二八は目下申請中 二八八は設置見込なし
江原	三、〇九五	(一〇)	(四、三〇)	二	設置見込なし
咸南	二、三三二	(九)	(三、二八)	一	本年度完了見込 五〇九六は設置見込なし
咸北	一、三三三	(四)	(一、五〇)	三	四は八月末完了見込 一九は設置見込なし
計	四、〇八三	(三、七五)	(五、九三)	二、六六	(設置見込なきもの一、〇七〇)

備考 一、括弧内は組合區域内聯盟總數とす、二、支部に於て調査せる聯盟總數は道計數古き爲め多少の相違あるものとす。

二、會員産業組合

道別	區域内於ける殖産契數	上記契に包容せる町洞里部落聯盟數		契未設置部落聯盟數	備考
		町洞里聯盟	部落聯盟		
京畿	一〇三	一	(一〇四)	一	設置見込なし
忠北	一	一	(一〇三)	一	
忠南	一	一	(一〇四)	一	

道別	区域別	区域内に於ける殖産契數	上記契に包容せる町洞里部落聯盟數		計	殖産契未設置部落聯盟數	備考
			町洞里聯盟	部落聯盟			
京畿	畿北	五、六四四	(三、二七)	(五、八三)	(六、〇九)	三〇	五、九一
忠南	北畿	二、〇九	(四、三)	(三、九四)	(二、八六)	九	二、八五
忠南	北畿	四、四四	(一、七七)	(四、六三)	(四、八七)	八	五、〇九

合計

全北	全南	慶北	慶南	黄南	平南	平北	江原	咸南	咸北	成計
二六										三九
(三、七)										(三、四)
										(三、四)
										五
本年度設置完了見込										設立見込なし

道別	区域別	区域内に於ける殖産契數	前記契に包容せる町洞里部落聯盟數		契未設置部落聯盟數	備考
			町洞里聯盟	部落聯盟		
京畿	畿北	三	(七、三)	(七、三)		
忠南	北畿					
忠南	北畿					

三、非會員産業組合

全北	全南	慶北	慶南	黄南	平南	平北	江原	咸南	咸北	成計
二六										八
(五、四)										(五、四)
										(二、六)
										(二、六)
										四
本年度設置完了見込										本年度完了すべく努力中
										三九は年度未完了見込、八は見込なし
										見込なし

尙、本會に於ては或は殖産契幹部の教養に要する金融組合の費用の一部を補助し、或は優良殖産

年 度	支米調製 設	共濟事業 穀物調製	預牝牛	共同耕作	共育場	共業場	共同倉庫	農機具	計量機	豪秤施設	製糶機	其他	計
昭和十三年六月	一四五	三三	一四九	一〇	共	九	四八	一三	四八			四	五二
同 十四年六月	三六一	七三	一四九	五		六	九三	一五	三六			三	八九
同 十五年六月	二四九	八五	一四九	一四三九			二〇九					共	二、四〇九
同 十六年六月	四三九	一七七	二五	二、六六	二六	一四	五四	二四	五八七			一五	五、三八五
同 十七年六月	一、〇四二	一五二	三九四	六、九〇〇	三六	三六五	二、四九	一、六七	一六八	五九八	八	一五	一四、一七六

殖産契の共同施設

年 度	産金 業融 組組 合合	産金 業融 組組 合合	産金 業融 組組 合合	産金 業融 組組 合合	産金 業融 組組 合合	産金 業融 組組 合合
同 十三年六月	三、九七八	二、四七	一、五、五三三	一〇、一九二	三、四〇三	六、九二九
同 十四年六月	八、〇三三	三、八〇	三、〇五、六五〇	一、四、七五三	六、八、五六	五、三、五、六七八
同 十五年六月	一、七、四七五	一、〇、六	六、七〇、二九	三、四、九四	一、六、〇、四六	二、七、四、九、七
同 十六年六月	一、六、五九	一、八、六	一、二、一、四八	七、一、三三	三、七、七、四	三、三、四、〇、三
同 十七年六月	一、八、八三	一、七、六	一、八、九、四、四	七、六、三〇	四、四、四、五	一、四、三、四、五、八
同 十八年六月	四、〇、八三	八、九六	二、四、九、三、九八	三、五、四、七	五、八、七、三、八	一、八、〇、三、九、四

殖産契伸展状況 (毎年六月末現在)

年 度	會 員 數	契 數	契 員 數	同 上 非 組 員 數	購 買 高	販 賣 高	借 入 高	契爲共同事業を したる數
昭和十一年六月	産金業融組合	一四三	五、二九〇	??	??円	??円	??円	??
同 十二年六月	産金業融組合	一、三四五	五、五、〇、七	一〇、四〇八	六、九、二、五九	四、七、三、七三	四、四、三、四	??

備考は朝鮮聯盟に照會したる町洞里部落聯盟各道別總計數(但し一七、四、一日現在)とす、支部の調査との差數三、三六七なり。

計	北 南	原 北	平 南	平 南	黄 海	慶 南	慶 北	全 南	全 北
會 員 數	四、三、七二	一、三、三二	二、三、三六	三、〇、九五	二、〇、〇三	二、四、五	三、九、九	四、七、七六	五、三、七五
契 數	(一、八、七)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)
契 員 數	(一、八、七)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)
同 上 非 組 員 數	(一、八、七)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)
購 買 高	(一、八、七)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)
販 賣 高	(一、八、七)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)
借 入 高	(一、八、七)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)	(一、三、三)
契爲共同事業を したる數	六、五、〇、八〇	一、八、〇、三	三、六、五、一	五、〇、〇、九	三、〇、七	七、一、九	四、八、〇	五、五、三	六、一、五

契の表彰を行ふ等其の助成に努めてゐる。

(5) 經營の合理化

金融組合經營の合理化に就ては資金の集積と運用の適正、業務の擴充、收支均衡等に意を用ひ概ね良好なる實績を挙げたが、更に時局の進展に伴ひ一層政府の諸方策に順應し國策遂行に寄與したのである。

(イ) 貯蓄獎勵 從來金融組合の預り金は貸付資源として、即ち自己資金の充足の見地より獎勵して來たのであるが、聖戰勃發後は國民貯蓄造成運動の主要なる擔當機關として當局の施策に順應し凡有ゆる努力を盡したのである。即ち本會は金融組合の指導機關として毎年その貯蓄目標を樹立すると共に其の達成に邁進せしめたのであるが、特に昭和十六年國民貯蓄組合制度の發布に際してはこれが結成及其後の指導に努め、又金融組合が親共同販賣に参加し其の代金支拂を擔當するに至るや源泉的に天引貯金を強化すると共に之を他の各種生産物代金にも擴充したのである。更に貯蓄勸誘事務員の増加を圖り、或は預り金業務のみを取扱ふ金融組合出張所を新設してその陣容を整へたのである。かくして組合關係者の眞摯なる努力と預金者の時局認識に依つて毎年目標額を突破するの好成績を挙げ得たのである。昭和十七年度の如きも南鮮地方の未曾有の旱害と東海岸の漁獲不振等の惡條件を克服して極めて良好なる實績を見たので

あつて、昭和十八年三月末現在に於ては金融組合の預金は實に七億五千三百餘萬圓に達し、全鮮金融機關總預金額の約二割四分を占めてゐる。既往に於ける金融組合の貯蓄實績を見るに左の如くである。

金融組合貯蓄實績表

年 度	年度末現在高	純増目標額	純 増 額	目標額に對する純増額の割合	全鮮國民貯蓄造成額に對し金融組合の得たる實績の割合
昭和八年度	一三、〇四、八二 <small>円</small>	—	三〇、三八、八四 <small>円</small>	—	—
同 九年度	一五、四五、九七	—	一四、四二、七九六	—	—
同 十年度	一四、九五、八三	—	一三、五九、八六	—	—
同 十一年度	一七、五〇、七〇	—	八、五四、九七	—	—
同 十二年度	一七、六七、六三	—	一六、二六、七一	—	—
同 十三年度	三三、九九、五九	三〇、〇〇	四、三三、八八	一三	一七・七
同 十四年度	三五、八四、五〇	三〇、〇〇	七、九三、九三	二六	一九・〇
同 十五年度	四〇、五五、八三	一〇〇、〇〇	三三、七一、三〇	三三	二一・六
同 十六年度	五九、三九、五六	一三〇、〇〇	一四、八七、六六	一一	一九・四
同 十七年度	七五、三九、五〇	一七〇、〇〇	一五、八七、〇三	九	一六・七

備考 本表には當座預金を含まざるものとす

各種生産物天引貯蓄状況表

年 度	共販累計金額	天引貯金累計額	共販累計に對する天引貯金の割合	備 考
昭和十六年度	五七、四七、七五 <sup>円</sup>	七、五、三九 <sup>円</sup>	三%	
同 十七年度	五〇、〇六、八六	六、〇三、七四 <sup>円</sup>	三%	激甚なる旱害ありたり

前記の外、本會は總督府及朝鮮金融團と共に貯蓄奨励の共同宣傳を爲して居り、又金融組合に對し貯蓄奨励費を交附し、更に貯蓄功勞者及優良貯蓄團體の表彰を行つて貯蓄増成に努めたのである。

(四)生産力増強への協力 金融組合の資金貸付は主要業務の一つであるが、特に農村に於ては金融組合をしてこの部面を通じて農家經濟に對する指導を爲さしめてゐる。指導金融即ちこれであつて、使途、償還方法は固より貸付後の指導にも亘り、朝鮮組合金融の一特色をなしてゐるものである。特に聖戰勃發後は當局の生産増強諸施策に順應し必要な資金の積極的な融通を爲すと共に不急思惑的資金の放出抑制に努めたのである。主なる貸出施設の状況を述べれば左の通りである。

自作農創定維持 國家の健全なる發展の爲には農村に於ける中堅層たる自作農の創出維持を

圖ることが極めて緊要であるので金融組合は創立以來之に努めて來たのであるが、最近に及んでは政府當局に於て本事業の強力なる推進を計劃さるゝに至り、本會に於ても昭和十七年度より從來の預金部資金の外に預金部資金と同率の低利を以て自己資金を融通することゝし、金融組合の貸付限度擴張の實現を利し從來の零細創定を揚棄して適正規模農家の直接的なる創定を促し、然も指導上の考慮から從來の分散的創定を改め、努めて集團的創定の方針をとるに至つたのである。尙金融組合の自作農創定は土地の購入斡旋は勿論、資金融通後の指導にも十分の措置を講じつゝあるのである。本事業の概況左の如くである。

其の一 自作用土地購入資金貸付状況 (各年度末累計)

年 度 區 分	貸付員數	貸付金額	同上に依り購入したる地積			
			畝	田	畑	計
昭和八年度	一四、七八五	四、六三、〇〇四 <sup>円</sup>	一三、九四、三九 <sup>坪</sup>	一七、四七、二四 <sup>坪</sup>	五四、〇九三 <sup>坪</sup>	三二、九三、三二 <sup>坪</sup>
同 九年度	*	*	*	*	*	*
同 十年度	*	*	*	*	*	*
同 十一年度	三四、三〇九	七、四九、三〇八	一五、四三、四〇	三三、六二、九二	五、七九、三四五	三九、八三、六六
同 十二年度	三九、三九四	七、〇七、六一	一五、八三、八四	三〇、三七、六六	六、六八、〇三六	三七、四九、五五
同 十三年度	五三、〇三三	一〇、五五、一八九	一七、九九、〇九	三六、六二、五三	七、八九、六四九	四六、七〇、三七一

年度	人員	現在	維持	の	も	の	計
同 十四年度	八八、三三	三〇、九五、二八	三七、六九、七六	四〇、四〇、四三	二四、四〇、九五	七三、三〇、五三	
同 十五年度	一〇四、二八	三九、六七、八三	三九、四六、五九	五九、三四、八七	二六、五三、七五	九九、二四、三五	
同 十六年度	一、三五、〇八	二九、七六、五六	四六、三四、一七	五四、三三、九七	二七、七八、六六	一、〇八、三四、〇〇	
同 十七年度	一、三〇、六七	三四、一五、四四	四六、三〇、六四	五五、五五、四五	一九、一九、九八	一、〇五、〇六、〇四	

其の二

年度	現		維持		の		計
	人員	畜	田	宅	の	の	
昭和八年度	一三、三九	一三、五五、〇四	一五、五五、八一	五三、八二、五			三六、九一、七〇
同 九年度	*	*	*	*			*
同 十年度	*	*	*	*			*
同 十一年度	*	*	*	*			*
同 十二年度	*	*	*	*			*
同 十三年度	四〇、五九	一五、〇〇、四五	三〇、七九、六三	六四、一五、四			三九、三三、五三
同 十四年度	六六、一七	三六、四三、〇七	三〇、四四、四八	一〇、六九、一七			五七、五八、七二
同 十五年度	六九、〇六	三六、一七、〇二	三四、六七、五九	二、七八、五〇			六四、三六、一六
同 十六年度	七〇、六六	三九、三三、四八	三四、四六、二九	二、一五、三四			六八、六五、四二
同 十七年度	八五、八七	三九、四三、〇八	三九、五八、四四	二四、一七、九七			七五、三三、四〇

備考 \*印は計数不明なるものとす

畜牛増殖 朝鮮に於ては畜牛は極めて重要な營農手段であるので本會は早くより金融組合をしてこれが飼育普及に努めしめて來たのであるが、事變以來は牛が自給肥料及食肉皮革源として益々其の重要性を加へつゝあり、殊に總督府に於て昭和十三年を起點とする畜牛増殖二十ヶ年計畫を樹立しその増殖に努むるに至り、本會に於てもこの計畫に協力し預金部資金の外に自己資金低利融通を圖り購牛金融の積極化を計つたのである。而して從來の購牛金融指導は組合員別現物斡旋の形態をとつてゐたのであるが、最近に於ては殖産契の預託牛として團體的に行ふ方針をとり、併せて飼育改善及自家肥料の増産に資せしめてゐるのである。特に昭和十八年三月一般畜牛共済の外に金融組合資金牛殖産契預託牛及農會所有牛等の特別牛に對し特殊共済制度が設けられてからは金融組合の畜牛資金融通は更に促進せられるものと考えられてゐる。畜牛に對する金融狀況は左の如くである。

組合員畜牛飼育狀況

年度	飼育組合員數	畜牛頭數	同		上		内		受	託
			組合貸付金に依る購入	自己資金	組合資金返	殖産契	其他			
昭和十一年度	六七、九四	七五、二三	四三、〇三	二、八五、八四	三五、七五	*	*	*	*	*



年度	整理員数	口数	金額	組合貸付金		自己調達資金		調停減免額
				口数	金額	口数	金額	
同十二年	七五、五七	八六、七三	四一五、五三	一四、三三、〇九	四二、一八〇	*	*	*
同十三年	七九、五三	九五、八一	四四四、九九	一六、〇五、二四	四三、〇三三	*	*	*
同十四年	八九、八三	一〇九、七二	五〇、九八	三六、七六、〇〇	四八、七三三	*	*	*
同十五年	九六、三三	一一五、〇三	*	*	*	*	*	*
同十六年	一一四、三六	一二九、九〇	五五、七七	五、七七、三六	四三、〇五四	一九、五〇	(四、四六)	七、九四
同十七年	一二三、六六	一三四、九〇	五九、六六	六五、七四、五二	四七、二一七	一六、二七	(三、三六)	五、七四

備考  
 一 飼育組合員数及び畜牛頭数は各年度末現在にして組合貸付金額は同累計とす  
 二 括弧内書は殖産契員にして組合未加入者關係計数とす  
 三 \*印は計数不明なるものとす

高利負債整理 組合金融の本来の目的は庶民金融の疎通にあるに鑑み、本會は金融組合をして高利負債の整理に努めしめ來つたのであるが、昭和農業恐慌を契機として起された農村振興運動がその目標の一として之を取上げるに至り預金部資金に依る高利負債整理を積極的に勸奨したのである。更に事變以後に於ては生産増強上の障害排除の意味に於て高利負債の驅逐を特に強調したのである。本資金の貸出に當り金融組合は負債の調査より調停整理を行ふは勿論、肩替濟低利負債の償還迄周到な指導を爲しつゝあるのである。高利負債整理状況は左の如くである。

高利負債整理資金貸出状況表 (各年度末累計)

年度	整理員数	口数	金額	組合貸付金		自己調達資金		調停減免額
				口数	金額	口数	金額	
昭和八年度	*	一三八、〇七四	六、六九、三九	七三、七五	五、四九、四七	三三、九四三	三六、一九九	(六八、二六)
同九年度	*	*	*	*	*	*	*	九七、七
同十年度	*	*	*	*	*	*	*	*
同十一年度	*	三九、六〇八	三三、九八、五三	二五、七四	二五、七三、四〇	七、七二六	二、五八、六七	(三九、八三)
同十二年	*	四九、〇〇八	四一、三〇、〇〇	三〇、八八一	三〇、八九、三九	九、四六七	三、三三、八〇	(三〇、七〇)
同十三年	*	六三、四三	五、三四、六〇	三八、五〇四	三八、四三、五〇	一四、八八八	四、三九、九七	(六八、四六)
同十四年	*	六九、二七〇	六、〇〇、三五	四三、九四	四三、九四、三三	一六、四三六	五、四三、三三	(六六、六三)
同十五年	*	七三、五八七	六、九七、五〇	四九、九四	四九、九四、六四	*	六、四八、一五	(四九、六六)
同十六年	*	七八、九五	七、九〇、一五	四九、七九	四九、七九、六五	一七、三九九	七、八七、九三	(四九、六六)
同十七年	*	八四、五三	八、一四、四一	五八、〇三八	六四、三九、九八	一九、六八八	九、二四、三六	(三三、六六)

備考  
 一 括弧内書は利息とす  
 二 \*印は計数不明なるものとす

中小商工業者の維持振興 都市組合に於ける中小商工業者に對しては從來同業者協同組合を結成せしめてその團體的指導等に努め來つたのであるが、昭和十六年三月商業組合令が施行

せらるゝに及び一部協同組合の商業組合へ改組せらるゝものを生じたのみならず、残存協同組合に於ても時局の影響に依り業務不振の向等あるに至つたのである。又未組織中小商工業者に於ては更に甚しい影響を受けたのである。之等業者に對しては努めて圓滑なる資金の融通を圖ると共に損失補償制度に依る中小商工業資金の積極的融通を圖りその維持振興と局面打開に努めたのである。又時局の急轉に應じて企業整備に伴ふ轉廢業資金融通についての所謂更生金融制度が昭和十六年十二月損失補償制度の改正により設定されるに至り、聯合會も翌十七年七月よりその擔當機關たる金融組合に對し夫れに對應すべき措置を指令し本政策資金融通につき協力することになつたのである。

朝鮮中小商工業資金貸出状況

年 度	營業資金		業務轉換設備資金		轉換業務運轉資金		業務轉換舊業務整理資金		計		累計金額
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
昭和十四年度	四〇〇	六二、五五六	二	四、五〇〇	二	二、五〇〇			四〇二	六八、五五六	六三、三五〇
同 十五年度	一、四二一	一、三三三、三〇〇	七	三、九〇〇	五	二、七〇〇			一、三三三	一、七〇八、九〇〇	一、九〇〇、九七〇
同 十六年度	一、五三三	一、九〇〇、三〇〇	一五	五、三九九	二	七、三九五			一、六〇八	二、〇六一、〇九〇	二、六〇八、八三五
同 十七年度	一、八〇六	二、四〇〇、三七七	七	六、七七一	四	六、五三三			一、九三〇	二、三九六、一八〇	三、六三三、五四四

其の他 右の外、本會は肥料農業用機械器具店舗及住宅部落倉庫米價對策等のためにも預金部資金及自己資金を融通し農業増産に協力すると共に水害等の災害に際しては預金部低利資金の融通に依り復舊に努めしめたのである。

(ハ)業務の擴充

従來金融組合の預金及貸付金業務は相互主義に立つてゐたものである。本會は事變以來その國家目的への歸一に努めしめたのであるが、其の他の業務についても常に國策遂行への協力を基調としつゝ積極的進展を圖らしめたのである。特に購販事業の擴充は著しく、又金の回收、國債の賣捌、舊補助貨の引揚、國境地方に於ける滿洲國通貨の交換等時局の要請する業務に對しても極力努力せしめ顯著なる実績を挙げたのである。

尙既往十ヶ年間に於ける金融組合主要業務の進展状況左の如くである。

金融組合主要業務進展状況 (單位千圓)

年 度	出拂 資込 金濟	諸積立 金	借入 金	預り 金	貸出 金	預ヶ 金	購買 高	販賣 高
昭和七年度	九、三三三	一四、三三六	五、四九一	一〇三、七五五	二七、八三三	五、三三三	—	—
同 八年度	九、八七〇	一五、六四七	五、四二二	一三四、三四四	一三、八七七	七、三三〇	六〇三、一六六	—
同 九年度	一〇、五九九	一七、七一九	六、三三六	一三九、四七七	一五、一〇七	六、九三三	一、九六六、六〇八	—

昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	昭和十七年度
二、四九六	三、四三三	三、六四四	二、四七三	一、五九九	一、六八七	一、八三六	一、九五五
一九、〇七〇	三〇、八〇九	三三、一〇〇	三六、〇七	三六、九三三	三三、九三三	三六、三三三	四〇、三七七
八、一七〇	一一、六六〇	一四、六四〇	一一、六〇〇	二八、四四四	三三、一〇二	一〇八、〇四九	一〇五、三三三
一五、四七	一六、三三三	一七、五五五	三九、〇三六	三〇、六四四	四三、一四三	五八、二四四	七三、九五一
一七、三三五	三三、四四四	三三、一七八	三三、九二五	三三、〇七三	三六、一四〇	四〇、二六〇	四九、七六一
八五、七七八	八〇、三〇〇	九、〇九九	二〇、二〇〇	一四、八六六	三四、七五五	三六、八三三	四八、七三三
三、四七、四九九	九、七八、九四四	九、八三、八四四	一四、六四、三三三	三〇、四二、二八三	三三、六六、九七七	一七、七六、〇三三	一六、七三、六五五
一	六四、〇三八	一一、七四、五四四	四二、三三、二四〇	二九、六四、九三三	一三〇、五五、三三三	四五〇、四七、八六六	四二、三二、四九九

(二) 收支の均衡

金融組合は一個の經濟團體である以上その使命の完全なる達成は基礎の確立に俟つ處甚だ多いので本會に於ては常に金融組合の收支經營の改善に留意せしめ來つたのである。而して最近に於ける最も大なる施設は金融組合經營改善實施計畫の樹立と後述する金融組合貸付限度の擴張である。前述の如く、従前金融組合は組合精神の深き浸透を圖る爲大區域組合より小區域組合に分裂増設の方針が採られたため勢ひその區域に經濟的不均衡を生じ、その結果經營收支も組合に依つて漸次大なる相違を來すに至つた。然るに事變勃發するや斯くの如き狀況に於ては金融組合の總力を擧げて國策へ協力するに十全を期し得ぬことが明瞭となつたので、本會は組

合經營改善の一方策として組合區域調整を遂通したのであるが、それは先づ昭和十五年度に於て忠清北道槐山組合の延豊組合吸収合併によつて具體化したのである。次いで昭和十六年度に至り總督府當局に於ては全鮮的に金融組合の經營に検討を加へ、金融組合經營改善實施計畫を樹立し自主的經營改善、區域の調整、合併を進め、次表に示す如く昭和十七年度中に殆どその大半の實現を見たのであるが、この金融組合經營改善實施計畫は實に金融組合の動向に一轉機を劃したとも言へるのであつて、早くも昭和十七年度に於ける一組合當りの剰餘金は著しく増大したのである。

金融組合經營改善計畫實施狀況 (昭和十八年三月末)

種別	計		實		計畫未實施數	
	本所	支所	本所	支所	本所	支所
計	七三	二五	七三	二五	一	一
増加數	一	四	一	三		
減少數	一〇九	四	六	四	一	三
計畫後ノ組合數	六三	二五	六六	二八	三	一

各道別金融組合經營改善計畫實施狀況 (昭和十八年三月末)

道名	區分	計畫當初組合數		計畫組合數		實施組合數		未實施組合數		支所單なる 止數	三月末組合數	
		本所	支所	合併	被合併	合併	被合併	合併	被合併		本所	支所
京畿	畿	七	三〇	二	二	二	二	—	—	—	六	三〇
忠北	北	三	九	七	七	七	七	—	—	—	三	二〇
忠南	南	三	三	八	八	八	八	—	—	—	四	一〇
全北	北	五	三	八	八	八	八	—	—	—	四	一〇
全南	南	七	二八	〇	〇	〇	〇	—	—	—	五	二〇
慶北	北	七	〇	〇	〇	〇	〇	—	—	—	六	一〇
慶南	南	〇	三	〇	〇	〇	〇	—	—	—	五	一〇
黃海	海	六	五	四	四	四	四	—	—	—	五	一〇
平南	南	〇	八	六	六	六	六	—	—	—	四	一〇
平北	北	五	七	九	九	九	九	—	—	—	四	一〇
江原	原	〇	三	九	九	九	九	—	—	—	四	一〇
咸鏡	鏡	三	〇	四	四	四	四	—	—	—	七	一〇
咸南	南	三	一〇	三	三	三	三	—	—	—	元	一〇
成北	北	三	二五	三	三	三	三	—	—	—	元	一〇
成南	南	三	二五	三	三	三	三	—	—	—	元	一〇
合計		七三	二五九	一〇〇	一〇九	八四	八三	三	三	四	六六	九〇九

金融組合各年別剩餘金調

年區分	村落組		都市組		總計	
	組合數	剩餘金	組合數	剩餘金	組合數	剩餘金
昭和八年度	六四	二、三〇九	六	四〇九	六五	二、六八八
同九年度	六三	一、三八八	六	三七三	六九	一、七六〇
同十年度	六六	一、八六三	六	四七五	六九	二、三三七
同十一年度	六四	二、三三三	六	四四三	七〇	二、八六八
同十二年度	六七	二、六六六	六	四〇三	七三	三、〇六三
同十三年度	六九	二、五五五	六	三〇六	七五	二、八六三
同十四年度	六九	三、四四三	六	一、〇三七	七五	四、四七〇
同十五年度	六八	四、三五八	六	一、三八七	七四	五、七四五
同十六年度	六八	五、三三六	六	一、四一五	七三	六、七五一
同十七年度	五三	五、九六六	六	一、六九九	六六	七、六六六
均剩餘金		三、五四〇		六、七四四		三、八二二

尙特に經營收支困難なる組合に對しては本會は無利子援助資金又は特別低利資金の融通を行ひ、又金融組合經營改善實施計畫の樹立と共に政府下附金を資源とする無利子貸付を爲す等金融組合經營の改善に努めたのである。

(注)貸付限度の擴張と金利引下

本會成立當時に於ける一組合員に對する金融組合の普通貸付金貸付限度は村落組合一千圓、都市組合三千圓であつたが、時局の進展に伴ひ生産増強施設を強化するためにその擴張が要請されるに至り、昭和十四年九月右貸付限度は村落組合二千圓、都市組合五千圓に擴張せられ、越えて昭和十五年三月には村落組合中特に總督府より指定せられたる百二十五組合は三千圓に改定せられ、更に昭和十七年十一月に至り一律に村落組合は三千圓、都市組合は八千圓に擴張せられ、金融組合の指導金融に一段の活力を與へたのである。本會は金融組合の金利、特に貸付金利に就てはその低下と組合相互間の平準化に向つて絶へず努力し、既往數回に亘り施策を講じて來たのであるが、前記の貸付限度擴張を機とし更に之が引下げを行はしめたのである。尙預り金利は金融界の諸情勢に順應し數次の改定を實施せしめたのである。

本會成立後に於ける金融組合標準金利の變遷狀況を見るに左の如くである。

金融組合預り金標準利率變遷狀況

年 種 別	定 期		預 金		据 置 預 金		貯 蓄 預 金		當 座		定 期 積 金
	組 合 員	非 組 合 員	公 共 團 體	一 年 以 上	二 年 以 上	三 年 以 上	四 年 以 上	單 利	複 利	預 金	
昭和八年度	四・五	五・〇	四・五	四・八	—	—	—	一・〇	一・八	—	—
昭和九年度	四・二	四・五	四・一	四・三	—	—	—	〇・九	一・七	—	—

年 種 別	定 期		預 金		据 置 預 金		貯 蓄 預 金		當 座		定 期 積 金
	組 合 員	非 組 合 員	公 共 團 體	一 年 以 上	二 年 以 上	三 年 以 上	四 年 以 上	單 利	複 利	預 金	
同十年 度	三・八	—	—	—	—	—	—	〇・八	—	—	—
同十一 年度	四・一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同十二 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同十三 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同十四 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同十五 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同十六 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同十七 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考  
 一 昭和十六年十一月一日より、國民貯蓄組合幹旋に依る定期預金及び据置預金利率は年三分七厘とす  
 二 昭和十七年四月一日より、定期預金一年以上繼續預入のものは現行利率に年三毛宛の加算利率を附し、五年に至り止るものとす

金融組合普通貸出金標準利率變遷狀況

年 種 別	村 落 組 合		都 市 組 合	
	擔 保	無 擔 保	擔 保	無 擔 保
昭和八年度	九・七	—	—	—
昭和九年度	—	—	—	—

同 十七年度	同 十六年度	同 十五年度	同 十四年度	同 十三年度	同 十二年度	同 十一年度	同 十年度
八・三	"	"	八・八	"	"	九・〇	"
二・五	"	"	二・七	"	"	二・八	"
"	"	"	一・三	"	"	二・〇	"
"	"	"	一・五				
二・九	"	"	三・二	"	"	三・三	"
二・九	"	"	三・二	"	"	三・三	"
八・〇	"	"	八・三	"	"	八・五	"
二・三	"	"	二・四	"	"	二・五	"
"	"	"	一・三	"	"	一・七	"
"	"	"	一・五				
二・七	"	"	二・八	"	"	二・九	"
二・七	"	"	二・八	"	"	二・九	"
二・六	"	"	二・七	"	"	二・七	"
二・八	"	"	二・九	"	"	三・〇	"

(6) 内外の統制連絡

時局下に於て國策に協力し圓滿なる業務の進展を圖るためには特に關係官廳方面との連絡は最も重要であるので、本會はこれが一層の緊密化を圖り、よく監督官廳の意圖の傳達、實踐に遺憾なきを期することにも民間關係團體との聯絡協調を企圖してゐる。即ち金融部面に於ては朝鮮金融團に加盟しよく國策の嚮ふ處に随ひ他種金融機關と聯繫して同業連帶の實を擧揚すると共に或は國民總力聯盟と提携してよく時局下民衆の指導につくしてゐるのである。無論系統組織内部に於ける統制とその一體的活動の肝要なるは云ふまでもない處であり、本會はその保持、強化に努めつゝあるものであつてその實情は世の高く評價する處である。

二、 産業法人の指導

産業法人の指導方針に就ては金融組合のそれの如く別に制定せられたものは無いが、指導の根本方針には何等差異がないのであつて、唯、産業法人に對してはその特殊性に基き個別に實情に即した指導を加へてゐるのである。産業法人會員は前記の如く現在僅かに産業組合二十三が加入してゐるに過ぎぬが、右は漁業組合の同聯合會設立に依る脱退及び産業組合の當局の整理方針に基き解散に依るものである。

近年、産業組合は時局の影響其の他の事情に依り所謂不振組合多きを加へたるのみならず、三團體機構改革問題に關聯してその整理論が擡頭したのであるが、昭和十六年に至り總督府によつて産業組合中經營困難なるもの並に將來に於ける積極的經營見込立たざるものの解散を慫慂するの方針が決せられた結果、昭和十七年度末迄に八十産業組合が解散し、本會の會員たる産業組合六十三中三十八亦解散を見たのである。之等産業組合の解散に當つてはその損失金は國庫及金融機關に於て負擔したのであつて、本會亦相當多額の負擔を爲したのである。かくして現在本會加入の産業組合は主として特産物を取扱ふ組合であるが、之等産業組合に對しては其の特異性を確認し關係方面との連絡協調を保持すると共に機宜の措置を講じ業務運営上過誤なきを期してゐる。

朝金聯會員產業組合累年業務概況 (各年度末) (單位千圓)

年 度	組 合 數	組 合 員 數	出 拂 資 込 金 濟	積 準 立 備 金 金	借 入 金	事 業 分 量	
						販 賣 高 品	販 買 高 品
昭和八年度	四	壹,七六	一〇	六	二,四三	四,八三	一,四一
同 九 年 度	四	六,八七	一七	二〇	二,五二	五,四八	一,六四
同 十 年 度	五	六,六七	二二	二一	三,九八	六,九八	三,二六
同 十 一 年 度	五	七,六〇	二二	八五	四,九六	九,〇七	三,三五
同 十 二 年 度	六	八,五七	三二	三二	五,八六	一〇,〇三	三,八四
同 十 三 年 度	六	九,〇五	三二	三三	七,二四	一〇,七二	七,〇五
同 十 四 年 度	六	一〇,九九	四六	三四	七,六五	一〇,四五	七,二四
同 十 五 年 度	七	一七,五〇	五三	五七	七,八六	一八,八八	七,三三
同 十 六 年 度	七	九,九〇	五三	六五	七,〇三	一七,一五	七,九八
同 十 七 年 度	七	五,六〇	三五	五三	三,七六	九,四八	四,七一

### 三、會員業務の統制及監査

會員業務の統制 本會は常時會員より報告を徴し、之に基き適時文書指導を行つてゐるのみならず、隨時實地に臨み懇切なる指導をなしてをり、更に各道支部は毎年組合理事協議會を開

催し重要事項につき協議指導してゐる。尙聯合會設立以前に於ては各道區々であつた業務の取扱方法及帳簿様式等は聯合會成立と共に漸次統一せられ今や全組合は聯合會を中心として全く統制せられてゐる。

會員業務實地調査 本會は毎年一回以上會員業務の實地調査を行つてゐる。この調査は支部によつて嚴重に實施せられてゐるのであつて、會員に於ける業務執行上の過誤を是正するは勿論、その業務の圓滿なる進展もこの調査に負ふところ大なるものがある。

### 第三節 金融事業

概況 本會は創立と同時に舊各道金融組合聯合會及朝鮮殖産銀行金融組合中央金庫課の業務を繼承して金融事業を開始したのであるが、其の際新に會員に對し手形の割引を爲すこと、會員の爲に爲替業務を爲すこと、公共團體其の他營利を目的とせざる法人より預り金を爲すことが認められ、餘裕金運用に關しても新に公共團體其の他營利を目的とせざる法人の一時借入に對し貸付を爲し得るに至つたのみならず、更に拂込出資金額の十五倍を限り朝鮮金融債券の發行を爲し得るの特典を附與せられたのであつて名實共に組合金融の中樞機關として發足したのである。爾來其の聯合機能の發揚に依り對内的には會員相互間の資金需給調節を首め本會及會員を通する預金

貸出金利の調整、農業並に中小商工業金融の疏通、資金の蓄積に着々実績を收め、對外的には組合金融界と一般金融界との連鎖機關として長期資金の獲得と餘剰資金の運用を圖る等朝鮮組合金融の中樞機關としての使命達成に遺憾なきを期しつゝ半島金融に多大の貢献を爲したのである。今本會金融事業の創立以來辿つた道を資金の側より回顧するに大體初年度昭和八年度より第四年度昭和十一年度迄を基礎確立時代、第五年度昭和十二年度より第七年度昭和十四年度迄を自給自足時代、第八年度昭和十五年度より今日迄を躍進時代と三期に大別することが出来る。

第一期たる第四年度迄に於ては一般經濟界の不況と打續く旱水害に依る農作物の凶作等に依り農村の疲弊漸く深刻化し所屬金融組合に於ける貯蓄の増加又意の如くならず、従つて本會貸出の増加は遙に預り金の増加を上廻り、不足資金は擧げて朝鮮殖産銀行に依存するの狀態にあつたのであるが、本會は此の間に處し先づ會員に對し的確なる資金計畫の樹立及自己資金の造成に努めしめると共に農業金融の長期性に鑑み債券の發行により大藏省預金部及一般金融市場よりの長期資金獲得の方法を講じ、又新に本會及會員を通ずる特別貸付資金の經理方法を確立し、從來動もすれば亂れんとする傾向にあつた資金系統の是正明確化を圖り以て將來の資金操作に備へる等々事業基礎の確立に努めたのである。

第二期に於ては第一期の凶作により農村の蒙つた創痕未だ癒えざるに其の初頭、昭和十二年夏

支那事變の勃發を契機として金融梗塞狀態を來したので本會は會員をして不急思惑資金の貸出抑制に全力を傾注せしめたのである。然るにも拘らず本會に對する會員の資金需要は加速度的に増大し、朝鮮殖産銀行よりの借入金は二千五百餘萬圓と記録的數字を示し前途樂觀を許さざるに至つたのであるが、當局の施策宣しきを得たるに於ける農産物の稀有の豊作及穀價高を反映して秋收期と共に農業資金を首めとする諸資金の還流が順調に行はれた結果本會資金亦充足を見るに至り、遂に昭和十二年十二月末を以て預金部資金に依る特別借入金を除く全借入金を償還し得て資金需給の均衡を確保するに至つたのである。更に支那事變の擴大に伴ひ國民貯蓄増強運動展開さるるに及び金融組合又本會の指導の下に貯蓄吸収に當つた爲め資金は益々充實し、本期中旱害對策並に金融組合貸出限度擴張の實現等により相當の資金需要が喚起せられたにも拘らず之を充して尙餘裕あるの狀態を示したのである。尤も昭和十三年度に於て長期資源獲得と一般金融市場との連繫保持の爲め長期資金四百萬圓を起債し、又國境地帯に於ける滿洲國通貨の引上げ交換の所要資金として當座借越七百九十九萬餘圓年度中に全額決済を了すに達したが是等は何れも特殊事情に基くものと云ふべく、大體に於て多年待望の資金自給自足時代を招來するに至つたのである。

第三期たる第八年度昭和十五年度以降に於ては戦時下農業生産力の増強に資する爲之が所要資



金の積極的融通を圖つたのであるが、國民貯蓄増強運動の一層の強化により會員自己資金は益々充實し、本會への資金需要は漸く減少傾向を示すに至つたのみならず、本會への資金流入は未曾有の巨額に達し、昭和十八年三月末に至る僅々三ヶ年間に於ける預金純増額は實に二億六千五百十八萬圓に及び昭和十八年三月末現在に於ける預り金の總運轉資金中に占むる割合は八二%に相當するに至つたのである。斯くして金融組合は從來の金融即ち貸付組合より貯蓄組合へと性格の轉換を遂げたのであつて、此の事實は今後に於ける本會業務運営上見逃すことの出来ぬ事象であつた。試に上述の處を期別資金の消長狀況により示せば次の如くである。

(イ) 運用資金の構成 (單位千圓)

期別	種別	期別	借入金		貸下金	雜	合計
			特別	普通			
第一期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	拂込済出資	三、〇六一	一	二、〇〇〇	二、六六九	八、一九六
		其の他自資	(四)	一	(三)	(三)	(〇〇)
第二期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	五、七四〇	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第三期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第四期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	八、〇六六	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第五期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第六期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第七期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第八期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第九期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第十期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)

期別	種別	期別	借入金		貸下金	雜	合計
			特別	普通			
第一期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	拂込済出資	三、〇六一	一	二、〇〇〇	二、六六九	八、一九六
		其の他自資	(四)	一	(三)	(三)	(〇〇)
第二期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	五、七四〇	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第三期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第四期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	八、〇六六	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第五期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第六期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第七期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第八期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第九期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)
第十期	創立當初舊聯合會よりの繼承高(八、八、三二)	預り金	七、七四八	一	三、三二〇	二、六六九	一、一九六
		金融債券	(六)	一	(五)	(三)	(〇〇)

(註) ( ) を附せるは合計額に對する各資金の割合を示すものとす

(ロ) 資金の運用 (單位千圓)

期別	種別	貸出金			買取資金		餘裕金		雜	合計
		特別	普通	計	有價證券	預ケ金	計	合計		
第一期	創立當初舊聯合會より承高(八、八、三)	一九、九三九	四、七五五	二四、六九四	(一、四)	二、〇〇〇	二、〇〇〇	(一、四)	七、六三	八、六三
	九、三、三	二四、四六六	三、〇三七	二七、五四三	三	五、八三三	三、一四九	二、〇〇〇	一、四一	九、九四八
	一〇、三、三	三〇、五八八	三、九七四	三四、五六二	七二	五、五五四	三、九七〇	四、五三〇	一、三三	一〇、八〇五
第二期	前期末對本期末比較増減	△ 五、三三三	△ 一、八三三	△ 七、一六六	三九	三、七四四	四、一六九	△ 一、二二四	△ 一、二九	六、四〇九
	一五、三、三	五、八〇〇	七、九八三	一三、七八三	三、七〇	三、四九九	五、一六〇	七、四七九	一、四七	一三、〇〇六
	一四、三、三	六、五〇四	五、三三〇	一一、七八四	三、二六	九、九三三	五、〇三三	六、一八四	一、三三	一八、三三七
第三期	前期末對本期末比較増減	△ 一、三三三	△ 一、七六六	△ 三、一〇〇	五、〇〇四	一、五、六四	四、〇六二	△ 一、三三三	△ 一、三三	二、六六六
	一六、三、三	五、八、六三	七、六九九	一三、五六一	六、三三〇	四、七四九	一〇、一三九	△ 一、三三三	三、三六	一三、五〇九
	一七、三、三	六、三、三三	五、五〇〇	一一、八三三	一四、〇一九	九、一三五	一、一、三三九	△ 一、三三三	三、三三	一五、四六六

期別	種別	貸出金	買取資金	餘裕金	合計					
第一期	創立當初舊聯合會より承高(八、八、三)	一九、九三九	四、七五五	二四、六九四	二、〇〇〇	二、〇〇〇	(一、四)	七、六三	八、六三	
第二期	前期末對本期末比較増減	△ 五、三三三	△ 一、八三三	△ 七、一六六	三、二六	九、九三三	五、〇三三	六、一八四	一、三三	一八、三三七
第三期	前期末對本期末比較増減	△ 一、三三三	△ 一、七六六	△ 三、一〇〇	五、〇〇四	一、五、六四	四、〇六二	△ 一、三三三	△ 一、三三	二、六六六

以上本會金融業務の進展状況に就て概観したのであるが更に之を細説すれば左の通りである。

金利 舊各道金融組合聯合會當時は各其の独自の計算に於て其の所屬會員の資金調節に當つてゐた關係上、金融組合の貸付並に預金利率は道に依り之を異にするの不合理なる現象を呈してゐたのである。依つて本會は設立後直ちに是等金利の統制を行ひ右の不合理を除去し、且つ普通短期貸付金が從來積立金一萬圓未滿の都市組合及五千圓未滿の村落組合に對しては定率より二厘下げとせられてゐたのを廢し是等弱體組合に對しては別途低利資金の供給を考慮し積極的援助を爲すこととしたのである。爾來聯合機能漸次發揮昂揚するに及び會員業務の進展と相俟つて本會貸付及預金利率の低下は大いに促進せられ、創立以來十ヶ年間に於て普通長期貸付金年二分一厘、同短期貸付金年二分五厘、當座貸越日歩九厘、手形割引歩合日歩五厘五毛、定期預金年一分七厘五毛乃至年一分九厘五毛の各大巾引下を斷行し會員の利便を圖ると共に會員に於ける貸出並に預



十年度に於て經營不振會員に對する業務整理援助資金、昭和十二年度に於て金融組合倉庫建設資金、昭和十六年度に於て部落共同施設資金、昭和十七年度に於て自作農創定資金、畜牛養豚購入資金、農機具購入資金等自己資金による長期低利資金の新規融通を開始したのである。斯くして本會の特別貸付金は昭和十八年三月末現在に於て創立當時に比し五千五百五十六萬圓、二七八%の増大を見たのである。

次に普通貸出金に於ては昭和九、十一、十四年の三回に亘る風水害の影響、昭和十二年支那事變勃發前後の全国的金融梗塞の餘波を受け會員の本會に對する資金需要旺盛を極め、其の増勢容易に抑制し難きものがあつたのみならず、更に昭和十四年九月金融組合の貸出限度擴張の實施を見たるため本會普通貸出金は逐年膨脹し、昭和十四年度末現在高は七千七百九十八萬圓と創立當時に比し三千五百二十三萬圓、八二%の増加を示すに至つたが、昭和十三年度以降の國民貯蓄造成運動の一翼として金融組合に於ける計畫的貯蓄増強運動の進展により金融組合手許資金が漸次潤澤となつたこと、又生産資金の大部分に對して特別資金の融通を圖つたこと等の關係から昭和十五年三月末を境として其の後漸減傾向を示すに至つたのである。特に昭和十七年度に於ては本會創立後第三回目の金融組合貸出限度擴張が實現したにも拘らず金融組合に於ける預金の一層激増したること金融組合の整理統合が行はれたこと等の爲め急激なる減少を來し、昭和十八年三月

末現在に於ては創立當時に比し却つて九百一十一萬圓、二一%減を示すに至つたのである。右の如く特別貸付金が累年増大せるに反し普通貸出金は昭和十五年以後減少傾向に轉じ最近に於ける兩者の量的比重は創立當時とは全く逆轉するに至つたのである。即ち左表の通りである。而して特別貸付金の右の如き増大は國策協力機關たる本會の本質に鑑みるとき當然であり、普通貸出金の減少が金融組合に於ける自己資金の充實を示す事實と共に本會系統組織の事業の健實なる進展を立證するものと謂ふべきである。

(單位千圓)

區別	特別貸付		普通貸付		計(年度末高)
	年度末高	年度末高	年度末高	年度末高	
舊聯合會 承高	—	—	—	—	—
昭和八年 度末現在	—	—	—	—	—
昭和九年 度末現在	—	—	—	—	—
昭和十年 度末現在	—	—	—	—	—
昭和十一年 年度末現在	—	—	—	—	—
昭和十二年 年度末現在	—	—	—	—	—
昭和十三年 年度末現在	—	—	—	—	—
昭和十四年 年度末現在	—	—	—	—	—
昭和十五年 年度末現在	—	—	—	—	—
昭和十六年 年度末現在	—	—	—	—	—
昭和十七年 年度末現在	—	—	—	—	—
累計高	—	—	—	—	—

預り金 本會創立以來十ヶ年間に於ける預金業務の推移狀況を見るに左表の如く、昭和十一年

に於ては稀有の風水害の襲来あり一時増勢に頓挫を來したが、其の後好調に復し、殊に昭和十三年度以降當局の國民貯蓄造成運動に呼應した計畫的貯蓄吸收の強化、一般的經濟好況、就中農産物價格高及昭和十二年・昭和十三年・昭和十六年に於ける農産物豊作の影響に依り金融組合預り金は逐年増勢顯著となり、其の結果本會への資金流入額又増大し、昭和十八年三月末現在に於ける本會預り金残高は三億九千七百九十九萬圓に達し、之を創立當時舊聯合會より繼承したる預り金に比すれば實に三億四千六百七十二萬圓、六七六%の激増に當り、預り金受拂高に於ても同期間内に五〇三%増を示したのである。

(金額單位千圓)

年度別	受入高	拂戻高	年度末残高		同上的種類別内譯		
			金額	創立當時の高を100とする指數	特別預金	定期預金	當座預金
創立當時(八、八、三一)舊聯合會よりの繼承高	—	—	—	100	—	—	—
昭和八年	一、三六、三五	一、一〇、九三	五、七四	100	一、七四	四、〇〇	五、六六
同 九年度	三、〇〇、〇六	二、四、九五	六、六六	100	一、七五	五、〇三	二、九八
同 十年度	三、六、七四	三、七、八七	七、四九	100	一、七八	六、〇八	九、四四
同 十一年度	三、七、〇六	三、八、〇九	八、〇六	100	二、七三	七、九七	一〇、〇六
同 十二年	三、七、〇六	三、八、〇九	八、〇六	100	二、七三	七、九七	一〇、〇六
同 十三年	三、七、〇六	三、八、〇九	八、〇六	100	二、七三	七、九七	一〇、〇六
同 十四年	三、七、〇六	三、八、〇九	八、〇六	100	二、七三	七、九七	一〇、〇六
同 十五年	三、七、〇六	三、八、〇九	八、〇六	100	二、七三	七、九七	一〇、〇六
同 十六年	三、七、〇六	三、八、〇九	八、〇六	100	二、七三	七、九七	一〇、〇六
同 十七年	三、七、〇六	三、八、〇九	八、〇六	100	二、七三	七、九七	一〇、〇六

更に本會預金の増加状況を預ヶ主別に見るに左表の如く、昭和十八年三月末残高は之を本會創立當時に比すれば都市組合に於て六一八%、村落組合に於ては七二三%、其の他に於ては二六八%、各増加を示してゐるが、村落組合の増加割合が都市組合のそれに比し大であるのは主として昭和十六年度以降村落組合に於て糧穀代金の支拂事務に當ると共に天引貯金を吸収する等源泉貯蓄の積極的受入に努めたことに基づくものである。尙其の他預金の増加は昭和十五年十二月設立せられたる財團法人金融組合職員共濟會よりの受入れに因るものである。

(金額單位千圓)

區分	朝金聯創立當時(昭和八年八月三十一日現在)		昭和十七年度末現在(昭和十八年三月三十一日現在)		差引増額	増加割合
	金額	指數	金額	指數		
都市組合	一、八、六一〇	100	一、三三、六二四	100	一一五、〇一四	六一八%
村落組合	三、一、六八三	100	二、六〇、七五九	100	二二九、〇七六	七二三
其他	九八一	100	三、六一一	100	二、六三〇	二六八
計	五、一、二七四	100	三、九七、九九四	100	三、四六、七二〇	六七六

尙昭和十三年度以降に於ける本會及金融組合の預金増加状況を比較對照すれば左の如く、國民貯蓄造成運動の影響が明瞭に表はれてゐる。

年 度 別	金融組合預り金純増額		本會預り金純増額	金融組合預金純増額に對する本會預金純増額の割合
	目 標 額	實 績		
昭和十三年度	三〇,〇〇〇	四九,五二一	一八,八七六	三八%
同 十四年度	六〇,〇〇〇	七九,五七八	二五,四五六	三一
同 十五年度	一〇〇,〇〇〇	一二三,五二九	七四,〇二二	五九
同 十六年度	一二〇,〇〇〇	一五四,〇七二	九六,八五二	六二
同 十七年度	一七〇,〇〇〇	一六七,七一七	九〇,七〇九	五四

(金額單位千圓)

**借入金** 本會は農村振興運動に對する金融組合の積極的協力に伴ふ各種生産資金の需要を充す爲め大藏省預金部低利資金の取入を爲した外季節的繋資金の需要に應ずる爲め朝鮮殖産銀行より資金の取入を爲す等、他所資金の借入れを行ひ其の昭和十一年三月末現在残高は三千四百十六萬圓に達し之を創立當時に比すれば一千八百八十三萬圓、五二%の増加を示したのであるが、之を境として漸次減少傾向を辿つたのである。其の経過は次の如くである。即ち先づ預金部長期資金の取入に就ては昭和十年度以降は借入によらず朝鮮金融債券の發行に依ることとなつたのである。

又普通資金に就ては昭和十二年度の全國的金融梗塞に際して會員の資金需要を充し、惹いては農業金融の疏通を圖る爲めに朝鮮殖産銀行より一時最高二千五百五十一萬圓を借入したのであるが、同年度に於ける米の豊作及米價高に依り秋收期に入ると共に資金の還流適順なりし結果、年度中に普通借入金全額を償還し得たのである。其の後に於ては金融組合に於ける貯蓄吸收の強化に基き本會餘裕金亦漸増した爲めに普通資金の借入は全く行はなかつたのであるが、その唯一度の例外は昭和十三年度に於て長期貸付資源として生保證券會社を介し生命保險會社より四百萬圓の長期借入金を爲したることである。斯くして本會借入金昭和三十八年三月末現在残高は二千四百四十七萬圓と創立當時に比し僅かに二百十四萬圓、九%を増加したるに止り、昭和十一年三月末に比すれば逆に九百六十八萬圓を減じたのである。然も昭和十八年三月末現在借入金の内容に於ては前記普通長期借入金四百萬圓以外は凡て特殊な意義を持つ大藏省預金部よりの特別資金のみである。

借入金

(金額單位千圓)

種 別	年 次	昭和三十九年 三月末日	昭和四十年 三月末日	昭和四十一年 三月末日	昭和四十二年 三月末日	昭和四十三年 三月末日	昭和四十四年 三月末日	昭和四十五年 三月末日	昭和四十六年 三月末日	昭和四十七年 三月末日	昭和四十八年 三月末日
(特別借入金)		(三〇,九七〇)	(三六,八九〇)	(二六,七七)	(三五,四八)	(三五,〇〇)	(四四,七六)	(二六,九四四)	(七〇,〇五)	(二六,三六)	(二〇,四七)

都市組合基金借入金	五〇	五〇	五〇	四七	四〇	四三	四三	四七	三九	三〇
農事改良資金長期借入金	四、二二	四、一〇一	四、一九〇	四、一七九	四、一六八	四、一七〇	四、一四五	四、一三四	四、〇一一	—
農事改良資金短期借入金	—	—	六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	三、〇〇〇	八、四二〇	八、八五〇	九、〇〇〇
特殊産業資金長期借入金	四、四〇〇	四、八七	四、六五	四、四〇九	四、七六	三、九三	三、六七	三、七〇	三、〇五	二、七三
特殊産業資金短期借入金	四、六〇〇	四、六五〇	四、四〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、三〇〇	—	—	—	—
産業法人低利長期借入金	一、四八	一、七七	一、五九	一、四五〇	一、三九	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三四	一、〇三四	二八
負債整理資金借入金	五、五〇〇	八、七〇〇	八、七〇〇	八、七〇〇	八、七〇〇	八、四九	八、三二	七、六九	七、三三	六、七三
水害復舊資金借入金	—	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一、九八	一、九八	一、六三
特殊低利借入金	三二	三六	三五	三三	三六	一九	四、三〇	—	—	—
(普通借入金)	(一、一五〇)	(一、〇〇〇)	(七、三八〇)	(—)	(—)	(四、〇〇〇)	(四、〇〇〇)	(四、〇〇〇)	(四、〇〇〇)	(四、〇〇〇)
長期借入金	—	—	—	—	—	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
短期借入金	一、二五	一、〇〇〇	七、三八〇	—	—	—	—	—	—	—
當座借越	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三、二〇〇	三、七、九〇〇	三、四、一七	三、五、四六	三、五、〇八	三、八、七六	三、〇、九四	三、〇、五五	三、〇、三八	三、四、四八

朝鮮金融債券

従来大蔵省預金部資金は朝鮮殖産銀行を経由して受入れてゐたのであるが、資

金原價の低下を圖るため本會は創立後直に金融債券の發行に依る之が直接受入れの實現に努め、關係當局の理解ある斡旋を得て昭和十年十一月第一回金融債券三百二十八萬圓を發行し大蔵省預金部資金取入れに成功し、次で朝鮮殖産銀行の引受により翌十一年九月四分三厘パーを以て第二回債券七百萬圓を、同年十月四分一厘パーの好條件を以て第三回債券五百萬圓を相次で發行し得て一般金融市場よりの資金調達に成功し、朝鮮金融組合の長期資金調達面に新分野を開拓するに至つたのである。更に起債に對する有力引受筋たる内地貯蓄銀行、信託會社、保險會社の特殊債券たる金融債券の買入を可能ならしむるために關係法令の改正を當局に陳情し、又内地簡易生命保險積立資金に依る金融債券引受方をも要望して略々其等の實現を見たるのみならず、右と併行して昭和十一年五月本會東京事務所を開設して金融組合事業の紹介、本業務關係筋との連絡に當らしめたる一面發行限度額の實質的擴張を圖る爲めに昭和十二年に至り會員の出資増口を遂進する等債券發行力の充實を期するべく着々工作を進め略々所期の目的を達成するに至つたのであるが、時恰も昭和十二年支那事變勃發前後の金融梗塞に際會したこと其の後金融組合に於ける貯蓄獎勵運動の徹底に基き本會資金情勢一變し他所資金の吸収を必要とせざるに至つたこと等の事情から債券發行は預金部資金の取入以外には行はなかつたのである。本債券の昭和十八年三月末迄の發行回数十六回、額面四千七百七十二萬九千圓、現在發行高四千六十五萬九千圓を算してゐる。

其の状況左の如くである。

回別	発行年月日	発行高	利率	償還期限	券面金額	摘要
第一回	昭和十一年二月二十八日	三、二八〇	三、八%	昭和十三年一月一日	〇〇	大蔵省預金部引受
第二回	一一、六、二五	七、〇〇〇	四、三%	一八、六、二五	〇〇	朝鮮殖産銀行引受
第三回	一一、九、三五	五、〇〇〇	四、一%	二二、九、三五	〇〇	"
第四回	一一、〇、二五	三、六九〇	三、六%	三三、九、一	〇〇	大蔵省預金部引受
第五回	一一、〇、二五	七〇	四、〇%	三三、九、一	〇〇	"
第六回	一一、三、一	二、〇〇〇	四、一%	三三、三、一	〇〇	"
第七回	一一、三、二五	三、六〇〇	三、六%	三三、二、一	〇〇	"
第八回	一一、四、二五	一、九〇〇	三、六%	三三、四、一	〇〇	"
第九回	一一、五、二〇	八四	三、六%	三三、四、一	〇〇	"
第十回	一一、五、二〇	一、九〇〇	三、六%	三三、四、一	〇〇	"
第十一回	一一、三、二五	二、八〇〇	三、六%	三三、三、一	〇〇	"
第十二回	一一、四、二六	六〇〇	三、六%	三三、四、一	〇〇	"
第十三回	一一、四、二五	四、〇〇〇	三、六%	三三、二、一	〇〇	"
第十四回	一一、五、一	一、二〇〇	三、六%	三三、二、一	〇〇	"
第十五回	一一、四、二八	四、〇〇〇	三、六%	三三、二、一	〇〇	"

(金額單位千圓)

第十六回	一一、七、二五	六〇五	三、六%	二七、六、一	〇〇	"
計	四、七、七九	四、七、七九			〇〇	"

**有價証券** 有價証券投資は從來預金拂戻準備としての建前を探り、従つて投資銘柄も自ら制約を受け主として國債地方債に之を限つたのであるが、昭和十三年度以降金融組合に於ける計畫的なる國民貯蓄増強運動の進展に伴ひ本會預金も漸次増加し、惹いては餘裕金の増加著しきものあり之が運用の適否が本會收支に多大の影響を及ぼすに至つた結果として、又時局の要請に應へるために有價証券投資方針も自然改變を見たのである。即ち國債地方債の外半島の基礎産業に關係ある事業社債、株式への投資をも爲し得る如く銘柄の範圍を擴張し、又朝鮮金融團の一員として同團の斡旋に依る共同融資に参加する等餘裕金の有利なる運用を圖ると共に時局下生産力擴充に協力すると共に特に昭和十七年度に於ては額面三千百一萬圓の支那事變及大東亞戰爭國庫債券を買入れたるのみならず、昭和十八年度に入つても更に買入れを續け、その累計は昭和十七年度に於ける金融組合預り金純増額に對する一九四%以上に達し時局下國家の要請に應へたのである。かくして昭和十八年三月末現在に於ける本會の有價証券保有高は二億七千八百十萬圓を算し創立當時に比し二億七千六百七萬圓、一、三五九%の激増を示すに至つたのである。



所有有價證券

年 月 種 類	國 債	地 方 債	社 債	株 式	計				
						昭 和 九 年 三 月 末	同 十 年 三 月 末	同 十 一 年 三 月 末	同 十 二 年 三 月 末
昭 和 九 年 三 月 末	—	五、一七七	六七五	—	五、八五二				
同 十 年 三 月 末	—	四、九五七	四九二	七五	五、五二四				
同 十 一 年 三 月 末	—	四、七〇四	二、三五八	一一二	七、一七四				
同 十 二 年 三 月 末	—	四、三六〇	二、三四三	一一二	六、八一五				
同 十 三 年 三 月 末	一、〇〇〇	四、〇七六	二、一五七	一五〇	七、三三三				
同 十 四 年 三 月 末	三、九〇一	三、八三三	二、〇四〇	一八七	九、九六一				
同 十 五 年 三 月 末	九、〇五一	九、五四二	三、六三八	一八七	二二、四一八				
同 十 六 年 三 月 末	九、五五三	一五、六一〇	二四、三六〇	二二五	四九、七四八				
同 十 七 年 三 月 末	九、五五六	二二、〇〇四	六一、九三一	一、六三四	九五、一二五				
同 十 八 年 三 月 末	三九、九四七	二五、四九〇	一八九、六五九	二二、〇一〇	二七八、一〇六				

(金額單位千圓)

爲替 本業務は會員の爲めに金融組合業務の代理に關する資金、銀行業務の代理又は媒介に關する資金、其の他會員間又は會員及非會員間に於ける資金の受拂を會員が本會に有する當座勘定の付替に依り處理決済し資金の現送を行はずして之が目的を達せしめむとするものである。右の内金融組合相互間、金融組合及銀行間の資金の決済に付ては既に舊聯合會當時より道を單位とし

て小範圍に於て行はれてゐたのであるが、本會の設立に伴ひ本業務は本會業務の一として正式に認められると共に全鮮的規模に於て實施する處となつたのである。又之が送金方法に付ても從來行はれなかつた送金小切手に依る持參人拂の方法を開始したるが如き劃期的變革が爲されたのである。其の後本業務の趣旨漸次一般に周知徹底するに従ひ利用者次第に多きを加へ會員間、會員及銀行間、會員及非會員間資金の受拂は一切本業務を利用して決済するに至り地方民衆に與へたる利便は蓋し尠少なからざるものがある。本業務開始以來の取扱状況を掲ぐれば左表の如く、昭和十七年度中取扱高は初年度たる昭和九年度中に於ける取扱高の約七倍に達してゐる。

爲替取扱状況

(金額單位千圓)

年 度 別	口 數	金 額
昭 和 九 年 度	一〇一、七五〇	四七、八五一
同 十 年 度	一三一、五四一	六一、〇五五
同 十 一 年 度	一五一、四三四	七二、〇四七
同 十 二 年 度	一六一、七七九	七九、七五九
同 十 三 年 度	一七三、六五〇	一〇四、九〇〇
同 十 四 年 度	一七九、三二二	一三二、〇四八

同	十五年	一七六、六一五	二一八、九九二
同	十六年	二一九、三五〇	二七三、一一五
同	十七年	二六七、二〇九	三三一、〇九四

其の他 昭和十四年十月以降民間所在金の政府への集中策が強化せられ金融組合其の賣却取次機關の一となるに及び本會は之が事務取扱の指導と金融組合及買上機關たる朝鮮銀行間の連絡、賣却代金の授受に當つたのである。又滿洲國に隣接せる國境地方に於て滿洲國通貨流通し其の金額著増の趨勢を呈するに至り、昭和十四年十一月國境地方所在金融組合に對し之が兩替業務取扱に關する朝鮮總督の命令發せらるるや本會は之に必要な事務取扱の指導及兩替資金の供給に當つたのである。更に昭和十七年六月内地の金融新體制に呼應し朝鮮金融團結せらるるや其の團員として之に參畫し資金吸收並に之が運用計畫の樹立、増加預金に依る國債の引受及時局關係事業資金の共同融資に協力したのである。更に又昭和十八年六月以降に於て戰時貯蓄債券並に報國債券等小額債券の適正市價の維持及將來に於ける消化促進に資する爲め之が適正價格に依る買上實施せられ金融組合之が買上機關に、本會又之が統轄店に指定せらるるに至るや其の取扱に對する指導は勿論、金融組合日本勸業銀行間の買上債券及同代り金の授受に當つたのである。斯くの如く本會は傘下金融組合の總力を結集して時局の要請に應へ金融組合の公共性を遺憾なく發揮し、

今後に於ける金融組合事業の進展に努めつゝあるのである。

#### 第四節 購買販賣事業

##### 一 概況

本會は昭和八年八月成立以來購販事業に就ては舊朝鮮金融組合協會の事業を承繼すると共に事業課を以て主管課とし、大いにその機構を強化し一層本事業の擴充を期したのである。然るに偶々本會の成立直前頃より農村振興運動が展開せられるや、部落團體の小法人としての組合加入の問題が擡頭し、遂に昭和十年八月殖産契令の公布によつて實施を見たのである。殖産契は其の設立と同時に金融組合又は産業組合の組合員となることを強制せられてゐるのみならず、主要なる事業目的である共同購入及共同販賣は總て組合の斡旋指導を受け本會支部の處理に委す建前となつてゐるのである。即ち殖産契令の施行に當つて發せられた政務總監通牒は「殖産契ノ設立ヲ機トシ、朝鮮金融組合聯合會ヲシテ其ノ會員ガ關與スル共同購入及共同販賣關係ノ事業ヲ統制セシメ、其ノ効果ヲ一層舉揚セシムルコト、シタルニ付、新設殖産契ニ於テモ右統制ニ背反スルコトナキヤウ充分指導ヲ加フルコト。」と明示し、更に財務局長通牒は「組合ノ殖産契及組合員ノ爲ニ斡旋スル

共同購買及共同販賣ハ聯合會支部ニ斡旋ノ申込ヲ爲スヲ原則トスルコト」ト布行したのであつて、殖産契の設立は本會購買事業に劃期的な變革を齎したのである。かゝる情勢に即應するため、昭和十一年四月本會は事業課を擴張して事業部とし、その下に購買、販賣の二課を置き機能の擴充強化を圖つたが、更にその後に至り別に事業部の總括的調査・企劃並に綜合計算を行はしむるため事業係を置き本事業の態勢整備に遺憾なからんことを期したのである。而して本會は事業部の新設に當つてその嚮ふべき方針として左の購買販賣事業要綱を定め、之に従つて事業の運営を計ることゝしたのである。

#### 購買販賣事業要綱

本會は曩に地方振興方針に順應し、殖産契の設置せられたるを契機とし、事業部を新設し業務の擴張を行ひ之が機能の強化を圖りたるが、是素より會員業務經營の圓滑及所屬組合員經濟生活の安定向上に資し、併せて其の協同によりて冗費排除生産愛好の美風を助長促進せんとするものに外ならず、従つて事業經營の方針は生産用品及特殊經濟用品の斡旋配給に依る公正なる價格の維持、並に生産物の統制及商品化による販路の調整開拓、地方的特産品の紹介を以て目的とすると共に、大量又は繼續取引により生産費並に購買販賣消費の低減を期し、或は僻地に於ける物資の購買販賣の不便除去に努め以て叙上目的の達成を期するものとす。而して之が

成否は一に關係諸方面の理解援助に俟たざるべからざるを以て、之が運営に當りては社會的情勢に鑑み地方的事情に即し事業の合理化、利益の普遍化を圖らんとするものなり。

本會は事業部設置以來叙上の趣旨に依つて一意目的達成に努め價格の適正、配給の公正、生産者利益の享受等につき顯著な實績を收め、組合經營の合理化、組合員經濟の發達に寄與したのである。

昭和十二年七月支那事變勃發以來經濟統制は漸次強化せられたが、殊に昭和十六年十二月大東亞戰爭に發展擴大するや全經濟機構は全く決戰體制に移行し一切の生産力は戰爭目的のために總動員せられるを要するに至り本會購買事業亦至大なる影響を受けたのであつて、本事業の指導理念亦當然に變容したのである。斯くて本會は農業團體として戦時下國家の要請に即應するを旨とし、購買事業に於ては農業増産に必要な資材の共同購入と所屬會員所要物品の共同購入斡旋に重點を置き、販賣事業に於ては總督府樹立の食糧對策要綱に従ひ農産物の蒐荷供出に系統機關の全機能を擧げて參劃し以て戦時下食糧國策の遂行に重要な役割を果してゐるのである。

## 二 販賣事業

事業部設立當時の取扱要綱 事業部設立當時に於ける販賣事業取扱要綱の大要を掲ぐるに左の

通りである。

(一) 販賣取扱品目

(イ) 穀物 粳、玄米、大豆、大麥、小麥、落花生、玉蜀黍

(ロ) 林産物 木炭、薪

(ハ) 織物 苧布、麻布、明紬

(ニ) 其他 朝鮮紙、箒、團扇、藥草

(ホ) 前各號の外會員又は需要者より特に斡旋の申込あり相當の生産額に達するもの並に特産品たる試賣品

(二) 販賣方法

粳、玄米、大豆等の如く普遍的に生産され且消費される農産物は競争入札若くは相對販賣の方法を採り、副業生産品の如き特殊性を有するものは相對販賣の方法を採る。

(三) 受渡方法

販賣品の受渡方法は産地販賣及消費地販賣の方法に依り異なるが、何れの場合にも鐵道運送の場合は貨車乗せ渡、陸路運送は荷受先の庭又は倉庫渡、海上輸送の場合は着航地の濱渡を原則とする。

(四) 販賣手数料

本會は取扱方針として委託販賣制をとり、一定の手数料を徴する。

本會は概ね叙上の取扱要領により殖産契又は世話人を通じて販賣品を取纏め、金融組合又は會員産業組合を通じてその販賣委託を受けたのである。尤も會員産業組合に在つては直接一般市場へ販賣することも少くないのである。尙、本事業が前述の手数料主義を採つた理由は自由經濟下にあつては金融組合の使命が商業資本から組合員の生産者利益を擁護するにあつたことに基いたものであるが、今や戦時下に於て各種販賣統制機關が商業利潤を排して手数料制に移行しつゝあることを思ふとき誠に感慨深きものがある。

倉庫建設計畫の樹立 本會が殖産契の設立と共に購販事業部門の態勢整備に力めたことは前述の通りであるが、更に本事業を積極化するために組合倉庫の新設擴充を圖ることとし、昭和十二年に至り倉庫建設五ヶ年計畫を樹立し、六百七十七棟、三萬三千八百坪、収容力百八萬二千石を確保せんことを期したのである。尤も本計畫は戦時下資材の關係もあつて昭和十四年度に至り三ヶ年間に三百十棟、一萬四千百坪(達成後三萬三千五百坪)、収容力四十五萬三千石を純増することに更訂せられたのである。かくして豫定の進捗は見るに至らなかつたが、尙倉庫の擴充、利用の増大著しく、その後の糧穀事情に寄與したること蓋し少からざるものがあつたのである。

**本事業と糧穀統制** 政府の戦時下食糧対策の完遂を期する爲め米穀統制が雜穀をも包含する糧穀統制に擴大せられ、價格統制が公定制に飛躍し、更に配給制による消費規正と共に生産品の供出制が採られるに及び、本事業は總督府の食糧対策要綱に従ひ農産物の蒐荷供出に協力することをしてその使命とするに至つたのであるが、昭和十七年各道に買上機關たる糧穀株式會社が設立せられ蒐荷配給方法が一應恒常化するに至つたので、昭和十八米穀年度よりは本會は農會と共に系統機關の全機能を舉げて糧穀の集荷供出に參劃し、且金融組合をして各道糧穀會社の買上代金の立替拂を代行せしめて國家の要請に即應しつゝあるのである。

**販賣事業の實績** 本事業は前叙の通り經濟機構の變革移行に隨つて相當變遷を見たのであるが、設立以來の實績は左表の如く逐年好調を示してゐるのである。尙本會共販事業に於て糧穀の占むる比重は甚だ大であり、殆ど常に九九%に上つて居り、殊に粗は殆ど常に八〇%以上を占めてゐるのである。

販賣事業進展狀況表

年 度	區 分	糧	割合 %	雜 穀	割合 %	其 他	割合 %	計
昭和十一年度		六五	九三	一	一	四	七	六六

(金額單位千圓)

同 十二年度	一〇、六三三	八	一、六四三	二	三五	二	二一、一五
同 十三年度	七、八二二	六	四、七〇七	二	三七	一	四、八六
同 十四年度	二四、四三三	九	六、〇九三	三〇	四〇	一	三〇、九七
同 十五年度	九、一八四	八	一八、三九七	七	一九六	一	一三、四九七
同 十六年度	四三、八七一	五	二一、四九	五	七六	一	四六、〇三八
同 十七年度	四九、四三三	九	四、四四〇	九	四七九	一	五〇、六六三
計	一、〇八、六三八	九	九、七〇九	八	八、五九	一	一、二五、八八

### 三 購買事業

朝鮮金融組合聯合會の事業部門は聯合會創設當時に於ては舊朝鮮金融組合協會が營み來つた共同調辨事業を根幹として發展して來たもので、謂はゞこの會員の共同調辨事業が後日の聯合會購買事業發展の基礎をなしたものであり、當時は庶務部の下の一課たる購買課が本事業の事務擔當をなしてゐたのである。然るに昭和十年八月三十日殖産契令の公布せられたるに伴ひ殖産契の主要事業たる購買事業の中央機關としての機能の擴充強化を期するため、前述の如く、本會事業課が事業部に擴充せられその下に購買・販賣の二課が置かれ、更に後に至り事業係が別に設けら

れるに至り本事業の態勢は全く面目を一新するに至つたが、所屬會員に於ける業務の伸長及殖産契の増設に伴ひ事業分量も亦急速なる伸展を示したのである。更に事業部設立に當り制定せられた前述の要綱に就て見るに本事業部門の目標とする處も亦新しき段階に達したのである。その後支那事變の進展に伴ひ自由主義經濟は漸次排除せられて經濟統制が強化せられ、更に大東亞戰爭の勃發後は經濟統制は必然的に聖戰完遂を唯一の目標とし、一切の經濟力が戰爭目的に寄與貢獻して直接戦力化することを要請せられるに至り、本事業の使命も亦必然的にその轉換を遂げるに至つたのである。

本會成立後に於ける購買事業の計數的發展を見るに次表の如く、總額に於ては昭和十四年度に二千二百萬圓臺に達して以來停滯状態に陥り、昭和十七年度に於ては逆に千五百八十三萬圓に激減した。之を品目別に觀るならば肥料は總額の八〇%前後を占め、總額に於ける前記の如き傾向も殆ど肥料にその原因を求めることが出来るのである。右の事實は最近増大傾向にあるものが農機具・鹽・干魚・印刷物に過ぎぬことと共に戰時經濟統制の本事業に對する影響を如實に示してゐるものである。

購買事業伸展情況表

年 度	農 業 生 産 資 材		經 濟 用 品			事 務 用 品			合 計
	肥料	農機具	種 苗	飼料セメント其他	粟麥等糧食鹽類干魚等	縮布石油石其ノ他	印刷物	文具及家具	
昭和八年度	四四	一	—	—	—	—	—	—	—
同九年度	一、七七	元	—	—	—	—	—	—	—
同十年度	二、六〇	六	—	—	—	—	—	—	—
同十一年度	八、九〇	六	—	—	—	—	—	—	—
同十二年度	八、一〇	二七	—	—	—	—	—	—	—
同十三年度	三、三三	四六	—	—	—	—	—	—	—
同十四年度	一五、八八	三〇	—	—	—	—	—	—	—
同十五年度	一五、一八	三三	—	—	—	—	—	—	—
同十六年度	九、一〇	四三	—	—	—	—	—	—	—
同十七年度	三、三九	七六	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(金額單位千圓)

第五節 教育事業

一 金融組合職員教育

概況 金融組合制度がこの創始以來何等蹉跌する處なく、進展一路を辿つて今日の偉大なる機

構を持つに至つたことは勿論當局の指導監督宜しきを得たるによることは争はれない事實であるが、しかも夫れは組合事業の擔當者たる組合人の拮据經營萬難を排してよく組合運動に盡瘁した功績に歸すること大と謂はねばならない。事實金融組合は本制度創始以來の組合指導者による組合精神の把握とその實踐を通して今日の傳統的な精神と牢固たる地位を確立したものと稱して過言でない。茲に組合人の養成と訓練、所謂組合教育事業の演じた役割はけだし大なるものありと謂はねばならない。この金融組合の指導者たるべき理事候補者、即ち理事見習並に一般職員の教育事業はその初期以來組合人指導の下に法規、經營實務等につき行はれたが、その講習會としての形をとつて遂行せられるに至つたのは舊朝鮮經濟協會の末期に於てであり、それは朝鮮金融組合協會の時代に至つて更に組織的計畫的に推進せられるに至つたものである。而して朝鮮金融組合聯合會の教育事業は實にこの朝鮮金融組合協會時代に確立されたものを引繼ぎ更に一層強力的に計畫的に推進せしめられて今日に至つたものである。しかも聯合會時代に於ける本事業は次に述べるが如き變遷を経過して來たものであるが、しかも金融組合の職員は經營者も事務員も共に本會の一貫した教育方針に依つて教育されるものであり、従つて組合經營は總て本會教育終了者によつて行はれる譯であつて、本會の職員教育事業は全鮮金融組合の有機的活動を完ふせしむる上に多大の貢獻を爲してゐるのである。

教育方針 本會職員教育事業の任務は金融組合の職域を通じて國家の發展に寄與貢獻すべき人物の養成にある。然し乍ら教育の具體的内容が時勢の動きに従つて變遷するのは當然であつて、本事業の過去を顧るとき明らかにその時勢と共に變容した跡を看取出來るのである。即ち聯合會の教育事業は昭和八年八月聯合會が成立して以來昭和十二年に至る期間と昭和十二年より昭和十七年迄の期間、最後に昭和十七年より現時に至る迄の期間の三期に之を分つことが出来る。第一期は舊朝鮮金融組合協會に於て確立された教育方針に基き漸次組合教育事業の躍進の道が拓かれつつあつた時代である。當時にあつては未だ専任講師の數も少く、講習人員も少數であり、主として組織の確立と教育體系の整備とに力が注がれたのである。この期間に於ける教育の内容は知識及び技能の向上に重點が置かれ、寮生活に於ては自治的訓練が強調されたのであつて、理事見習講習會に於ける講習科目を見ても明かな如く、この期間中には殖産契制度の創設と本會の事業部設置に伴ふ事業關係の科目新設の外には目立つた變化を見なかつたのである。併しながらこの初期に於ける教育事業はその所謂協同組合教育としての潑刺たる清新さが當時の指導精神によつて領導されてゐた事實は看過出來ないものがあり、本事業は周到なる企劃の下にその體系も着々整備を見つたものである。即ち組合職員の再教育を目途する乙種講習會も、新規採用事務員の教育を目的とする丙種講習會も共に充實せる講習内容を以つて定期的に開催され幾多の人材

を組合界に送り出したのである。又この期間に於て組合婦人講習會が開始されたことも組合運動が婦人の啓蒙的活動に俟つこと大なる事實に着目されたるによるものとして注目されるべきものがある。何れにせよ、この期間が組合教育事業の基礎整備時代であつたことは現在行はれつつある各種講習會が總てこの期間に於て創始され整備されたことによつても瞭かである。尙、金融組合職員教育に重要な意義を有する寄宿寮、農場が設置せられたのもこの期間に屬するものである。第二期は昭和十二年より昭和十七年迄の轉換期・陣容充實期である。この期間は支那事變の進展によつて準戰時體制の戰時體制に移行した時代であるが、職員教育に於ても斯かる時局に即應するの態勢を執るために努力した轉換期であつた。この期間中には専任講師を増員充實して純法律的科目の外は殆ど外來講師を招聘せざるに至り、懸案の組合人に依る組合職員教育が實現せられたのみならず、昭和十三年に至つては教育部別館の新築や寮の増築が成り、内容外觀共に整ひ新たな飛躍への準備が出来上つたのである。更にこの期間に於ては講師の増員と共に講義の内容も充實し、教育内容の重點は人格の陶冶に移行せしめられたのであつて、寮に於ては從來一人であつた舍監を三人に増員して寮生活を通じて講師との接觸に依る講習生の人格陶冶を圖り、又團體訓練に力を注いだのである。

第三期は昭和十七年より現在に至る期間であり、極めて短い期間ではあるが、過去十六ヶ年間

の變化にも増した轉換進展を遂げ面目を全く一新したのであつて組合教育の革新期とも稱すべきものである。而してこの時期に於ける組合教育事業の状況については後述現況の通りである。

**諸設備** 本會に於ける主要なる金融組合職員教育設備は教習場、組合寮、農場である。

**教習場** 本會は舊朝鮮金融組合協會の諸設備をその儘引繼いだものであり、舊協會の事務所の一部は既に教習場として完備したる施設を具備してゐたものであるが、然も前述せる如く教育事業は比年組合運動の發展と共に膨脹しつつあり、講習人員の増大するに伴ひ學級も自然増加し、加ふるに各種講習會が相次で開催されるに及んで愈々教習場の狹隘が痛感されるに至つたのである。斯くてこの教育事業の擴大強化に備へるため聯合會は昭和十二年一月別館新築の工を起し、翌年三月その竣工後は講習は總て新築別館に於て行ふこととなつたのである。別館は二階建てであつて建坪三百二十九、室數九を有し、その内教室は五である。尙現在教室を道場と呼稱してゐる事は別記の通りである。

**組合寮** 組合寮は寄宿寮生活の内に講習生自らを組合的生活に習熟せしめ且その人格の陶冶をなすことを目的として、舊朝鮮金融組合協會事務所建設と同時にその後庭に建設されたものであるが、教育部別館の新築を機として増築せられ、從來の三十三室は五十室に擴張された。建物は二階建て建坪約百六十五坪、外に食堂六十坪等が附屬してゐる。



尙、寮には協同文庫が設置され、講習生の研究・修養に資してゐる。現在圖書總數五百九十七冊である。

**農場** 本會は講習生の農事知識及勤勞精神の涵養を圖るため本會の西方約一里の地點、京城府東橋町に農場を設置し、概ね毎土曜日に實習を課してゐるが、別に農夫二家族を置いて家畜の飼育試験、農作物の栽培試験を行ひ農業經營の見地からの資料をも得てゐるのである。昭和七年十一月之を購入したときは田二千三百二十六坪であつたが、その中七百三十二坪は昭和十七年都市計畫のため道路に編入され、現在は一千五百九十三坪餘となつてゐる。尙農場には農夫舎二五五坪、豚舎八五坪、雞舎一二坪、山羊舎五七五坪、堆肥舎九坪、倉庫二一坪の附屬建物がある。

**教育叢書の刊行** 本會は一般民衆に對する組合教育にも留意してゐるが、その代表的なものは金融組合教育叢書の刊行である。現在までに發刊された本叢書は次の七種、二十萬部であるが、そのうち第一輯より第六輯までのものは諺文版をも刊行し國語未解者の啓蒙に資したのである。

第一輯 金融組合のしるべ（昭和六年五月刊行）

第二輯 金融組合の利用の仕方（昭和六年十二月刊行）

第三輯 農村振興と金融組合（昭和七年四月刊行）

第四輯 金融組合と自力更生（昭和八年五月刊行）

第五輯 金融組合と高利舊債整理資金の貸出（昭和八年十二月刊行）

第六輯 殖産契と其の事務（昭和十二年十二月刊行）

第七輯 金融組合發達の特殊性と新體制（昭和十五年十二月刊行）

一 講習實施狀況表

年 度	實 施 回 數			講 習 人 員			講 習 日 數			備 考	
	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙		
昭和八年度	—	—	—	計	三	—	計	—	—	—	甲ト乙ト同時ニ行ヒタリ
同九年度	—	—	—	計	四	—	計	—	—	—	
同十年度	—	—	—	計	四	—	計	—	—	—	
同十一年度	—	—	—	計	五	—	計	—	—	—	
同十二年度	—	—	—	計	六	—	計	—	—	—	
同十三年度	—	—	—	計	六	—	計	—	—	—	
同十四年度	—	—	—	計	六	—	計	—	—	—	
同十五年度	—	—	—	計	六	—	計	—	—	—	
同十六年度	—	—	—	計	六	—	計	—	—	—	
同十七年度	—	—	—	計	六	—	計	—	—	—	
	—	—	—	計	六	—	計	—	—	—	
	—	—	—	計	六	—	計	—	—	—	
	—	—	—	計	六	—	計	—	—	—	
	—	—	—	計	六	—	計	—	—	—	
	—	—	—	計	六	—	計	—	—	—	
	—	—	—	計	六	—	計	—	—	—	

二 各種講習人員（計には昭和元年度乃至昭和七年度の計數を含む、三、四、五、六表同斷）

六 丙種講習生出身學校別人員

學 校 年 度	學業				
	商 業	農 業	中 學	專 門 他 校	其 計
昭和八年	四	九	六	〇	一三
同九年	五	六	三	元	九
同十年	三	九	〇	二	八
同十一年	一	一	一	一	一
同十二年	七	七	三	八	二〇
同十三年	一	一	一	一	一
同十四年	五	三	六	二	一六
同十五年	四	三	四	元	一六
同十六年	三	六	一	〇	一〇
同十七年	元	六	七	八	一三
計	四三	一七	一六	三三	一〇九

五 乙種講習生出身學校別人員

所 在 地	年 度 別		
	第八回	第九回	第十回
内地	四	六	一〇
朝鮮	三	一	一
外地	一	一	一
計	八	八	一二
第十一回	三	三	三
第十二次	三	三	三
第十三次	四	五	五
第十四回	九	九	九
第十五回	四	四	四
第十六回	七	七	七
第十七回	五	五	五
第十八回	五	五	五
計	六九	七二	七〇

四 甲種講習生の内地朝鮮外地(滿洲支那)所在學校別出身人員

學 校 年 度	學業				
	帝 大	商 大	私 大	高 農	其 計
昭和八年	五	三	二	一	一三
同九年	三	一	一	三	八
同十年	四	一	一	一	七
同十一年	一	一	一	一	四
同十二年	五	一	一	一	八
同十三年	二	一	一	一	五
同十四年	三	一	一	一	六
同十五年	三	一	一	一	六
同十六年	三	一	一	一	六
同十七年	三	一	一	一	六
同十八年	一	一	一	一	四
計	八	一六	一五	一七	五六

三 甲種講習生出身學校別人員

種 目 年 度	種 種			
	甲	乙	丙	婦 人
昭和八年	五	三	一	三
同九年	四	九	一	三
同十年	六	八	一	五
同十一年	三	一	一	三
同十二年	三	二	一	六
同十三年	六	七	一	四
同十四年	七	一	一	九
同十五年	六	一	一	八
同十六年	七	三	一	一〇
同十七年	四	三	一	八
計	九〇	一、二五	七、四〇	九、七七

科目	昭和八年		九年		十年		十一年		十二年		十三年		十四年		十五年		十六年		十七年		十八年	
	回数	時間數	回数	時間數	回数	時間數	回数	時間數	回数	時間數	回数	時間數	回数	時間數	回数	時間數	回数	時間數	回数	時間數	回数	時間數
金融組合概論	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇
金融組合經營論	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇
金融組合令	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三
庶務(實務)	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三
會計(簿記)	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三
民事訴訟法	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三
民事令	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇
登記業	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇
產規演習	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇
法鑑定	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三
爲替	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇
殖産契及購販事務	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇
農業	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇
貸付業	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇
預金及積金	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇

昭和八年年度—十七年度 甲種講習會授業科目並に時間數

年度及別	昭和八年					校	普校	女高普	講習會卒後	女商	中女高退普	養教成所員	高小卒	中專退門	師範	ナシ	專門卒	計
	同	同	同	同	同													
計	五十	四十	三十	二十	十一	五	九	四	二	六	一	二	一	一	一	一	一	三
同	五	四	三	二	一	五	九	四	二	六	一	二	一	一	一	一	一	三
同	五	四	三	二	一	五	九	四	二	六	一	二	一	一	一	一	一	三
同	五	四	三	二	一	五	九	四	二	六	一	二	一	一	一	一	一	三
同	五	四	三	二	一	五	九	四	二	六	一	二	一	一	一	一	一	三
同	五	四	三	二	一	五	九	四	二	六	一	二	一	一	一	一	一	三

七 婦人講習會出身學校別人員

學年度	昭和八年					計
	商	農	中	專	共	
年昭	一	六	一	一	三	一
同度八	一	六	一	一	三	一
年同	一	六	一	一	三	一
度九	一	六	一	一	三	一
年同	一	六	一	一	三	一
度十	一	六	一	一	三	一
年同	一	六	一	一	三	一
度十一	一	六	一	一	三	一
年同	一	六	一	一	三	一
度十二	一	六	一	一	三	一
年同	一	六	一	一	三	一
度十三	一	六	一	一	三	一
年同	一	六	一	一	三	一
度十四	一	六	一	一	三	一
年同	一	六	一	一	三	一
度十五	一	六	一	一	三	一
年同	一	六	一	一	三	一
度十六	一	六	一	一	三	一
年同	一	六	一	一	三	一
度十七	一	六	一	一	三	一
計	七	二	一	一	一	一



科 目	回別 (年度)	備考
金融組合概論	第十六回 (昭和十三年)	貸付、預金及積金は第十六回に至り庶務(實務)より獨立せしめたるものとす
金融組合經營	第十七回 (昭和十四年)	
金融組合法規	第十八回 (昭和十五年)	
金融組合(實務)	第十九回 (昭和十六年)	
關稅法	第二十回 (昭和十六年)	
庶務(實務)	第二十一回 (昭和十七年)	
簿記	第二十二回 (昭和十七年)	
珠算	第二十三回 (昭和十七年)	
數字	第二十四回 (昭和十七年)	
講話	第二十五回 (昭和十七年)	
農業	第二十六回 (昭和十七年)	
貸付	第二十七回 (昭和十七年)	
	第二十八回 (昭和十七年)	
	第二十九回 (昭和十七年)	

計	見學其ノ他	購販契務	殖産及積金	預金及積金	貸付
一九五					
一九四					
一九九					
二〇三					
二〇三					
一八二					
一九九					
三三三					
一九六					
一九三					
一八二					
一七					
一七					
一九					

科 目	回別 (年度)	備考
金融組合概論	第三回 (昭和八年)	昭和三十八年度 丙種講習會授業科目並に時間數
金融組合經營	第四回 (昭和九年)	
金融組合法規	第五回 (昭和九年)	
關稅法	第六回 (昭和十年)	
庶務(實務)	第七回 (昭和十年)	
會計(簿記)	第八回 (昭和十年)	
產算	第九回 (昭和十年)	
珠算	第十回 (昭和十年)	
數字	第十一回 (昭和十一年)	
講話	第十二回 (昭和十一年)	
農業	第十三回 (昭和十二年)	
	第十四回 (昭和十二年)	
	第十五回 (昭和十二年)	
	第十六回 (昭和十二年)	

計	見學其ノ他	講字	教練	數字
二〇				
二〇				
二〇				
二〇				
二〇				
二〇				
二〇				
二〇				
二〇				
二〇				
二〇				
二〇				
二〇				
二〇				
二〇				

計	見學其他	公文書式	執務禮法	教練	朝鮮語	購販契務	殖産契務	預金及積金
一六	六					九	五	
一六	六					五	九	
一六	六					六	九	
一三	一					四	六	
一四						一	三	
一八							六	
一五					(課外四)	三	九	
一八					(課外四)	三	九	
一四	二				(課外四)	七	七	
一五			七	三	(課外四)	〇	九	
一四				四		三	八	
一五			七	四		〇	三	
一四	六	五	六	六		六	八	

## 二 普及事業

本會の普及事業は現在普及課に於て擔當遂行してゐる。普及課の前身は本會設立と共に新設された調査課であり、當時の調査課の業務は舊朝鮮金融組合協會の宣傳事業を承繼し組合趣旨の普及及び會員の聯絡を目的とし、雜誌その他出版物統計類の發行、内外協同組合機關の聯絡及協同組合に關する調査をなす外巡回映寫、畫劇及各種の會合等の開催を主管して來た。然るに其の後の急激なる組合員の増加、殖産契の普及に伴ふ組合事業の目覺しき發展と業務の複雑化によつて從來の機構を以つてしては到底本來の使命完遂を期し得ぬ憾を生じたのみならず、時局の進展は

調査事業の擴充を要請するに至り、昭和十三年五月當時調査課事業の主體たりし宣傳普及事業を擔當する普及課を新設し機能の一層の充實を圖つたのである。而して普及課の新設は支那事變勃發の直後に當つてをり、従つて本課獨立後の普及事業の重點は組合精神の昂揚と日本精神の發揚とに置くこととなり、各種の施設を通じて全戸包容・全家指導と皇民化への鍊成とを期したのである。其の後昭和十八年一月に至り從來庶務部所屬であつた普及課は教育部に轉屬せしめられ、普及事業は新に庶民教育的使命を擔ふこととなり、時局の要請に應へ強き自覺を以て本會の教育方針を直接個人迄浸透せしむる事となつたのである。其の業務進展狀況を各部門別に示せば左の如くである。

刊行物 舊朝鮮金融組合協會時代その創刊を見た「金融組合」、「金融組合和文版」、「金融組合鮮文版」等の定期刊行物及冊子等の出版事業は新聯合會によつて承繼されたのである。然るに其の後急激なる組合運動の飛躍的進展に伴ひ之等刊行物の内容、體裁は必然的に一層の改善を迫られるに至り、本會は極力之が充實を圖つたのであつて、現在に至るまでには改題、統合、創刊等幾變遷を経たのであり、其の發行部數も亦年を追ふて増加の一路を辿つて來たのであるが、支那事變の大東亞戰爭への進展に伴ひ用紙の制限を受け最近減少の傾向にあるは不已得次第である。尙右の狀況を表示すれば左の通りである。

普及用定期刊行物發行推移狀況

雑誌名	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年
金融組合	五,三〇〇	五,七〇〇	六,四〇〇	七,四〇〇	七,三〇〇	八,一〇〇	八,四〇〇	七,七〇〇	六,六〇〇	六,六〇〇	
金融組合和文版	三,五〇〇	三,〇〇〇	三,八〇〇	四,三〇〇	三,四〇〇	四,八〇〇	「組合と生活」と改題				
組合と生活					一五,一〇〇	「金融組合和文版」改題	天,三〇〇	天,三〇〇	「半島の光和文版」と改題		
半島の光和文版							一六,四〇〇	「組合と生活」改題	天,〇〇〇	天,〇〇〇	
金融組合鮮文版	一七,〇〇〇	一四,八〇〇	一五,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一八,八〇〇	一五,九〇〇		「半島の光鮮文版」に合併		
家庭文庫	一〇,八〇〇	一五,〇〇〇	第一輯より第三輯まで發行す	「家庭の友」と改題							
家庭の友		「文庫」改題	一〇,一〇〇	「家庭の友」改題	一六,四〇〇	「家庭の友」改題	「金融組合鮮文版」を合併				
半島の光鮮文版											
朝金聯ニュース	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	「朝金聯旬報」と改題							
朝金聯旬報		「ニュース」改題	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
殖産契報				一四,一〇〇	一四,一〇〇	一七,一〇〇	二五,一〇〇	四〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇		

右の外本會は創立以來普及事業として不定期に各種の圖書・冊子・ビラ・ポスター等の印刷物を刊行・配付し、その部数極めて多量に上つてゐる。

巡回映寫 映畫事業は本會設立以前に於ては道聯合會によつて行はれてゐたが本會成立後は之を本會に統合し、昭和十一年初めて二個の映寫班を設け、次いで昭和十六年度に至り之を四ヶ班に強化し、各金融組合所在地に巡回映寫を爲し此の種娛樂機關の乏しい農村の渴望に應へて來たのである。映畫の内容は當初に於ては組合趣旨普及を目的とするものを主としてゐたが、時局の推移に伴ひ日本精神の昂揚を圖ると共に地方教化に資して來たのである。実績の大要を數字的に示せば左の如くである。

巡回映寫事業実績表

年 度	開催申込組合数	組合数	映寫回数	観覧人員
昭和十一年度	1	201	201	358人
昭和十二年度	557	292	325	80
昭和十三年度	460	332	337	93

昭和十四年度	四九〇	四五四	四五四	九六
昭和十五年度	四四〇	四〇二	四一一	八七
昭和十六年度	五三三	三四三	三四四	七〇
昭和十七年度	三九六	二七〇	二七〇	四八

昭和十五年度以降に於ては時局的事情に依り実績低下の現状にあるが、其の指導的價値に於ては些の低下も見ず寧ろ漸次増大をさへ見つゝある情勢である。

**畫劇** 現在の朝鮮の民度に於ては紙芝居の役割は眞に大なるものがある。よつて本會に於ては昭和十二年より紙芝居の製作配給を開始しその利用に努めつゝあるが、昭和十八年三月末までに製作配給したもの三五種、三八九二組に及んだ。而してその配給に就ては近年は全鮮金融組合を一四六配給區域に分けて各配給區域に一組を配給し、各配給區域に屬する金融組合をして共同之を利用せしめてゐる。斯くして配給せられた紙芝居は、各組合により實演せられ地方民の教化及慰安、時局認識、貯蓄の奨励、組合趣旨の普及等に大いなる効果を示してゐる。而してこの効果をより大ならしむるために本會では從來組合に於ける畫劇演出方法を指導して來たが、昭和十七年度以後は無聲映寫班の巡回中止を補ふために之を一層強化し、その巡回講習を行つてゐる。其の昭和十八年三月末までの実績は開催回数一七〇、受講組合數二二七、受講職員數二四八一名

に及んでゐる。実績の概要を表示するに左の通りである。

**畫劇配給実績**

年度別	配給地區數	配給組數	種類
昭和十二年度	一四五	八七八	三
同 十三年度	一四五	五七〇	四
同 十四年度	一四五	六〇八	四
同 十五年度	一四六	九一八	六
同 十六年度	一四六	六一二	四
同 十七年度	一四六	三〇六	二
計	現在 一四六	三、八九二	二三

**畫劇講習會実績**

年度別	開催回数	受講組合數	受講職員數
昭和十六年度	四三	五八	六二一
同 十七年度	一二七	一六九	一、八六〇



計	一七〇	二二七	二、四八一
---	-----	-----	-------

### 第六節 共済事業

#### 一 火災共済事業

聯合會の營む共済事業の内火災共済事業は既に組合運動の初期の時代、即ち地方金融組合會が大正の初期地方金融組合建物損害補積立金規約を定め會員組合の便宜を圖つたことにその濫觴を發したものであり、其後朝鮮金融組合協會の設立によつて本事業は一段と進展を見るに至つたのであるが、朝鮮金融組合聯合會の成立するに及び本事業に關し從來規定してゐた朝鮮金融組合協會會員建物火災損害補積規程を現行の朝鮮金融組合聯合會火災共済規程に改めた。爾來統制の強化及會員所有建物の増加に伴ひ本事業は駁々乎として進展の一途を辿り、契約件數及契約高は年と共に増大し、昭和十一年十月以降離出率の半減を行つたにも拘らず其の基金蓄積高は年と共に増加し、昭和十八年三月末に於ては基金二十九萬餘圓の巨額を算し、又契約會員數六百四十二、契約件數四千四百十九、契約高一千三百八十一萬二千三百二圓を示し、同種機關にその比を見ぬ

發展を遂げたのである。

#### 火災共済契約狀況

(金額單位千圓)

區分	年別	
	昭和九年三月末	同十年三月末
會員數	六四	六六
契約件數	一、八七	二、一五
契約高	四、六三〇	四、九七八
	同十一年三月末	同十二年三月末
會員數	六五	七九
契約件數	二、三六	二、五八
契約高	五、八一	五、六八
	同十三年三月末	同十四年三月末
會員數	七四	七五
契約件數	二、七六	二、九三
契約高	六、三〇七	六、九三七
	同十五年三月末	同十六年三月末
會員數	七五	七六
契約件數	三、三〇	三、三九
契約高	七、五三	九、〇〇
	同十七年三月末	同十八年三月末
會員數	七四	六三
契約件數	四、〇四	四、四九
契約高	一一、〇三	一三、八一

#### 火災共済基金受拂狀況

(金額單位圓)

年別	受		入		高		拂		出		年末現在高
	基金	利息	計	損害補填額	取費其他	計					
昭和九年三月末	三、九六	五、三三	九、三〇	—	五、八一	五、八一	*	一七、四七			
同十年三月末	一八、三八	六、七六	二五、〇四	一、五三	二、五〇	三、〇六		一九、五七			
同十一年三月末	一八、七六	七、七九	二六、五五	三、〇六	二、五〇	五、五九		一八、〇四			
同十二年三月末	一九、五四	七、九二	二七、五六	—	九、五七	九、五七		一九、三六			
同十三年三月末	二、一七	八、六七	一〇、八四	七、〇〇	二、五〇	九、八〇		二〇、四三			
同十四年三月末	三、四〇	九、二五	一二、六五	一、〇〇	二、五〇	二、六〇		三三、七八			
同十五年三月末	三、九六	九、八四	一三、八〇	一九、九七	二、五〇	三、四七		三六、八五			

同 十六年三月末	一六、九七	一〇、〇四	三七、〇四	二六〇〇	二、五三	五、一三	二五〇、七七
同 十七年三月末	三、二〇	九、九三	三三、〇四	六〇天	二、五〇	八、五天	二七三、〇三
同 十八年三月末	二六、六六	一〇、四八	三七、二一	二七、四九	二、五〇	一九、九七	二九〇、三美

\* 中には朝鮮金融組合協會より繼承せる基金一三三、三三六圓を含む。

## 二 朝鮮金融組合職員共濟會

本共濟會は昭和十五年十二月三十一日朝金聯より金六萬圓、全鮮金融組合より金四萬圓、計十萬圓の醸出を受け之を基本金として新設せられた財團法人である。今その沿革を顧るに、本事業は昭和四年四月一日舊朝鮮金融組合協會に於て制定した特別給與金制度に始まり、次いで昭和八年八月三十一日協會の解散と共に朝鮮金融組合聯合會に引繼がれ、更に獨立して本共濟會の成立を見て昭和十六年一月一日より新に事業を開始したものである。而して本共濟事業はその創始と共に略々順調なる進展を遂げ、昭和八年には早くも會員醸金の割合をその職員給料月額六分の一より七分の一に引下げたのである。朝鮮金融組合聯合會は成立後も、朝鮮金融組合協會の制定に係る「會員職員退職慰勞金其他給與金支給規程」をそのまま踏襲してゐたのであるが、昭和十三年八月三十一日に至り之を廢して新に「朝鮮金融組合聯合會特別給與金規程」を制定したのである。而し

て新規程亦殆んど舊規程を踏襲したものであり、その主要なる相違點は受給者を聯合會會長、同理事及金融組合理事見習以外の者に限つたこと、會員の醸金をその職員給料月額七分の一より六分の一に引上げると共に退職慰勞金の支給率を多少増大したことこの二點であつた。次で本共濟會の聯合會よりの獨立を見るに至り更に大なる改訂が行はれ、聯合會、同會員及本共濟會の職員も會員とせられ、これら職員も夫々醸金することゝなると共に疾病金、災害金、弔慰金の三共濟が新設せられ、又新に貸付が開始せられたのである。而して本共濟會の成立と共に從來各道毎に行はれてゐた各種共濟施設も漸次本共濟會に統合包攝せられるに至つたのであつて、組合界多年の要望であつた全鮮統一的な共濟機關は茲に成立し更に順調な發展を見るに至つたのである。今聯合會成立以後に於ける本共濟事業の進展狀況を見るに左の如くである。特に最近に於けるこの共濟事業の特異なる施設としては昭和十八年四月會員職員の子弟に對する獎學基金制度を設定し上級學校に進學せんとする者に對する無利子長期貸付を行ふに至つたことを挙げ得べく、而して本貸付は職員共濟事業として、將又優秀なる職員候補者の養成のためにも洵に劃期的施設たるものである。

特別給與基金受拂高の内譯

年次	會員數	本年度受入高	本年度給與高		計	特別給與基金
			退職慰勞金	扶助料		
昭和九年三月末	六四	三九三、七九	六、六九	一、七六	八、六六	一、六八、四七
同 十年三月末	六九	四七、九	一、八六	二、七〇	一、六八	一、九八、七〇
同 十一年三月末	六九	五九、六九	三、六三	三、三〇	一、六八	一、九八、七〇
同 十二年三月末	七〇	五二、七四五	二、二六	三、三〇	一、六八	二、三九、五〇
同 十三年三月末	七〇	六三、〇四八	三、五、一八四	四、九八	二、二六	二、四八、一六四
同 十四年三月末	七〇	七五、六六一	四、三、八七	三、九七	二、二六	二、七八、五九
同 十五年三月末	七四	八八、六七	七、七、一六	一、三九	二、二六	三、〇六、二四
同 十六年三月末	七四	五九、六四	六、九、七〇	八、四七	二、二六	三、一七、三二
計			六、〇四	三、七	六、六六	三、〇七、八〇

朝鮮金融組合職員共濟會業務進展狀況表

種別	昭和十六年三月末		昭和十七年三月末		昭和十八年三月末	
	甲	乙	甲	乙	甲	乙
會員數	七二四	八、四七四	七二三	九、六七〇	六二七	一〇、三九三

共濟會基金拂出高の内譯

種別	昭和十六年三月末		昭和十七年三月末		昭和十八年三月末	
	甲	乙	甲	乙	甲	乙
基金	一〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇	
獎學基金	三、一七九、二九二		三、六二四、五九三		四、〇九六、九七四	
共濟會基金	三、一七四、六五二		三、五九八、〇三〇		四、〇四六、九九九	
内譯	四、六四〇		二六、五六三		四九、九七五	
共濟貸付金	二二九、七五五		六八三、九五九		八四四、八八八	
住宅貸付金			一一九、七五九		一九五、八七九	

種別	昭和十六年三月末		昭和十七年三月末		昭和十八年三月末	
	支給員數	支給金額	支給員數	支給金額	支給員數	支給金額
退職慰勞金	一、五	一四、〇六	五	六八、八〇	五	七六、三四
死亡養金	八	一、五〇九	四〇	七、四七〇	五	一四、四六九
療養計	一、四	一五、七五	三	二九四	八	九四
疾病金	九	三五	六四	六六、五六	六	七五、七四
災害金	一		二八	一六、二七	四〇	一八、九三
弔慰金	一三	三、四〇〇	六九	一八、三〇	七	三〇、三〇

合	計	三三	三、七五	一〇三	五、六九	一、三七	四、九三
計		二六	二九、三〇	一、六七	七〇、三三	一、八三	九二、六七

第七節 諸會合

本會は其の目的を達する爲に諸種の會合を開催してゐる。その代表的なるものは即ち總會及全鮮金融組合理事協議會である。全鮮金融組合理事協議會は朝鮮金融組合協會によつて主催せられた金融組合大會が本會の成立と共に改稱せられて今日に至つたものである。而して金融組合大會は昭和四年十月全鮮金融組合代表者を集めて初めて開催せられたのであるが、爾後その決議に基き三年に一回各二年を挟んで協會によつて開催せられることとなつたものである。又同じ決議に基き本大會の開催せられざる年に限り毎年一回宛各道輪番にその道の聯合會の主催の下に各道組合数の二割の出席者を得て金融組合小會が開催せられるに至つたが、昭和六年より從來の大會を中央大會、小會を地方大會と改稱したのである。かくして中央大會は昭和七年十月にその第二回が開催せられ、又地方大會は第一回が昭和五年九月釜山に、第二回が昭和六年九月平壤に、第三回が昭和八年九月新義州に開催せられ、通計五回の大會が昭和四年以來引續いて毎年開催せられ

たのである。而して金融組合大會は金融組合の發達を圖る爲め協議、報告、講演、表彰を行ふを以て目的とし、各種の重要な決議を行ひ其の後に於ける組合運動の動向に對して重要な役割を果したのであるが、更に金融組合理事者の士氣を振作し組合運動の示威宣傳に資したる處少からざるのみならず、本會の成立にも預つて大なる力があつたとせられてゐるものである。金融組合大會は未だ全鮮的聯合組織の無かつた當時に於て金融組合の總意を結集しその發達を圖る契機とするの意圖を以て開催せられたものである。従つて聯合會が成立するや本大會の意義は多少の變化を見たるのみならず、その名稱にも不合理が感ぜられるに至つたので全鮮金融組合理事協議會に改稱存続せしめられ、地方大會は廢止せられたのである。而して本協議會は昭和十年及昭和十五年と二回開催せられたのであるが、その大會の意義及内容は別項の如くである。

一 第一回全鮮金融組合理事協議會

金融組合大會は本會創立早々新義州に開催せられた地方大會を最後としてその後中止の形となつてゐるが、本會成立後最初の全鮮金融組合理事會同たる全鮮金融組合理事協議會は昭和十年九月十八日より二十日まで三日間の會期を以て本會大講堂に開かれたのである。而して本協議會は總督府の唱導による農村振興運動が一層強調せられるに及び金融組合のこの